

ひらかた高齢者 保健福祉計画21 (第8期)



令和3年(2021年)3月

枚方市

はじめに



現在、わが国では、少子高齢化の急速な進展により、人口減少・超高齢社会を迎えています。本市におきましても、人口減少の傾向が続く中、高齢者人口は年々増加しており、すでに高齢者人口は11万人を超え、高齢化率も28%を超えています。令和2年には75歳以上の後期高齢者が前期高齢者を初めて上回り、令和7年までその差が大きくなっていくことが見込まれるなど、今後ますます介護や生活支援に対するニーズが高まることが予想されます。

このような状況の中、本市では、このたび、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とする「ひらかた高齢者保健福祉計画21（第8期）」を策定しました。本計画では、「高齢者が生きがいをもち、自分らしく暮らすことのできるまちづくり」を基本理念に掲げ、団塊世代のすべての方が75歳に到達する2025年（令和7年）、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）を見据え、介護保険制度の適正な運営や高齢者福祉施策の推進などについてまとめたものです。

すべての高齢者が個々の心身の状態や生活状況に応じて、いつまでも住み慣れた地域で生きがいをもち、元気で自分らしい生活を送ることができるよう、本計画に基づき、地域や関係機関の皆様と連携して様々な取組みを進めてまいります。今後とも、市民の皆様や市議会、各関係機関の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、新型コロナウイルス感染症の影響などもありましたが、よりよい計画となるよう熱心なご議論を重ねていただきました枚方市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査や市民意見聴取、意見交換会などを通じて貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

枚方市長 **伏見隆**

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
(1) 法的根拠	2
(2) 関連計画との連携	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	3
(1) 計画の策定機関	3
(2) 庁内検討体制の整備	3
(3) 大阪府等との連携	4
(4) 被保険者に対する実態調査の実施	4
(5) 市民意見聴取及び市民意見交換会の実施	4
5. 計画の進捗管理	4
6. 計画の基本理念と計画推進の基本的な考え方	5
(1) 基本理念	5
(2) 計画推進の基本的な考え方	6
(3) 日常生活圏域	7
第2章 高齢者を取り巻く現況と将来推計	9
1. 人口・世帯等、高齢者の動向	9
(1) 人口構造	9
(2) 年齢区分別人口の推移	10
(3) 世帯の状況	11
2. 将来推計	12
(1) 将来人口の推計	12
3. 地域間比較分析	13
(1) 前期・後期高齢者の状況	13
(2) 認定率の状況	14
(3) 受給者の状況	14
4. 高齢者の生活実態及び意向	15
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	15
(2) 在宅介護実態調査	22
(3) 高齢者の健康づくり調査	39
(4) 介護保険サービス等に関する実態調査	53
第3章 第7期計画の実績	62
1. 介護保険対象サービスの実施状況	62
(1) 要介護認定者数	62

(2) 居宅サービスの実績	63
(3) 施設サービスの実績	74
(4) 地域密着型サービスの実績	77
(5) 介護保険給付費の実績	83
2. 地域支援事業の実績	85
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の実績	85
(2) 包括的支援事業の実績	88
(3) 任意事業の実績	92
3. 高齢者福祉サービス等の実績	99
(1) 在宅福祉サービス	99
(2) 市民後見推進事業	100
(3) 高齢者の生きがい・社会参加への支援	101
(4) 高齢者の雇用・就業促進	102
第4章 介護保険サービス量の推計と介護保険料	104
1. 被保険者数及び認定者数の推計	104
(1) 被保険者数の推計	104
(2) 要支援・要介護認定者数の推計	105
2. 施設・居住系サービス及び居宅サービス利用者の推計	106
(1) 施設・居住系サービス利用者の推計	106
(2) 居宅サービス利用者の推計	107
3. 介護保険サービス量の見込み	108
(1) 居宅・介護予防サービス	108
(2) 施設サービス	114
(3) 地域密着型サービス	116
(4) 地域密着型サービスの必要利用定員総数	123
(5) その他の老人福祉施設	123
4. 地域支援事業の事業量の見込み	124
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	124
(2) 包括的支援事業	125
(3) 任意事業	126
5. 介護保険財政について	128
(1) 介護保険特別会計の構造	128
(2) 保険料段階の設定	129
(3) 第8期計画期間の介護保険標準給付費の見込額	130
(4) 地域支援事業費の見込額	130
(5) 介護保険料の軽減	130
(6) 介護給付費準備基金の活用	131
(7) 第1号被保険者にかかる介護保険料の算定	131

(8) 第8期計画の保険料基準月額	131
第5章 適切かつ効果的な介護サービスの提供	133
1. 介護保険サービスの質の向上に向けた給付適正化対策の強化	134
(1) 適切な要介護認定	134
(2) 利用者の自己実現に沿ったケアマネジメント	134
(3) サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化	136
2. 市民への情報提供体制の充実	137
(1) 高齢者の状況に配慮した情報提供	137
(2) 介護保険制度の正しい理解	138
(3) 介護保険サービス事業者の情報提供	138
(4) 利用者負担額軽減制度の活用促進	138
(5) 効果的な福祉用具の活用の普及	138
3. 介護保険事業者に関する苦情・相談対応と指導・助言体制の強化	139
(1) 介護保険サービス事業者への指導・助言	139
(2) 介護サービス相談員派遣事業	139
(3) サービス利用に関する要望・苦情への対応	139
4. 事業者による主体的な活動の促進	140
(1) 介護保険サービス事業者連絡会の取組み支援	140
(2) 介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援	140
5. 福祉・介護人材確保の取組み	141
(1) 大阪府等との連携	141
(2) 業務効率化の強化	142
(3) 生活支援員の養成	142
(4) ボランティア活動	142
(5) NPOとの連携	142
第6章 地域包括ケアシステムの構築	143
1. 保健・医療・介護・福祉の連携強化	145
(1) 在宅医療・介護連携の推進	145
(2) 自立支援の取組みの推進	147
2. 認知症支援策の推進	148
(1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	148
(2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供	149
(3) 認知症の人の介護者への支援	151
(4) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進	151
3. 介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進	153
(1) 介護予防・生活支援サービス事業の効果測定	156
(2) 介護予防・生活支援サービスの基盤整備	156
4. 介護予防と健康づくりの取組みの推進	157

(1) リハビリテーション専門職の関わりによる自立支援	157
(2) 住民主体の介護予防の取組みの支援	157
(3) 一般介護予防事業	158
(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	159
(5) 通いの場の活動支援	160
(6) 有償ボランティアの活動支援	160
5. 地域支え合い体制の整備	161
(1) 第1層協議体の運営	161
(2) 元気づくり・地域づくり会議、コーディネーター（第2層協議体、第2層生活支援コー ディネーター）の活動支援の体制整備	162
(3) 第3層生活支援コーディネーターの支援体制整備	162
6. 高齢者の多様なニーズに対応する生活支援サービスの提供	162
(1) 緊急通報体制整備事業	163
(2) ひとり暮らしの方への定期連絡	163
(3) 介護用品支給事業	163
(4) 訪問理美容事業	163
(5) 高齢者福祉タクシー基本料金補助事業	163
第7章 地域包括支援センターの機能強化	164
1. 「地域包括支援センター事業計画」の策定及び事業評価	165
2. 地域包括支援センターの役割分担と機能強化	165
3. 機能強化のための体制整備と資質の向上	166
(1) 3職種専門性が十分発揮できる人員体制	166
(2) 職員のスキルアップ	166
4. ケアマネジメント力の向上	167
(1) 地域ケア会議の充実	167
(2) 三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）との連携強化	167
5. 日常生活圏域における情報の収集と発信	168
6. 他の相談支援センターとの連携の強化	168
第8章 健康でいきいきと安心して暮らせるまちづくりの推進	169
1. 若年期からの健康の保持・増進	170
(1) 健康づくりの推進	170
(2) こころの健康増進のためのネットワークづくりの推進	170
(3) 健康診査等（特定健康診査・住民健康診査・各種がん検診）	171
(4) 健康教育	171
(5) 健康相談・訪問指導	171
2. 地域ぐるみでの健康づくりの推進	172
(1) いきいきサロン	172
(2) 自主活動への支援	172

3.	高齢者の住まいの安定的な確保	173
	(1) 住宅改修制度の適切な運営	173
	(2) サービス付き高齢者向け住宅の情報提供	173
	(3) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質の確保	173
	(4) シルバーハウジング生活援助員派遣事業	173
4.	高齢者の人権を尊重する、多様な状況に配慮した支援（権利擁護）	174
	(1) 地域包括支援センターを核とした高齢者虐待等の通報体制の整備	174
	(2) 高齢者虐待防止ネットワークの構築	174
	(3) 高齢者虐待防止の啓発活動	175
	(4) 施設等における高齢者虐待防止の取組み	175
	(5) 施設等における身体拘束ゼロに向けた取組み	175
	(6) 成年後見制度	175
	(7) いきいきネット相談支援センター	176
	(8) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）	176
	(9) 大阪府生活福祉資金・リバースモーゲージ	176
5.	障害者施策との連携	177
6.	高齢者の社会参加への支援	177
	(1) 高齢者お出かけ推進事業	177
	(2) ラポールひらかた	177
	(3) 老人福祉センター（総合福祉センター、楽寿荘）	178
7.	老人クラブ活動等への支援	178
	(1) 老人クラブへの支援	178
	(2) ひとり暮らし老人会活動	178
8.	高齢者の雇用・就業促進	179
	(1) シルバー人材センター	179
	(2) 地域活性化支援センター	179
	(3) 地域就労支援センター	179
9.	緊急時・災害時における高齢者への支援	180
	(1) 災害や感染症対策にかかる体制整備	180
	(2) 要配慮者への支援	181
	(3) 福祉避難所の円滑な運営	181
10.	在宅高齢者への支援	182
	(1) 見守り体制の整備の取組み	182
	(2) 生活困窮高齢者の支援	182
	(3) ひらかた安心カプセル	182
	(4) ふれあいサポート収集事業	182
	(5) 大型ごみ持出しサポート収集事業	182
11.	小・中学生に対する高齢者への理解促進	183

資料編	184
1. 枚方市社会福祉審議会（本審）及び高齢者福祉専門分科会委員名簿	184
2. 枚方市社会福祉審議会（本審）及び枚方市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 開催 経過	185
3. 枚方市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会からの報告	186
4. 用語解説	187

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

日本の人口の将来推計では、2025年（令和7年）に団塊の世代が75歳以上となり、さらに2040年（令和22年）には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口の増加に加え、高齢者を支える現役世代の急減と、介護が必要となるリスクの高い85歳以上の高齢者の増加が予測されています。

これまでも、国においては、高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことのできるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの段階的構築を提唱し、その深化・推進を図るべく法整備を行ってきたところです。令和2年には、地域包括ケアの理念を普遍化し、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築や切れ目ない支援を実現するため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。そして、その中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの構築は、よりその重要性を増したところです。

さらに、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により、令和2年4月には緊急事態宣言が発令されるなど、様々な感染症対策がとられる中、感染症を予防するための「新しい生活様式」を日常生活に取り入れ、実践していくことが求められます。その一方で、高齢者が感染予防を心がけながら健康を維持していくことは大変重要であり、ICT等の活用を図りながら健康寿命の延伸に向けた取組みを進めていく必要があります。

本市においては、各期の「ひらかた高齢者保健福祉計画21」に基づき、大阪府とも連携して、地域包括ケアシステムの構築、深化・推進を図るため、介護保険事業の適正な運営及び高齢者保健福祉施策を推進してきました。

第8期（令和3年度～令和5年度）では、これまでの地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組みに加え、2025年（令和7年）、2040年（令和22年）を見据えた段階的な取組みを進めていくことで、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域全体で高齢者を支えるシステムをつくり上げていきます。

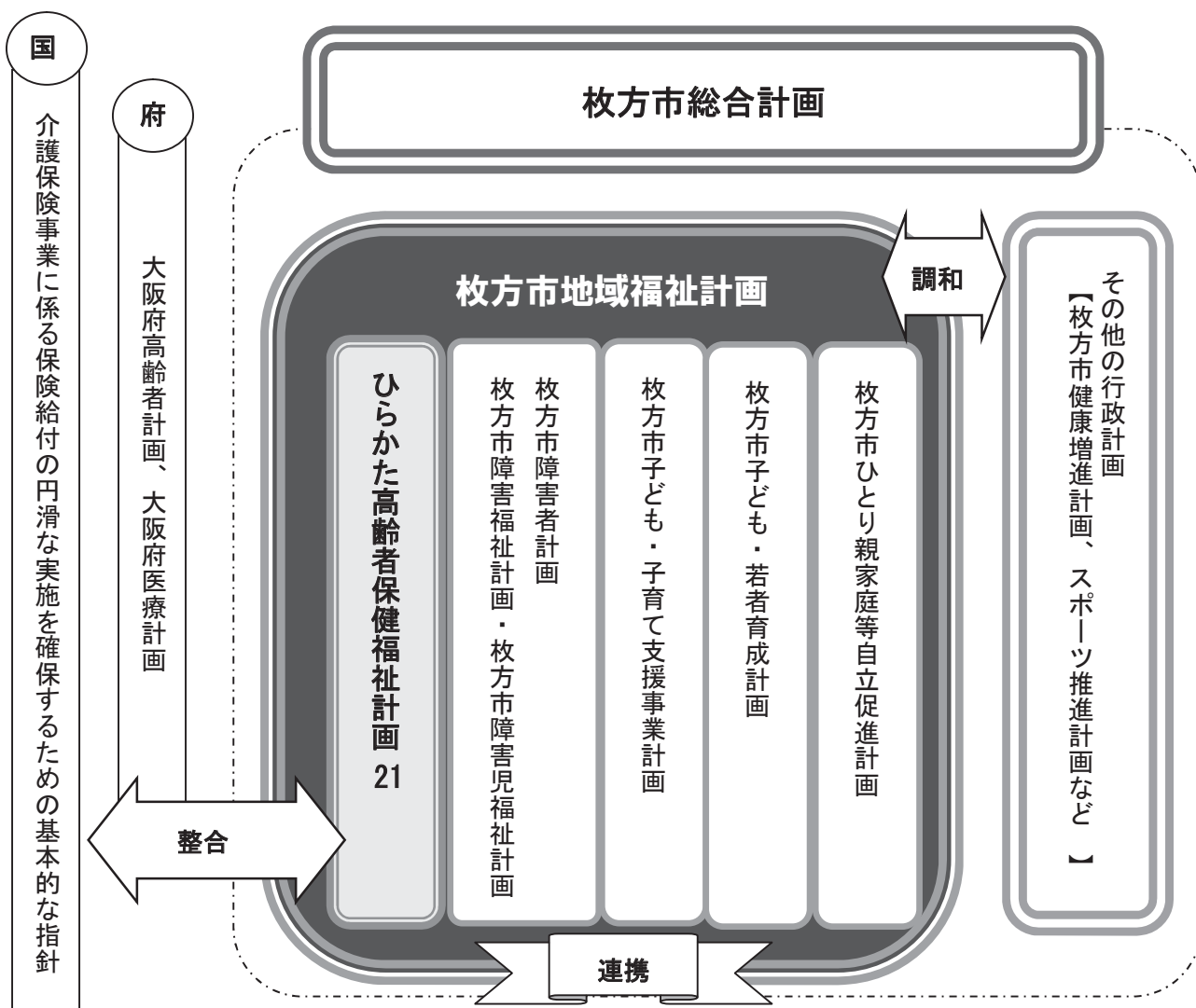
2. 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に定める「老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条第 1 項に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものです。

(2) 関連計画との連携

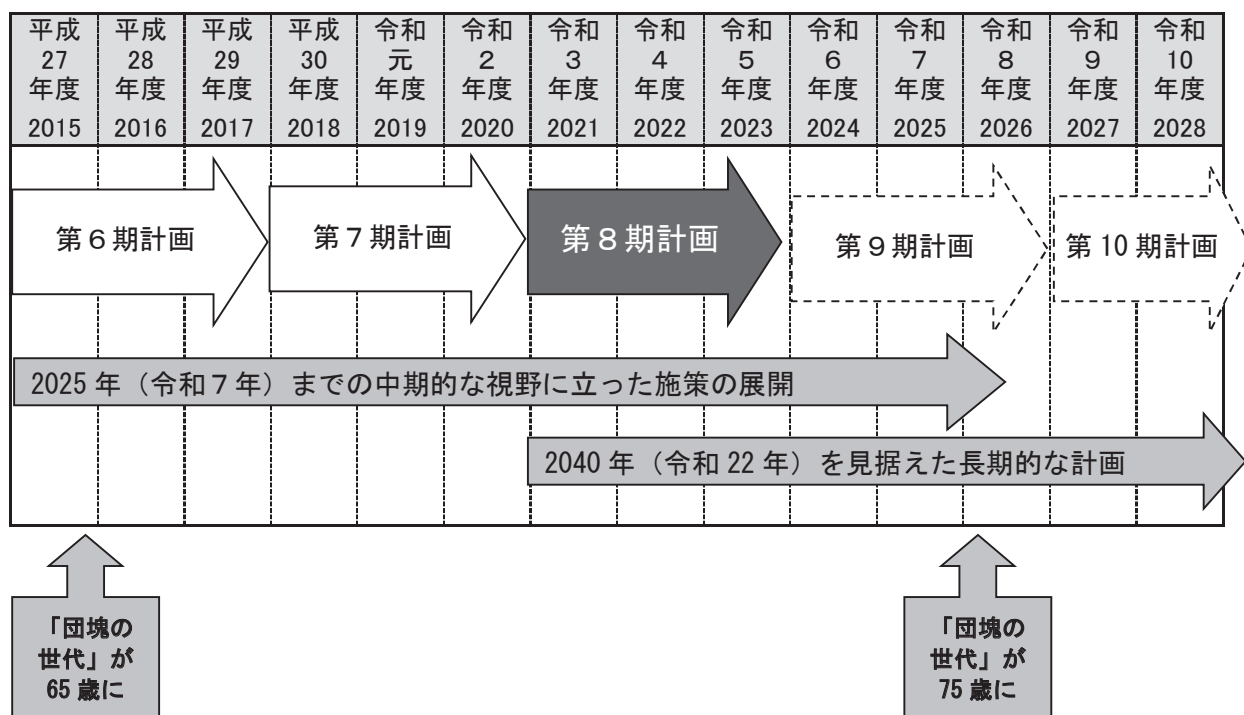
本計画は、厚生労働省が告示した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び「大阪府高齢者計画」、「大阪府医療計画」との整合性を図るとともに、本市の最上位計画である「枚方市総合計画」をはじめ、福祉分野の上位計画である「枚方市地域福祉計画」、また「枚方市障害者計画」、「枚方市障害福祉計画・枚方市障害児福祉計画」等の関連計画と連携し、その他の「枚方市健康増進計画」、「枚方市スポーツ推進計画」などと調和を図ることで、市の計画として一貫性のあるものとします。



3. 計画の期間

介護保険事業計画は、介護保険法の規定により3年を一期として定めることとされています。このことから、第8期計画に該当する本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間と定めます。

また、2025年（令和7年）・2040年（令和22年）までの中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



4. 計画の策定体制

(1) 計画の策定機関

本計画の策定にあたっては、高齢者保健福祉施策の視点だけではなく、本市の保健福祉施策全体の一部として捉え、総合的に審議を図る目的から、「枚方市社会福祉審議会」内に「高齢者福祉専門分科会」を設置し、集中した審議を行いました。

なお、本分科会は、学識経験者、医療・介護従事者の代表、地域活動団体の代表及び被保険者の代表で構成されています。

(2) 庁内検討体制の整備

本計画をより実効性のあるものとするため、保健福祉部門、総合計画を担当する政策企画部門、予算を総括する財政部門等、関係各部課により構成する庁内委員会である「ひらかた高齢者保健福祉計画策定委員会」を開催し、調整を図りました。

(3) 大阪府等との連携

計画の策定にあたっては、府の計画策定のための指針を参考にするとともに、府の圏域調整会議に参加し、情報の共有を図りました。

また、北河内地域等の事務担当者との意見交換の場を設けるなど、近隣各市との情報交換を行いながら計画を策定しました。

(4) 被保険者に対する実態調査の実施

高齢者の生活実態や意向等を把握するため、高齢者等を対象としてアンケートを実施し、計画策定の基礎資料としました。

調査名	調査対象	調査票 配付数	有効 回答数	有効 回答率
①介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	要介護認定を受けていない市内在住者（要支援認定者は含む）	1,300 件	892 件	68.6%
②在宅介護実態調査	要支援・要介護認定を受け、在宅で生活している市内在住者	1,300 件	693 件	53.3%
③高齢者の健康づくり等 に関する実態調査	要支援・要介護認定を受けていない市内在住者	1,300 件	873 件	67.2%
④介護保険サービス等 に関する実態調査	要支援・要介護認定を受けている市内在住者	1,300 件	755 件	58.1%

(5) 市民意見聴取及び市民意見交換会の実施

本計画素案に対し、広く市民の意見を聴く機会として、市民意見聴取及び市民意見交換会を実施しました。

市民意見聴取	実施期間	令和2年12月16日～令和3年1月8日
市民意見交換会	開催期間	令和3年1月7日、8日
意見提出者数		5人
提出意見数		23件

5. 計画の進捗管理

本計画が市の保健福祉全体における高齢者施策の方向性を定めるという位置づけであることを踏まえ、枚方市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において、総合的な見地から本計画の進捗管理を行います。

また、本計画の策定と実施にあたっては、高齢者の自立支援、介護予防、要介護状態の重度化防止及び介護給付の適正化に関する取り組み内容・目標を設定します。

その達成状況を保険者機能強化推進交付金の評価指標等を活用しながら点検・分析することによって課題を把握し、PDCAサイクルにより、施策の改善につなげ、その進捗管理を行うこととします。

6. 計画の基本理念と計画推進の基本的な考え方

(1) 基本理念

「高齢者が生きがいをもち、
自分らしく暮らすことのできるまちづくり」

本市は、平成12年（2000年）に介護保険制度が施行されて以降、7期21年にわたり、「ひらかた高齢者保健福祉計画21」を策定し、“いつでも どこでも 誰もが必要なサービスを受けられるよう”特に在宅施策に重点を置いて高齢者施策の充実・推進に取り組んできました。

総人口が減少に転じる中、今後さらに高齢化が進み、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年（令和7年）には、本市における65歳以上高齢者が令和2年と比べ約1,000人増加し、75歳以上高齢者の割合も令和2年の14.2%から17.7%に増加すると見込まれます。さらにその先のいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）には、令和2年と比べ約6,000人増加し、その全人口に占める割合も35%を超える見込みとなっています。

また、ひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者など、見守りや日常生活上の支援が必要な高齢者の増加も予測されます。

制度開始から20年以上が経過し、高齢者の生活を支える仕組みとして定着している介護保険制度が将来にわたって利用できる持続可能な制度運営を行いながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進してきました。

また、地域包括ケアシステムを推進する観点から、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、いわゆる「地域共生社会」の実現が求められます。

高齢者一人ひとりが、心身の状態に合わせて地域活動等の社会参加や健康づくりのための活動等を行うことにより、生きがいを感じ、また、介護や生活支援サービスが必要となったときには、自己決定に基づき必要なサービスを選択し利用することにより、自らが望む生活の実現につなげていくことを可能とする地域づくりが重要です。

高齢者が積極的に社会に参加し、地域社会の支え手になるとともに、必要となったときに介護や生活支援を受けられるよう、介護サービスの提供体制の整備をはじめ、NPOやボランティアなどインフォーマルな主体による活動への支援も含め、包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを引き続き行います。

(2) 計画推進の基本的な考え方

2025年（令和7年）を見据え、地域包括ケア体制の実現を目標に、平成27年度以降の計画を「地域包括ケア計画」と位置づけ、各計画期間を通じて段階的に体制整備を進めています。第8期計画では、地域包括ケアシステム構築推進に向けて、さらなる取組みを進めます。

① 適切かつ効果的な介護サービスの提供【第5章】

利用者にとって真に必要な介護保険サービスを提供するため、適切なサービス量の確保とともに、介護サービス全体の質の向上に向けた取組みを推進していきます。

② 地域包括ケアシステムの構築【第6章】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする「地域包括ケアシステムの構築」を推進する観点から、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、互いに助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、①保健・医療・介護・福祉の連携強化、②認知症支援策の推進、③介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進、④介護予防と健康づくりの取組みの推進、⑤地域支え合い体制の整備、⑥高齢者の多様なニーズに対応する生活支援サービスの提供を中心に取り組んでいきます。

③ 地域包括支援センターの機能強化【第7章】

地域包括ケアシステムの構築に向け、その中核を担う地域包括支援センターが、効率的かつ効果的にその機能を発揮できるよう、市と地域包括支援センター間や、地域包括支援センター同士の連携強化や人員体制の充実に取り組んでいきます。

④ 健康でいきいきと安心して暮らせるまちづくりの推進【第8章】

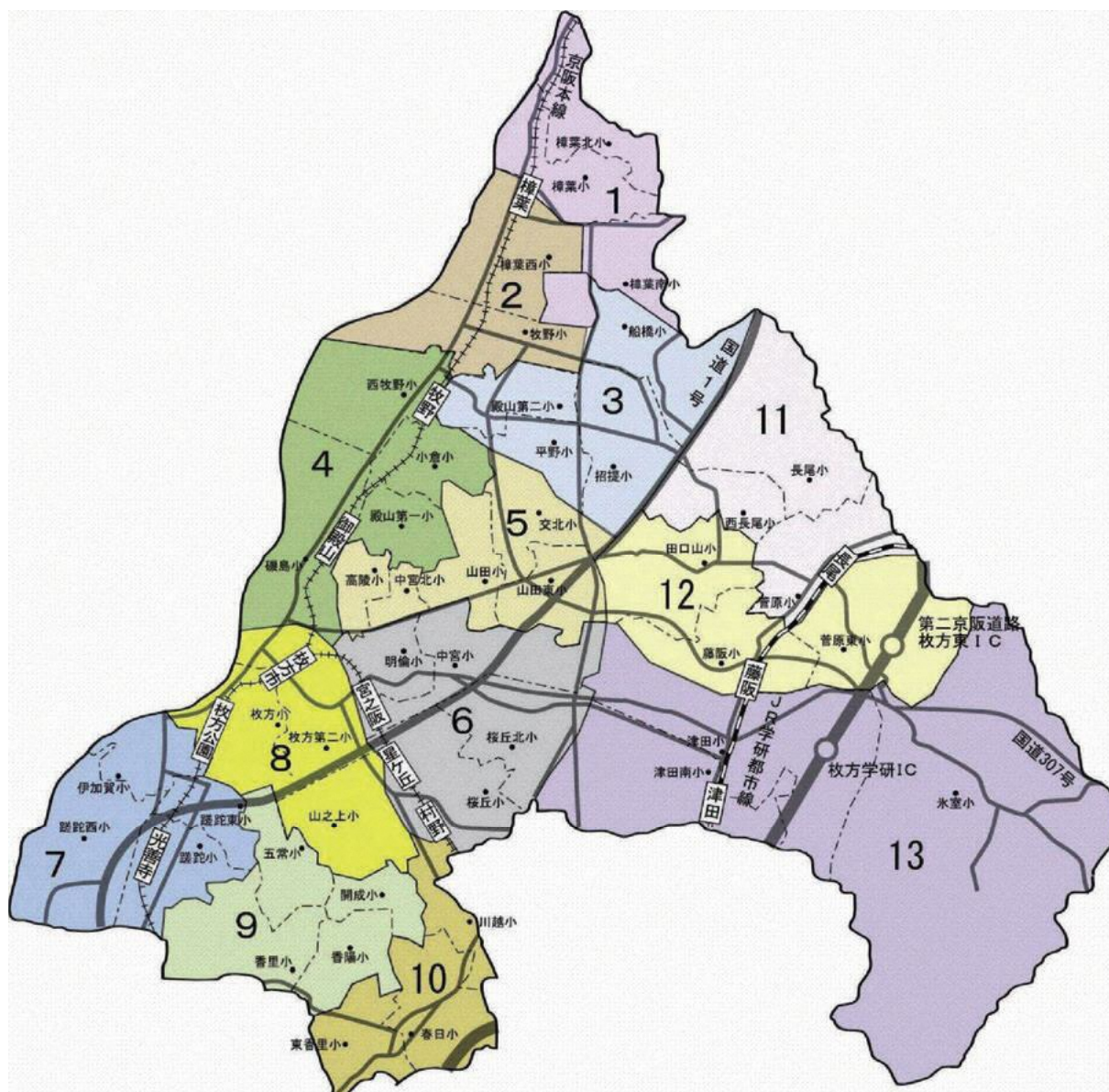
住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、支え合いや健康づくりのための取組みの充実に図るとともに、高齢者がこれまで培ってきた豊かな知識と経験を地域社会の財産として活かし続けられるよう、高齢者の社会参加を支援し、高齢者が生きがいを感じることのできる地域づくりを進めます。

(3) 日常生活圏域

介護保険法では、高齢者が日常生活を営んでいる地域を中心に、地理的条件、人口、交通事情、介護保険サービスを提供するための施設の整備状況、自治会や町内会などの既存コミュニティ等の条件を総合的に勘案した、地域包括ケアシステムを構築する区域（日常生活圏域）を定めることとしています。

本市では、これまでに小学校区を基本単位とした13の日常生活圏域を設定し、それぞれの圏域ごとに地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターを配置するとともに、地域密着型サービスなどの基盤の整備・拡充に努めてきました。

第8期計画においても、高齢者が住み慣れた地域でできる限り長く生活していけるよう、医療と福祉の連携や地域密着型サービスなどの基盤の整備、生活支援・介護予防の充実など地域包括ケアシステム構築のさらなる深化に向け、既存の13圏域をもとに取組みを進めていきます。



第1章 計画の策定にあたって

【日常生活圏域と小学校区、地域包括支援センターとの対応】

圏域	小学校区	地域包括支援センター担当法人名
圏域1	樟葉、樟葉南、樟葉北	(福)枚方市社会福祉協議会
圏域2	牧野、樟葉西	(福)枚方市社会福祉協議会
圏域3	殿山第二、招提、船橋、平野	(福)聖徳園
圏域4	殿山第一、小倉、磯島、西牧野	(福)清松福祉会
圏域5	山田、高陵、交北、中宮北、山田東	(福)バルツァ事業会
圏域6	桜丘、明倫、中宮、桜丘北	(医)松徳会
圏域7	さだ、さだ西、さだ東、伊加賀	(福)美郷会
圏域8	枚方、枚方第二、山之上	(医)みどり会
圏域9	香里、開成、五常、香陽	(福)秀美福祉会
圏域10	春日、川越、東香里	生協法人大阪高齢者生活協同組合
圏域11	菅原、長尾、西長尾	パナソニック エイジフリー株式会社
圏域12	田口山、菅原東、藤阪	(医)大潤会
圏域13	津田、氷室、津田南	(福)東香会

【日常生活圏域の概要】

圏域	人口(人)	高齢者数(人)	高齢化率(%)	要支援・要介護認定者数(人)	認定率(%)
圏域1	28,140	7,577	26.9	1,393	18.4
圏域2	23,491	7,602	32.4	1,491	19.6
圏域3	36,498	10,845	29.7	1,987	18.3
圏域4	28,952	8,269	28.6	1,616	19.5
圏域5	26,593	7,936	29.8	1,522	19.2
圏域6	35,347	10,350	29.3	1,892	18.3
圏域7	37,317	9,532	25.5	1,628	17.1
圏域8	35,249	8,992	25.5	1,824	20.3
圏域9	34,495	9,258	26.8	1,671	18.0
圏域10	22,207	7,617	34.3	1,323	17.4
圏域11	28,979	8,292	28.6	1,331	16.1
圏域12	32,257	8,586	26.6	1,520	17.7
圏域13	30,403	8,589	28.3	1,493	17.4
全域	399,928	113,445	28.4	20,691	18.2

資料：住民基本台帳人口 令和2年10月1日現在

注記：高齢化率及び認定率は、小数点以下第2位四捨五入

認定率は、高齢者数に対する要支援・要介護認定者数の割合

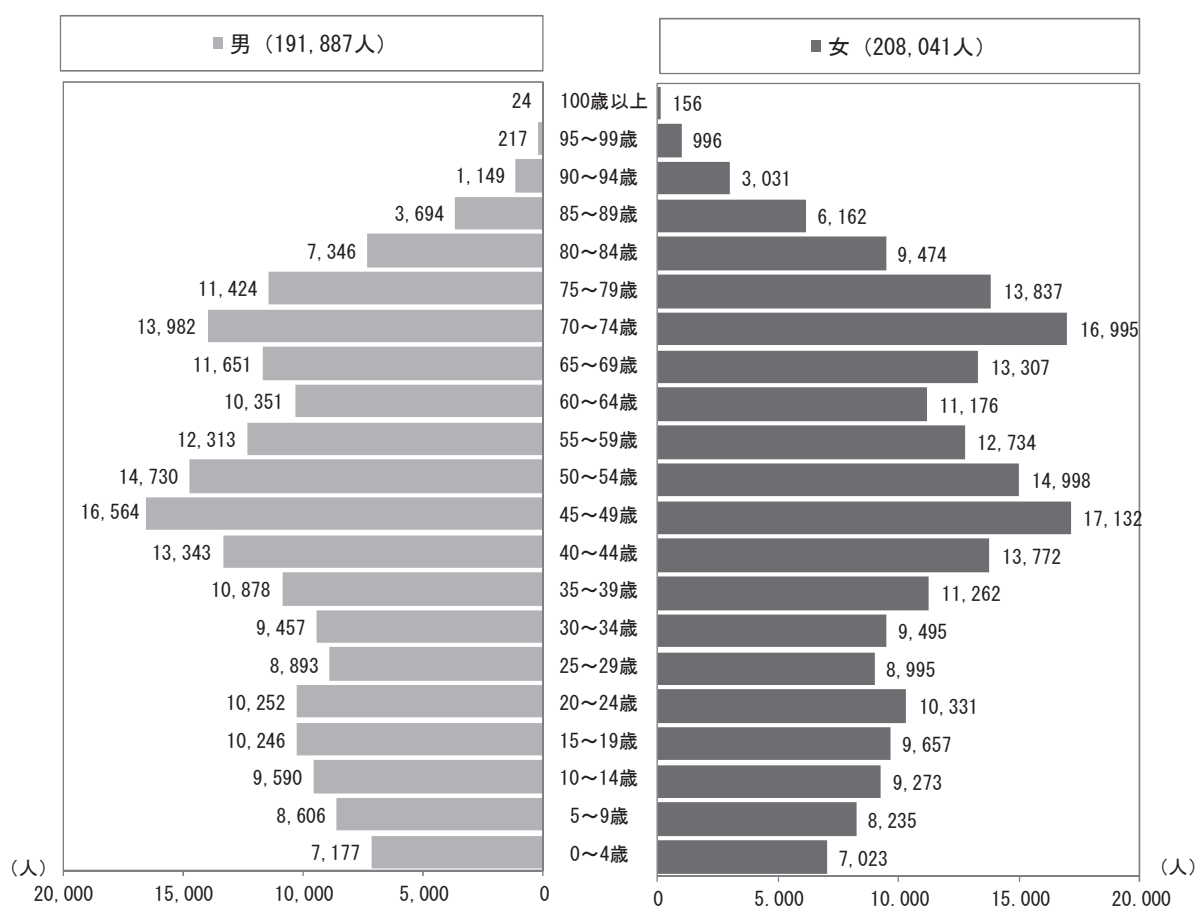
第2章 高齢者を取り巻く現況と将来推計

1. 人口・世帯等、高齢者の動向

(1) 人口構造

枚方市の人口は、令和2年10月1日現在で、男性191,887人、女性208,041人となっています。年齢5歳階級別では、男女ともに45～49歳の人口が最も多くなっています。続いて、男性では50～54歳、70～74歳の順に多く、女性では70～74歳、50～54歳の順に多くなっています。現在の高齢者の核を占める団塊世代、ミドル層の核である団塊ジュニア世代の人口が多い構造となっています。

■ 枚方市の人口ピラミッド



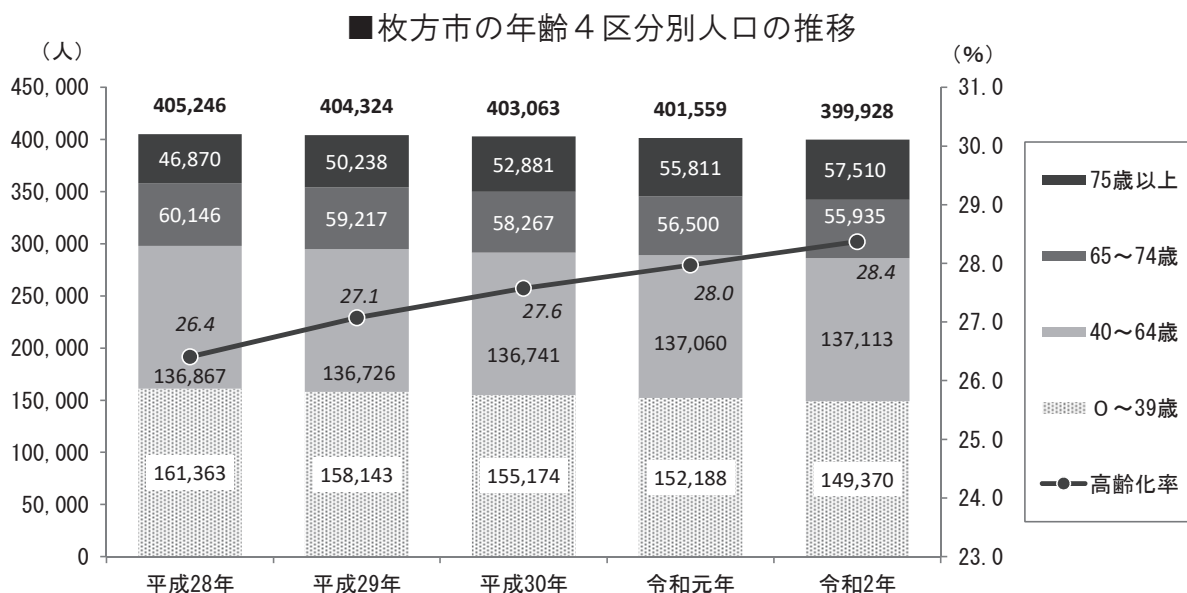
資料：枚方市住民基本台帳人口（令和2年10月1日現在）

(2) 年齢区分別人口の推移

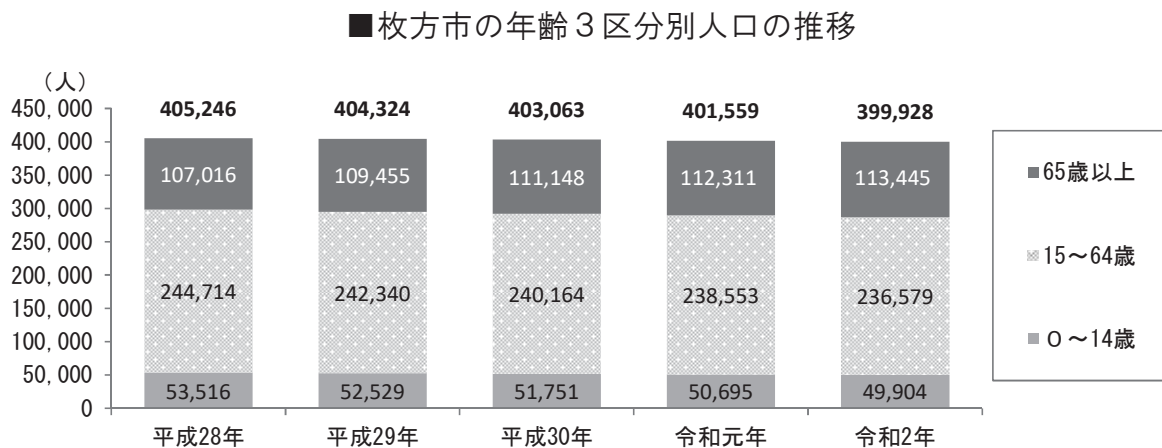
本市の近年の人口は40万人台と減少傾向で推移してきましたが、令和2年に40万人を割り込み、399,928人となっています。年齢4区分別人口の推移をみると、「0～39歳」人口は減少傾向にあります。第2号被保険者である「40～64歳」人口は平成29年より増加しています。

また、「65～74歳」の前期高齢者は減少傾向にある一方、「75歳以上」の後期高齢者は毎年1～2千人単位で増加し続けています。令和元年まで、前期高齢者のほうが後期高齢者より多い状況でしたが、令和2年には後期高齢者が前期高齢者を上回っています。

また、年齢3区分でみると、年少人口及び生産年齢人口の減少傾向に対し、「65歳以上」の高齢者人口は増加傾向にあります。



資料：枚方市住民基本台帳人口（各年10月1日現在）



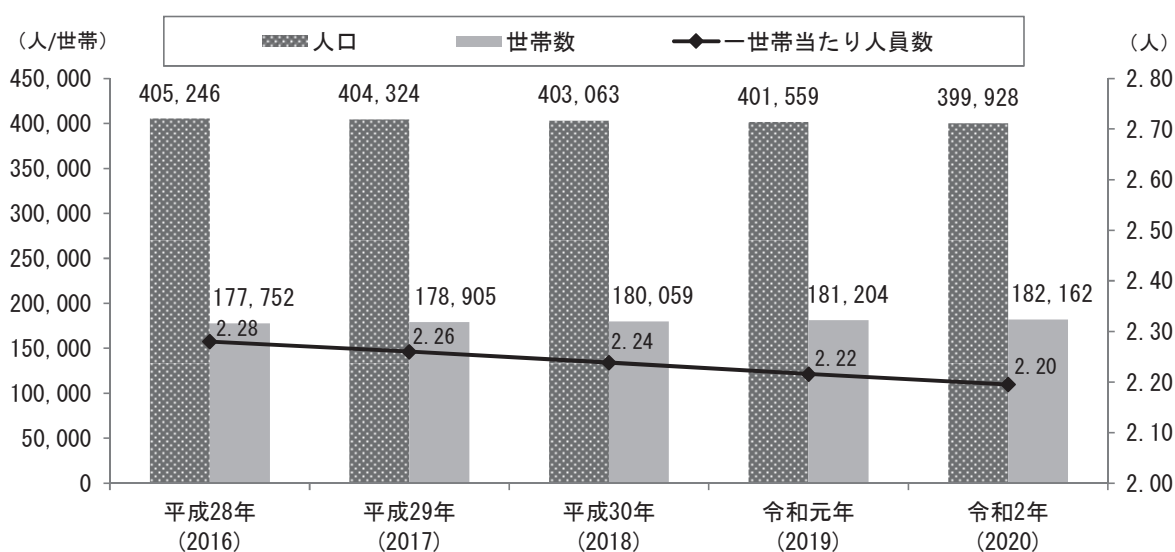
資料：枚方市住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

(3) 世帯の状況

本市の近年の人口は減少傾向にある一方、世帯数は増加傾向にあります。一世帯当たり人員数は減少傾向で推移しており、令和2年の世帯数は182,162世帯、一世帯当たり人員数は2.20人となっています。

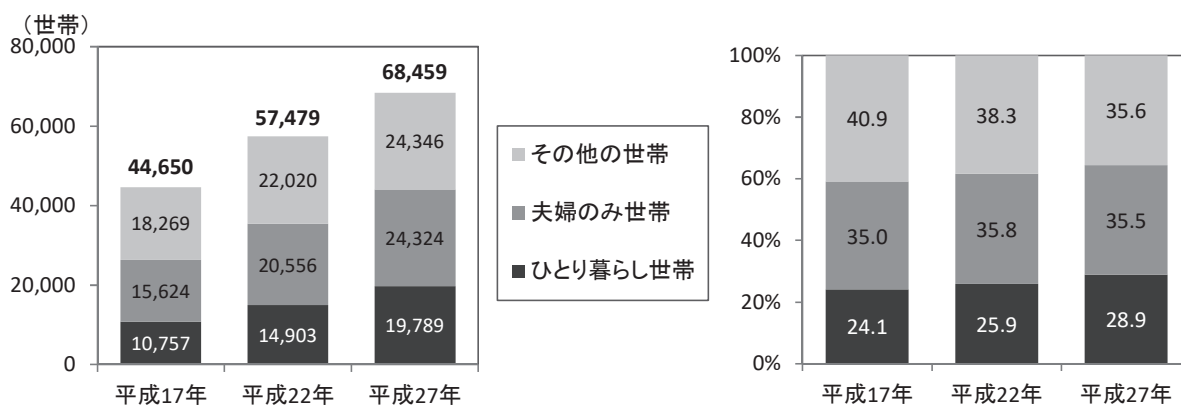
また、国勢調査により65歳以上の高齢者のいる世帯の内訳をみると、ひとり暮らし世帯数の増加が著しく、その割合も上昇し、平成27年に19,789世帯、28.9%となっています。

■ 枚方市の人口・世帯数の推移



資料：枚方市住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

■ 枚方市の高齢者のいる世帯の推移



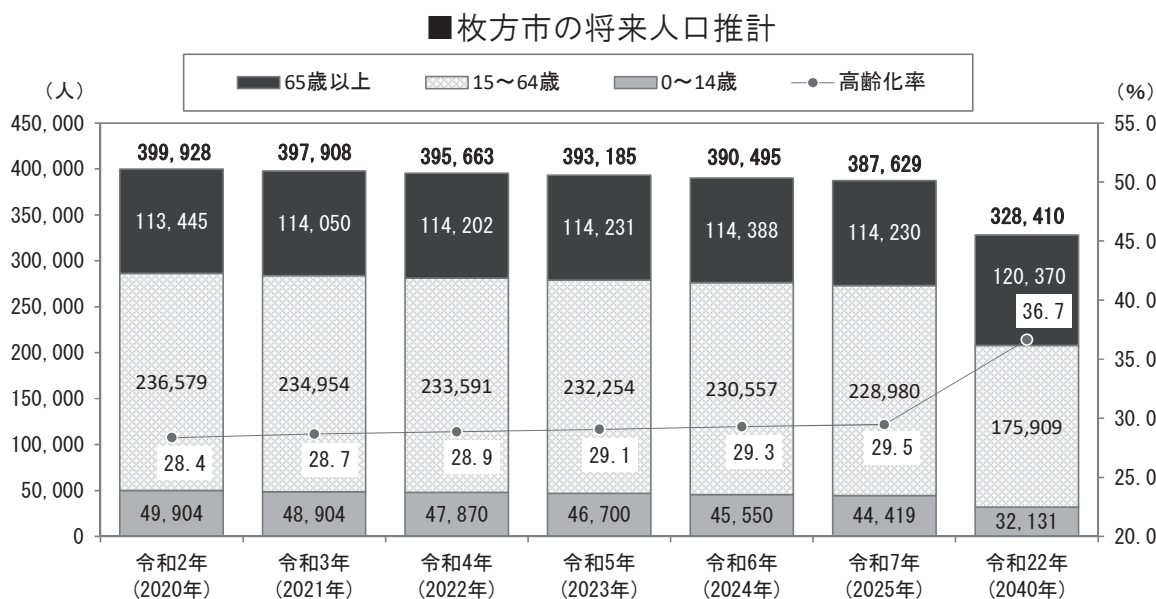
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2. 将来推計

(1) 将来人口の推計

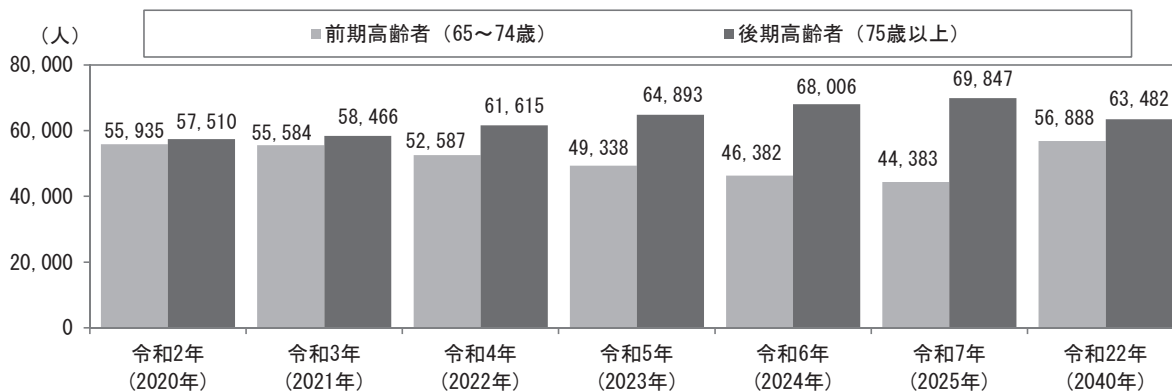
枚方市の将来人口は、減少傾向で推移すると予測されます。高齢者人口は令和3年から令和7年までは11万4千人台で推移すると見込まれます。高齢化率は徐々に上昇し、中期的には2025年（令和7年）に29.5%、長期的な予測では2040年（令和22年）に36.7%と推計されます。

高齢者人口を前期・後期別にみると、2025年（令和7年）まで前期高齢者は減少が続く一方、後期高齢者は増加が続き、その差が大きくなっていき、2040年（令和22年）には前期が56,888人、後期が63,482人と見込まれます。



資料：平成28年から令和2年までの住民基本台帳人口（各年10月1日現在）各歳データをもとにコーホート変化率法で推計。※上記の図表は令和2年のみ実績値。

■ 枚方市の前期高齢者数・後期高齢者数の将来推計



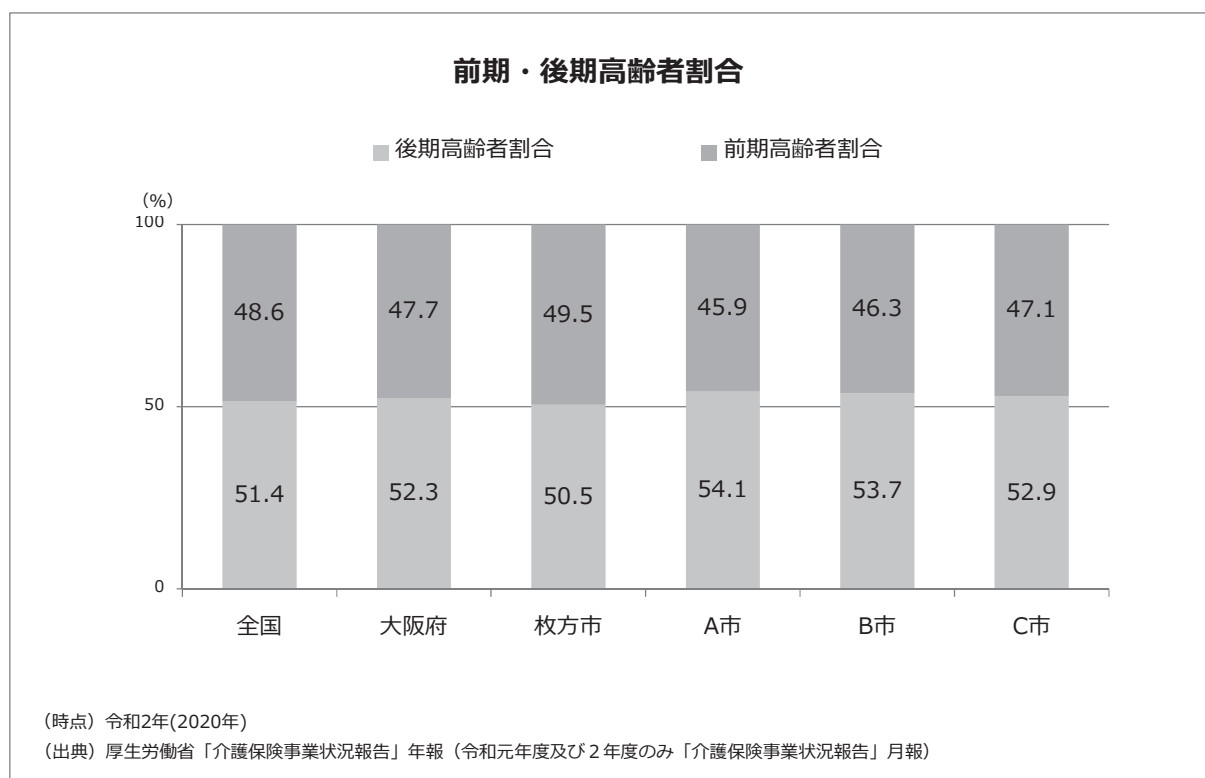
資料：平成28年から令和2年までの住民基本台帳人口（各年10月1日現在）各歳データをもとにコーホート変化率法で推計。※上記の図表は令和2年のみ実績値。

3. 地域間比較分析

地域包括ケア「見える化」システムにより、大阪府内の自治体との比較を行いました。以下に主な結果を示します。

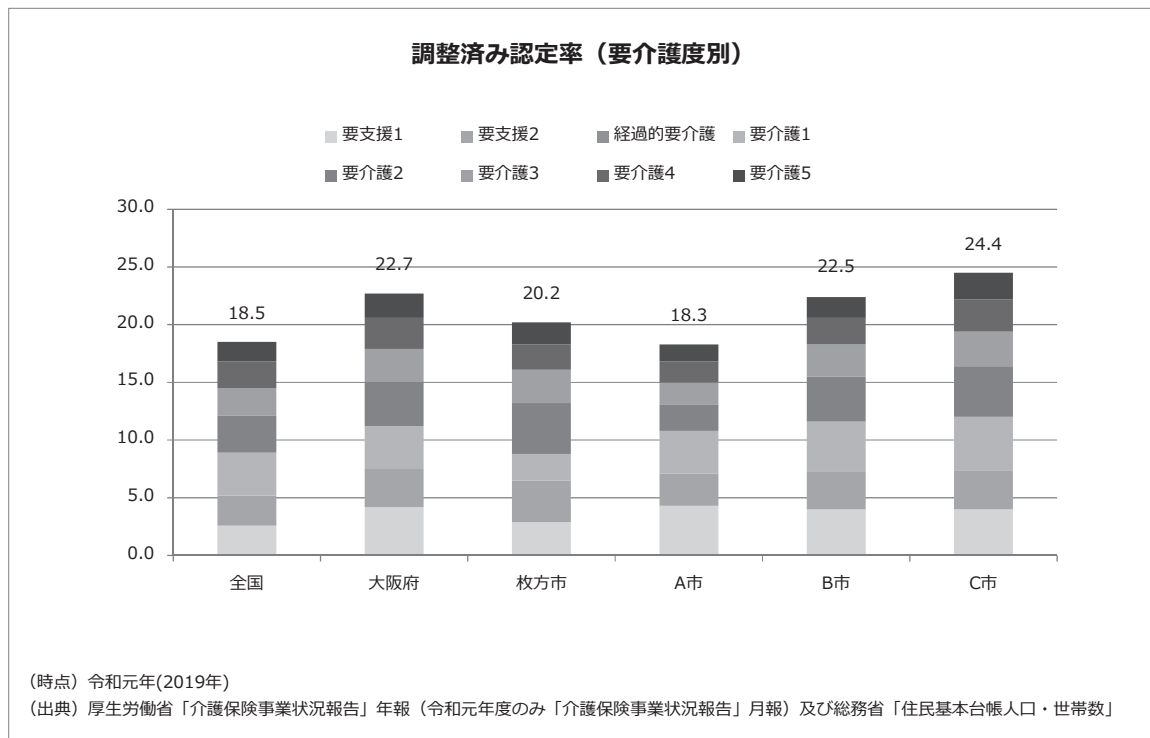
(1) 前期・後期高齢者の状況

高齢者のうち前期高齢者と後期高齢者の割合を比較したところ、本市は後期高齢者の割合が低くなっています。下記のとおり、全国、大阪府、人口同一規模市に比して、本市は後期高齢者割合が50.5%と最も低く、前期高齢者割合は49.5%と最も高くなっています。



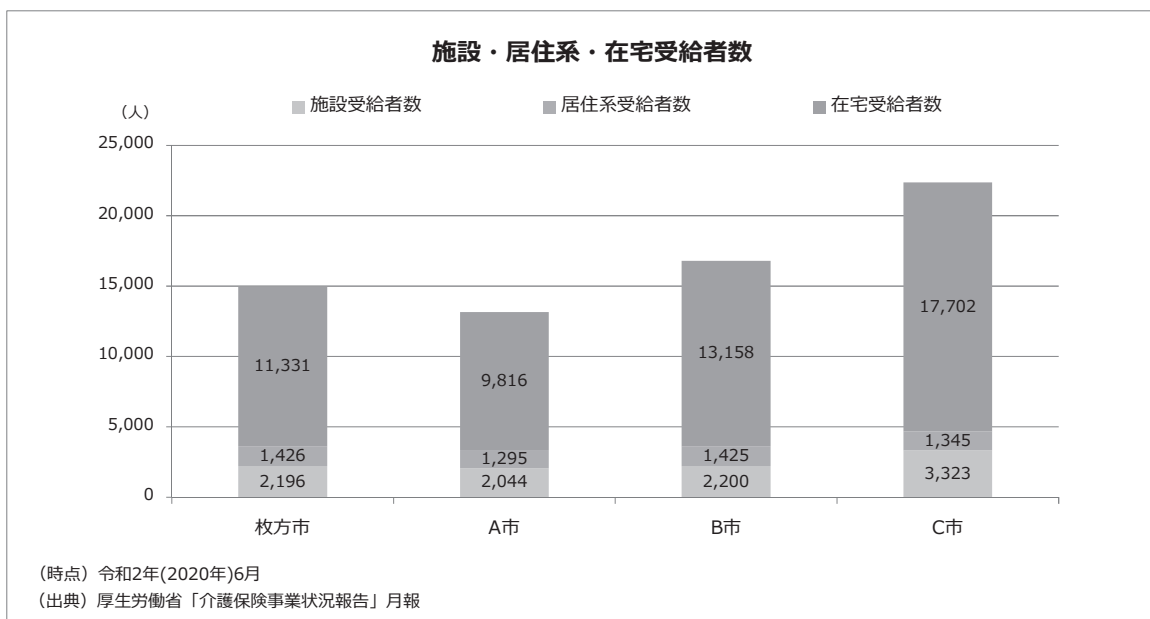
(2) 認定率の状況

令和元年時点の調整済み認定率の比較を行ったところ、本市では20.2%と全国平均より高く、大阪府平均より低くなっています。府内の人口同一規模市の中では2番目に低い状況です。



(3) 受給者の状況

受給者数については、4自治体で比べると枚方市は3番目に多くなっていますが、内訳をみると、居住系受給者数が1番多くなっています。



4. 高齢者の生活実態及び意向

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 調査概要

本調査は、要介護状態になる前の高齢者について、「要介護状態になるリスク（以下「要介護リスク」とします。）の発生状況」、「要介護リスクに影響を与える日常生活の状況（以下「社会参加状況」とします。）」を把握・分析することを目的に実施しました。

調査対象	令和元年10月31日時点で、介護保険の第1号被保険者（65歳以上）であり、要介護認定を受けていない市内在住者 1,300名（要支援認定者は対象） ※本市の日常生活圏域13圏域ごとに100名ずつ無作為抽出・無記名調査
調査方法	郵便による配付・回収
調査期間	令和元年12月
回収結果	有効回答数 892件（有効回答率 68.6%）
回答者の主な属性	性別：男性 47.8%、女性 52.0% 年齢：65～74歳 54.0%、75～84歳 38.8%、85歳以上 7.0% 介護保険認定：非認定者 91.5%、要支援認定者 8.3% 日常生活圏域：第1圏域 8.6%、第2圏域 7.3%、第3圏域 7.7%、第4圏域 7.8%、第5圏域 7.0%、第6圏域 7.2%、第7圏域 7.4%、第8圏域 7.4%、第9圏域 8.0%、第10圏域 8.3%、第11圏域 7.6%、第12圏域 8.1%、第13圏域 7.4%

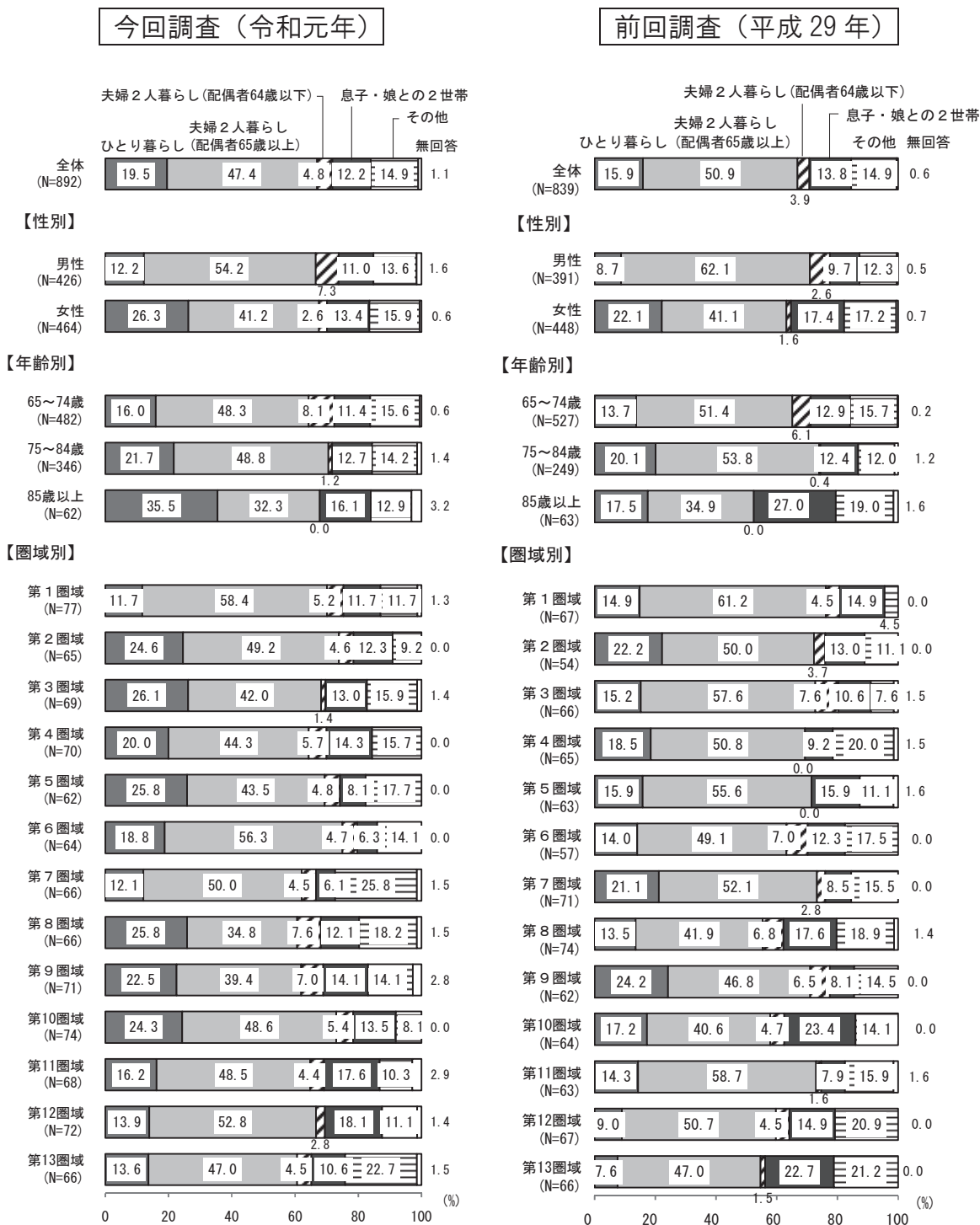
※本計画に記載の調査結果は、計画策定において特に参考になる項目を中心に抜粋したものです。

また、結果の構成割合は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計値が100%とならない場合があります。

②調査結果

(ア) 家族構成

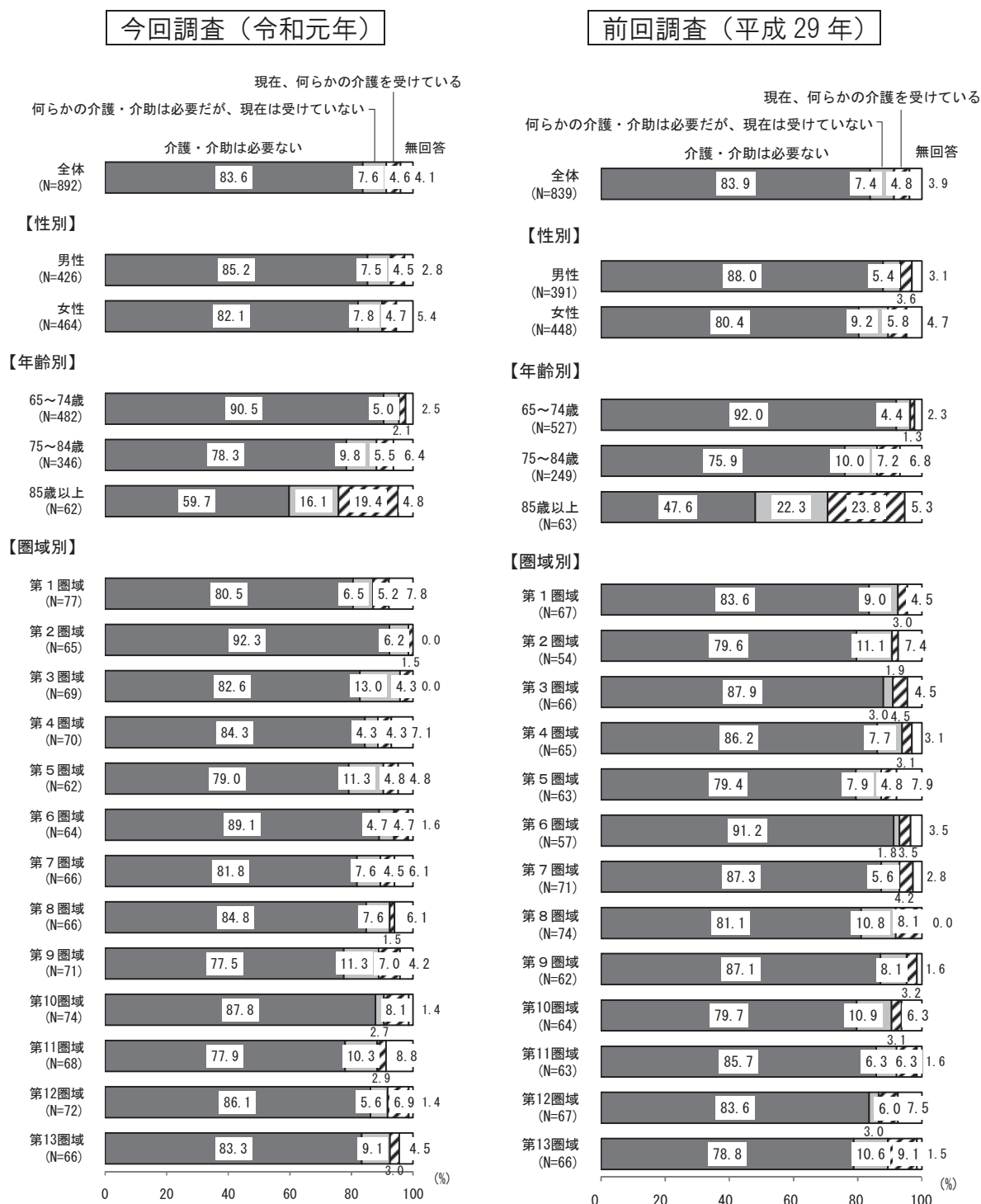
家族構成は、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が47.4%と最も多く、次いで「ひとり暮らし」が19.5%となっています。「ひとり暮らし」は、性別では「女性」(26.3%)、年齢別では「85歳以上」(35.5%)、圏域別では第3圏域(26.1%)、第5・第8圏域(それぞれ25.8%)で多くなっています。前回調査と比べて、「ひとり暮らし」は全体で3.6ポイント増加し、年齢別では「85歳以上」で18.0ポイント増えています。



(イ) 介護・介助の状況

a. 介護・介助の必要性

何らかの介護が必要な人（「現在、何らかの介護を受けている」と「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」の合計）は全体で12.2%と、前回調査に比べて変わっていません。何らかの介護が必要な人は、年齢別では「85歳以上」（35.5%）、圏域別では第9圏域（18.3%）、第3圏域（17.3%）で多くなっています。前回調査と比べて、何らかの介護が必要な人は、「85歳以上」で10.6ポイント減少しています。

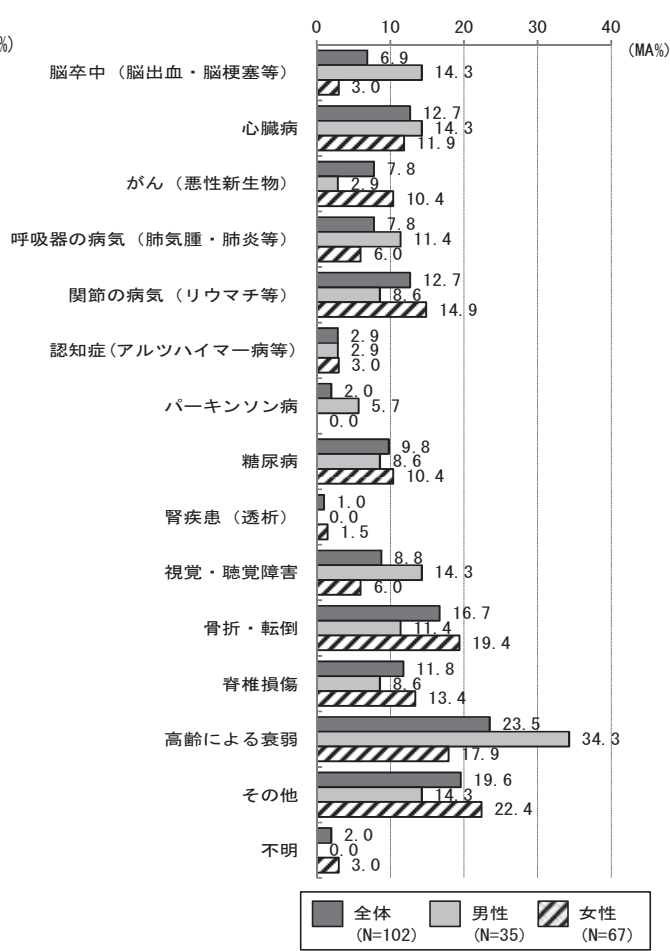
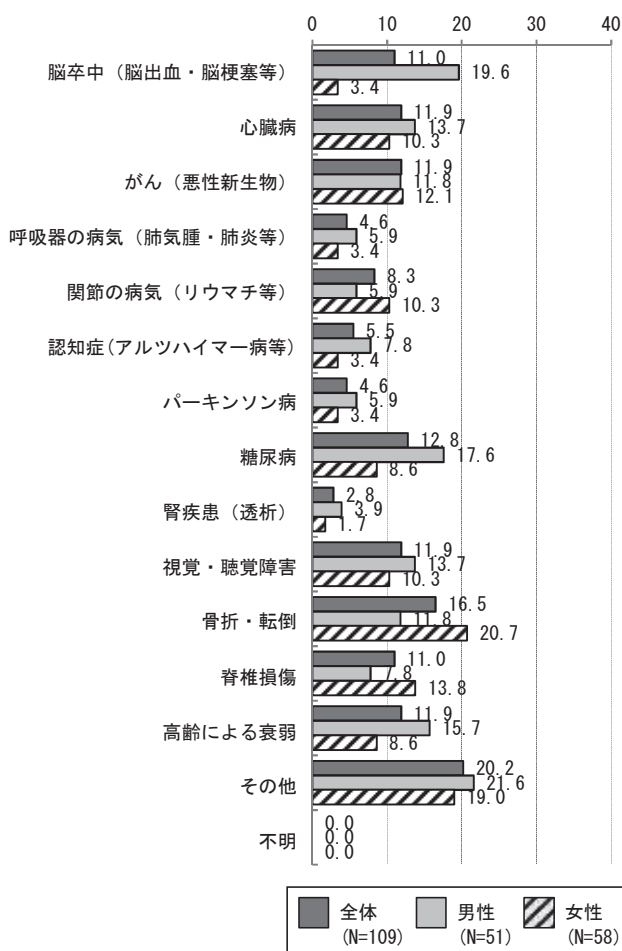


b. 介護・介助が必要になった原因

介護・介助が必要になった主な原因は、全体では「骨折・転倒」が16.5%と最も多く、次いで合併症を伴うことが多い「糖尿病」が12.8%となっています。男性は「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」（19.6%）が最も多く、次いで「糖尿病」（17.6%）、女性は「骨折・転倒」（20.7%）が最も多く、次いで「脊椎損傷」（13.8%）となっています。前回調査と比べて、「高齢による衰弱」は、男性で18.6ポイント、女性で9.3ポイント、全体では11.6ポイント減少しています。一方で、男性では「糖尿病」や「がん（悪性新生物）」が9ポイントほど増加しています。

今回調査（令和元年）

前回調査（平成29年）



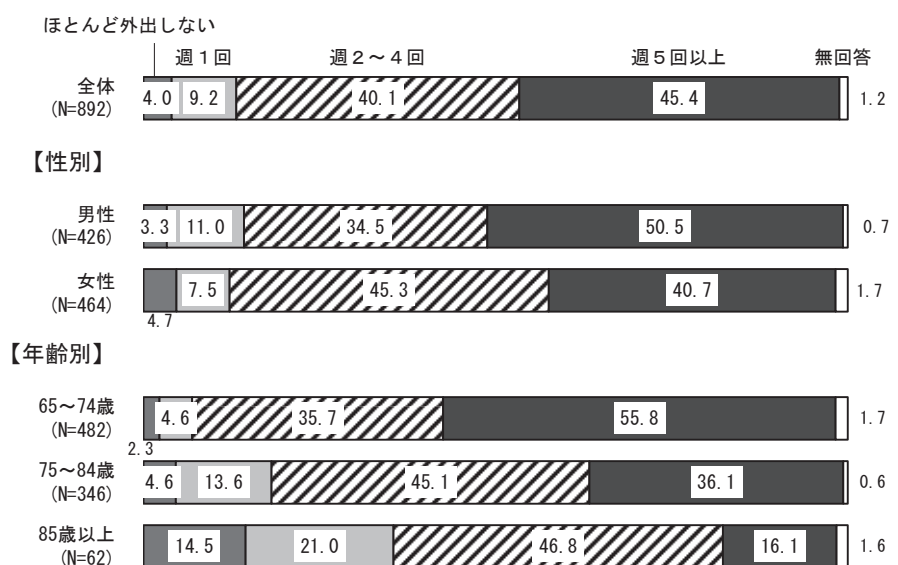
(ウ) 外出の状況

a. 外出の頻度

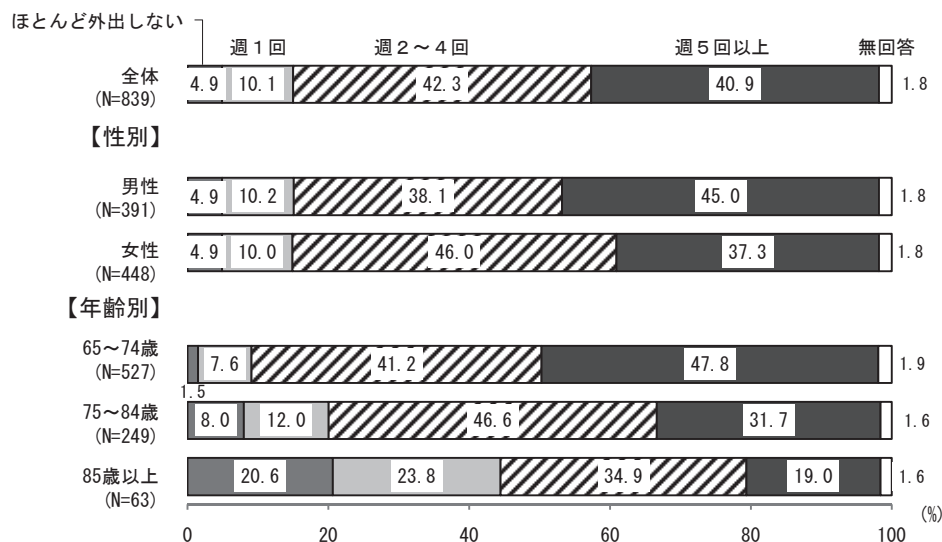
外出の頻度については、「週5回以上」が45.4%と最も多く、次いで「週2～4回」が40.1%で、『週2回以上』外出する人が8割以上(85.5%)となっています。性別では、男性は「週5回以上」(50.5%)が最も多く、女性は「週2～4回」(45.3%)が最も多くなっています。年齢別では、年齢が上がるにつれて外出頻度は下がる傾向にあり、『週1回以下』は75～84歳で18.2%、85歳以上で35.5%となっています。

前回調査に比べて、『週2回以上』外出する人は全体で2.3ポイント、85歳以上で9.0ポイント増加しています。

今回調査 (令和元年)



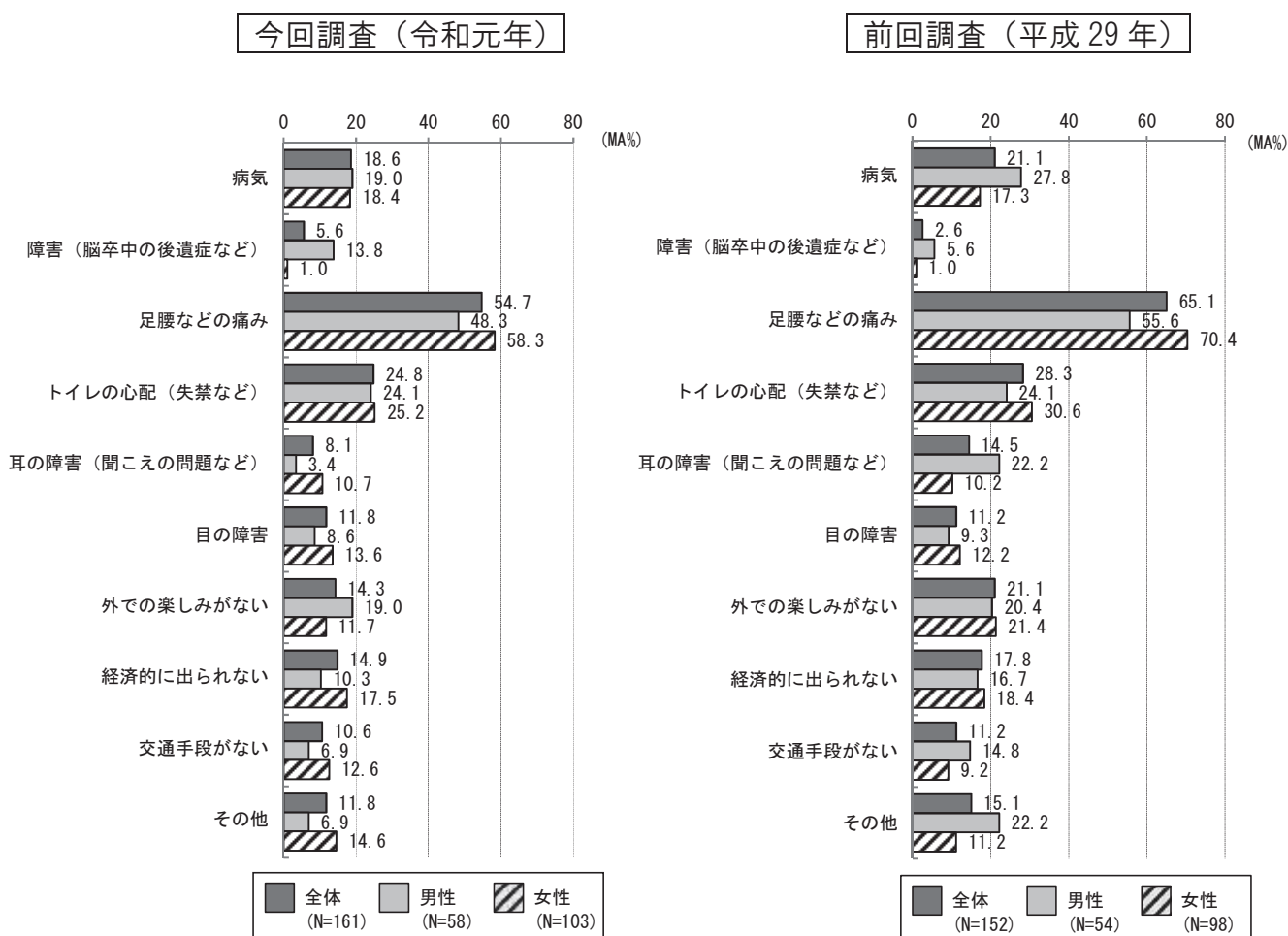
前回調査 (平成29年)



b. 外出を控えている理由

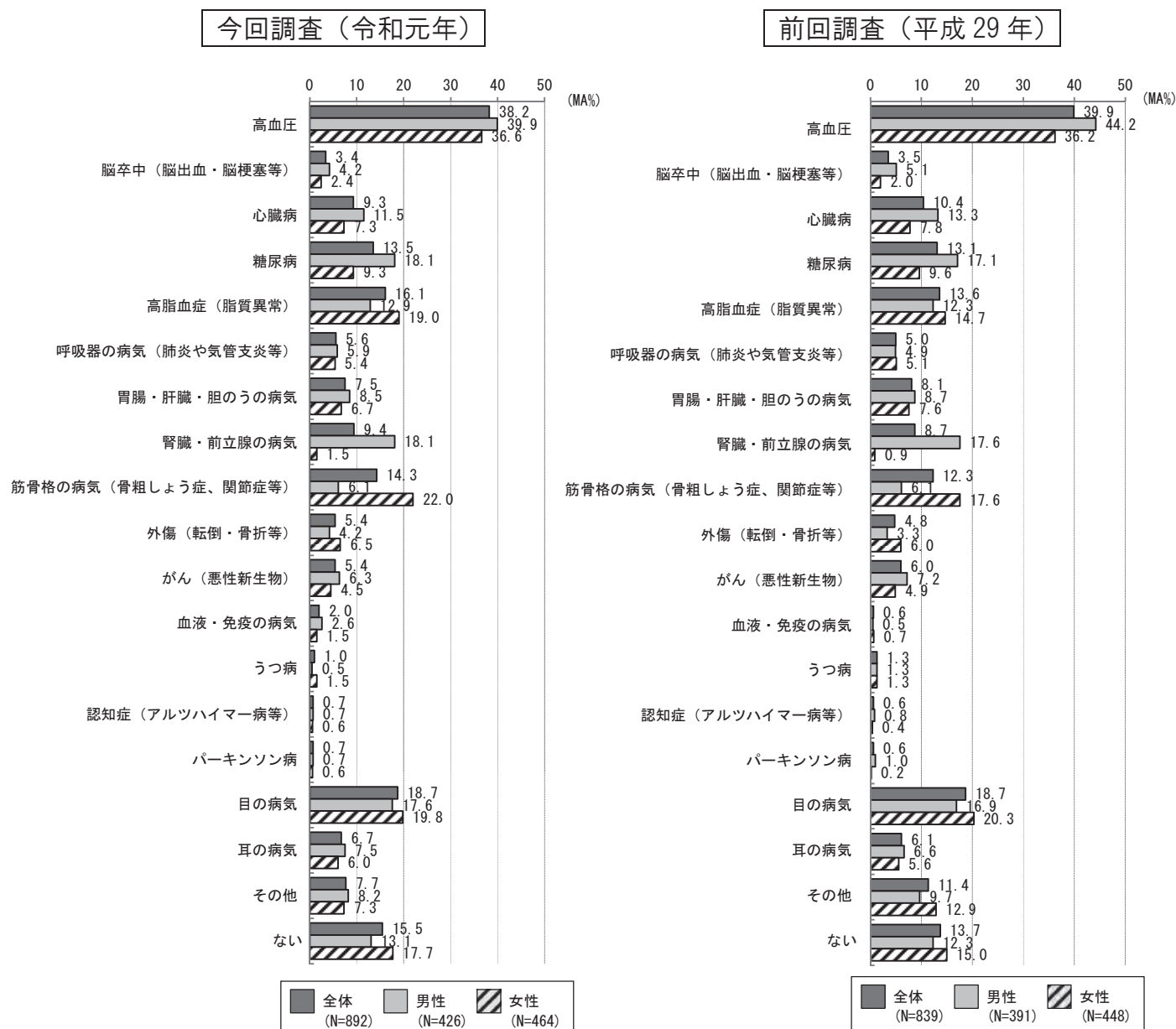
外出を控えている理由は、全体では「足腰などの痛み」が54.7%と最も多く、次いで「トイレの心配（失禁など）」が24.8%、「病気」が18.6%となっています。

性別でも同様の傾向となっていますが、男性は「外での楽しみがない」（19.0%）や「障害（脳卒中の後遺症など）」（13.8%）、女性は「経済的に出られない」（17.5%）や「交通手段がない」（12.6%）も多くなっています。前回調査と比べて、依然、「足腰などの痛み」が最も多くなっていますが、数値はやや減少しています。男性では、「耳の障害（聞こえの問題など）」「病気」などが減少し、「障害（脳卒中の後遺症など）」が8.2ポイント増加しています。女性では、「足腰などの痛み」「外での楽しみがない」などが減少しています。



(エ) 治療中や後遺症のある病気

治療中または後遺症のある病気は、全体では「高血圧」が38.2%と最も多く、次いで「目の病気」(18.7%)、「高脂血症(脂質異常)」(16.1%)、「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」(14.3%)となっています。



(2) 在宅介護実態調査

① 調査概要

本調査は、要支援・要介護認定を受けている方を対象として、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」、「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスのあり方を検討することを目的に実施しました。

調査対象	要支援・要介護認定を受け、在宅で生活している市内在住者
調査方法	認定調査員による聞き取り
調査期間	令和元年9月～令和2年1月
回収結果	有効回答数：693件
回答者の主な属性	年齢：65歳未満 1.6%、65～69歳 3.9%、70～74歳 7.4%、75～79歳 17.0%、80～84歳 25.1%、85～89歳 23.8%、90～94歳 13.3%、95～99歳 3.3%、100歳以上 0.0%、無回答 4.6%

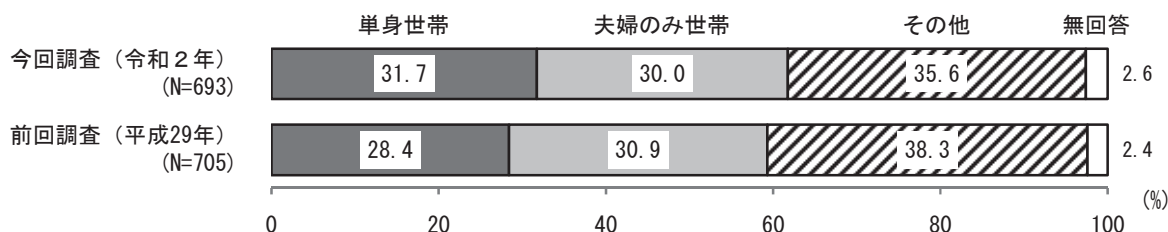
※本計画に記載の調査結果は、計画策定において特に参考になる項目を中心に抜粋したものです。

また、結果の構成割合は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計値が100%とならない場合があります。

②調査結果

(ア) 世帯類型

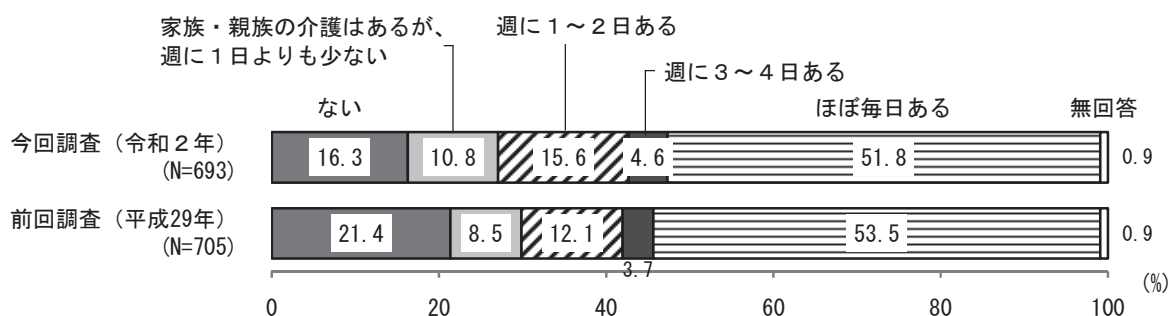
単身世帯が3割、夫婦のみ世帯が3割、その他が3割強となっています。



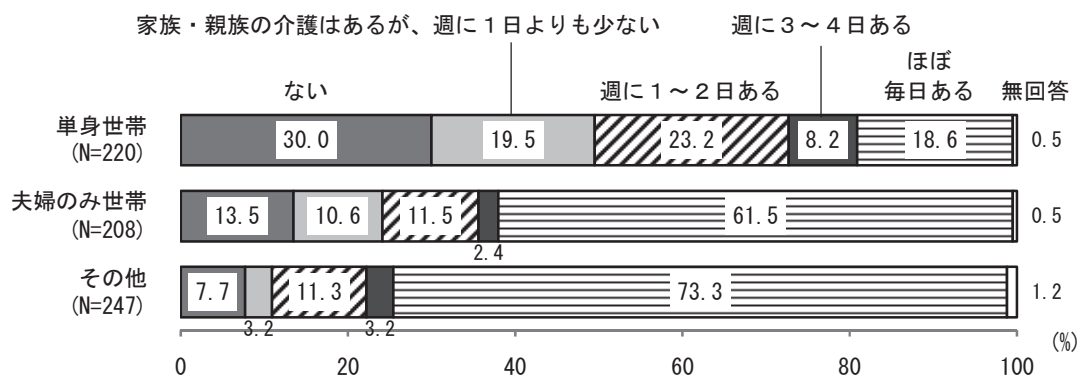
(イ) 家族・親族による介護の頻度

半数以上の方が、ほぼ毎日、家族・親族から介護を受けています。世帯別では、「単身世帯」の約半数(49.5%)が、家族・親族からの介護が『週1日以下』となっています。

【家族・親族による介護の頻度】



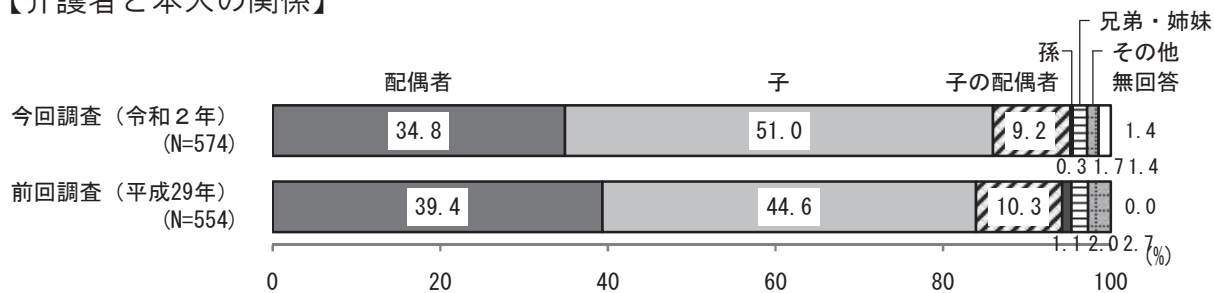
【家族・親族による介護の頻度 世帯類型別】



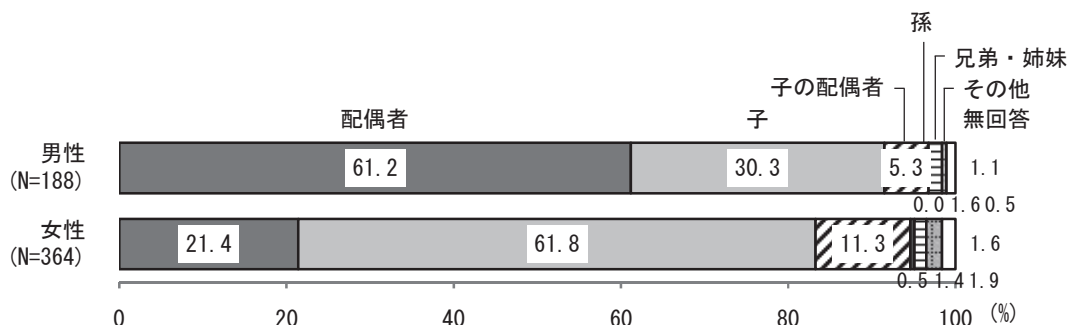
(ウ) 介護者と本人の関係

主な介護者としては、「子」が51.0%と最も多く、次いで「配偶者」が34.8%となっています。前回調査と比べて、「子」は6.4ポイント増加しています。男性では「配偶者」が61.2%と多く、女性では「子」が61.8%と多くなっています。要支援1、2では、「子」が57.8%と多く、要介護度が上がるにつれて「配偶者」の割合が増え、要介護3以上では44.9%となっています。

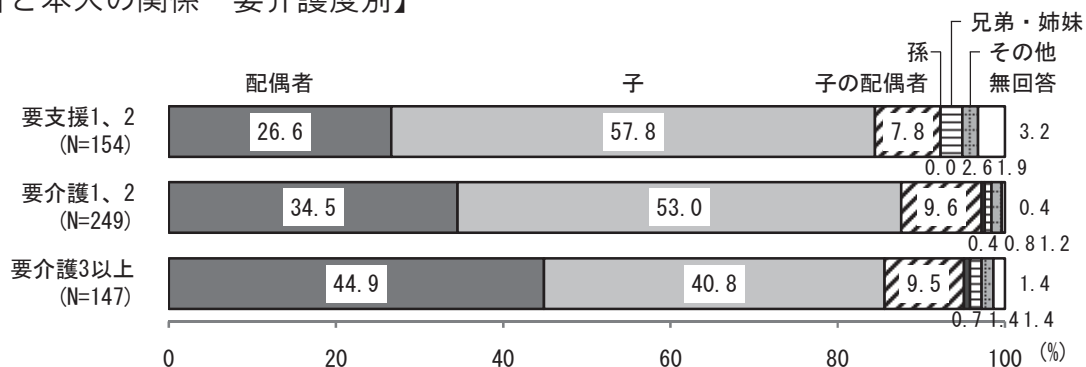
【介護者と本人の関係】



【介護者と本人の関係 性別】



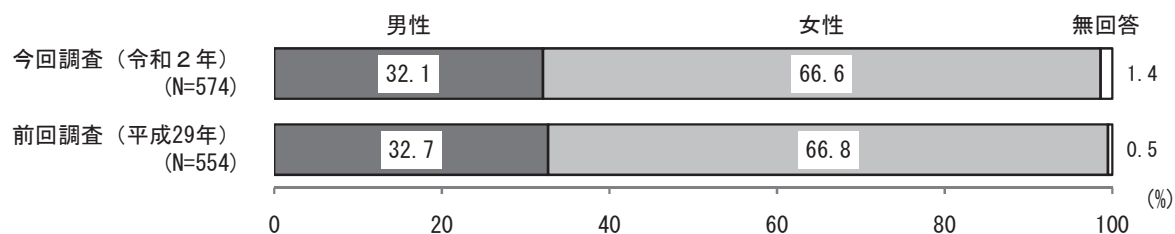
【介護者と本人の関係 要介護度別】



(エ) 主な介護者の性別

主な介護者の性別としては、女性が66.6%と多くなっています。

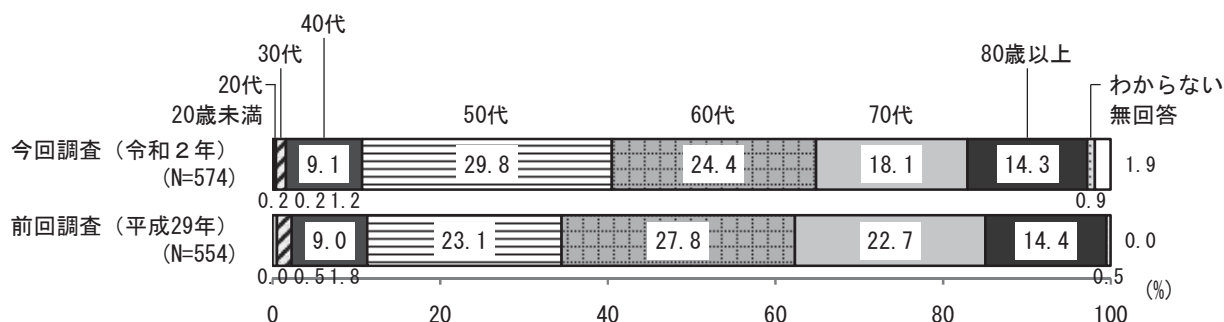
【主な介護者の性別】



(オ) 主な介護者の年齢

主な介護者の年齢としては、50代が29.8%と最も多く、次いで60代が24.4%、70代が18.1%、80歳以上も14.3%みられ、60代以上による介護が合計56.8%と半数以上を占めています。前回調査に比べて、「50代」が6.7ポイント増加しています。

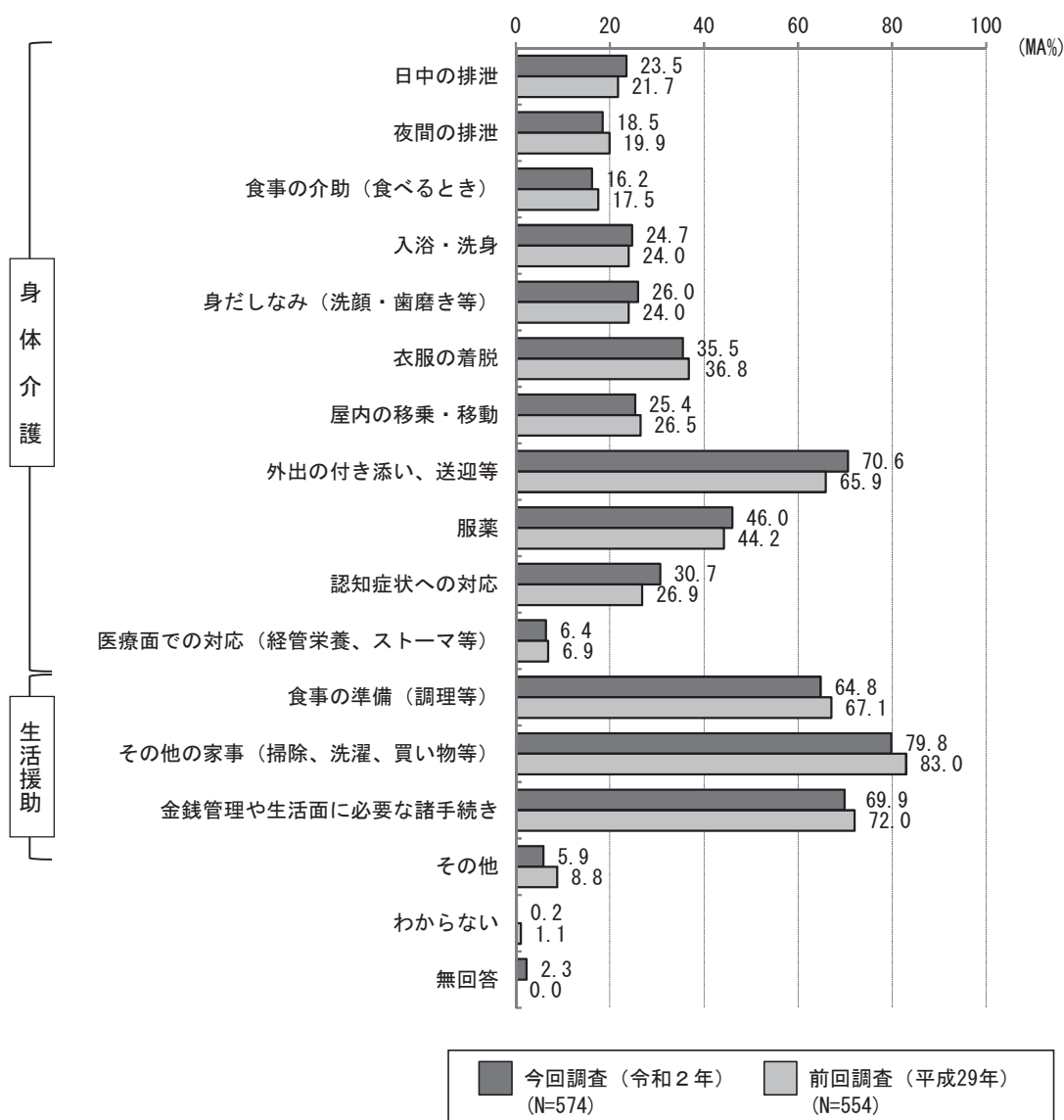
【主な介護者の年齢】



(カ) 主な介護者が行っている介護

主な介護者が行っている介護としては、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が79.8%と最も多く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が70.6%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が69.9%となっています。前回調査に比べて、傾向は大きく変わっていません。

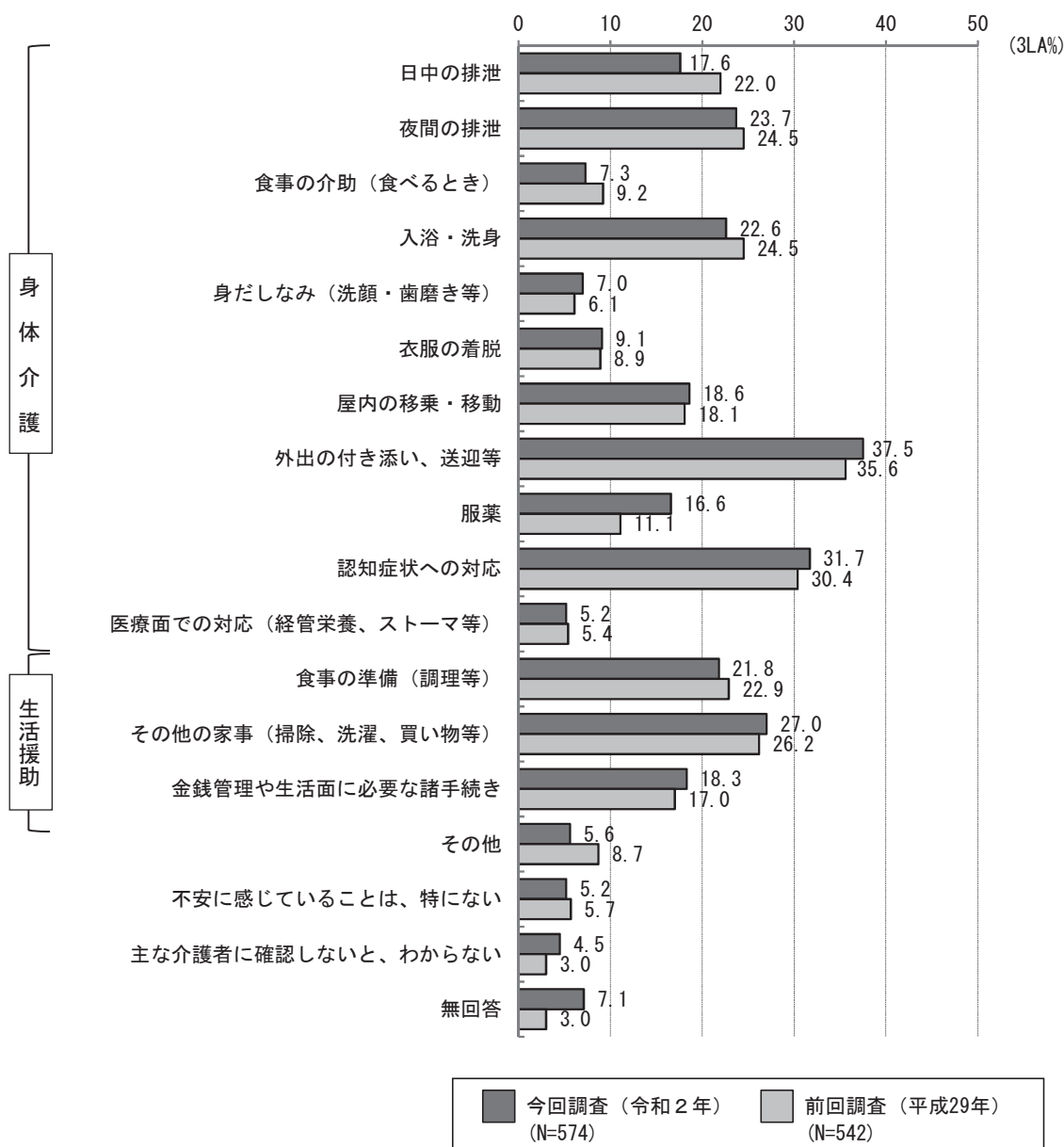
【主な介護者が行っている介護】



(キ) 介護者が不安に感じる介護

在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護としては、「外出の付き添い、送迎等」が37.5%と最も多く、次いで「認知症状への対応」が31.7%、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が27.0%となっています。前回調査に比べて、「服薬」が5.5ポイント増加しています。

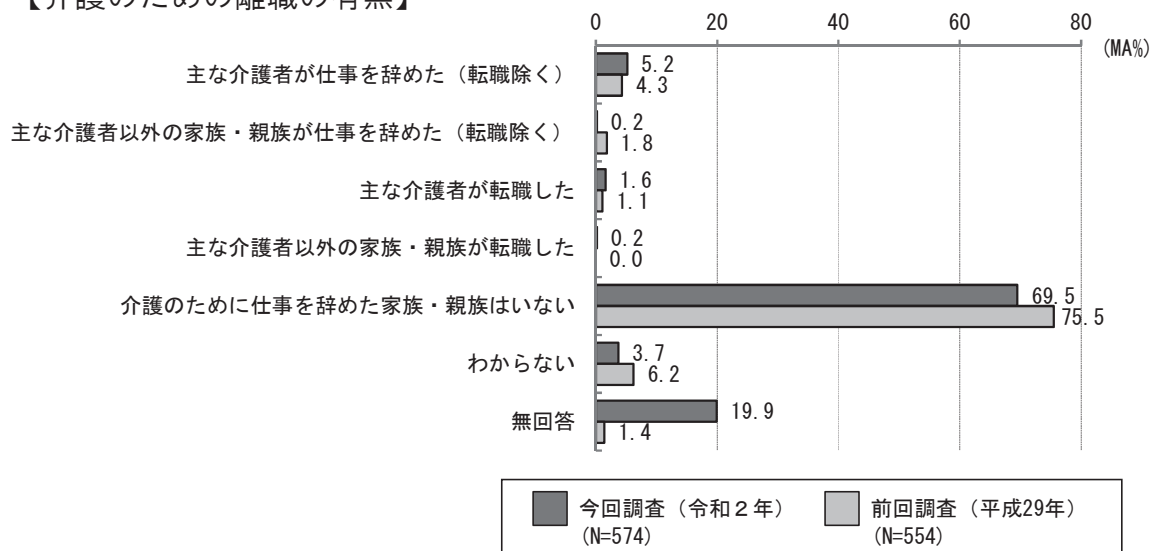
【介護者が不安に感じる介護】



(ク) 介護のための離職の有無

介護のために仕事を辞めた介護者・家族・親族がいるという回答は、全体の約5%となっています。

【介護のための離職の有無】

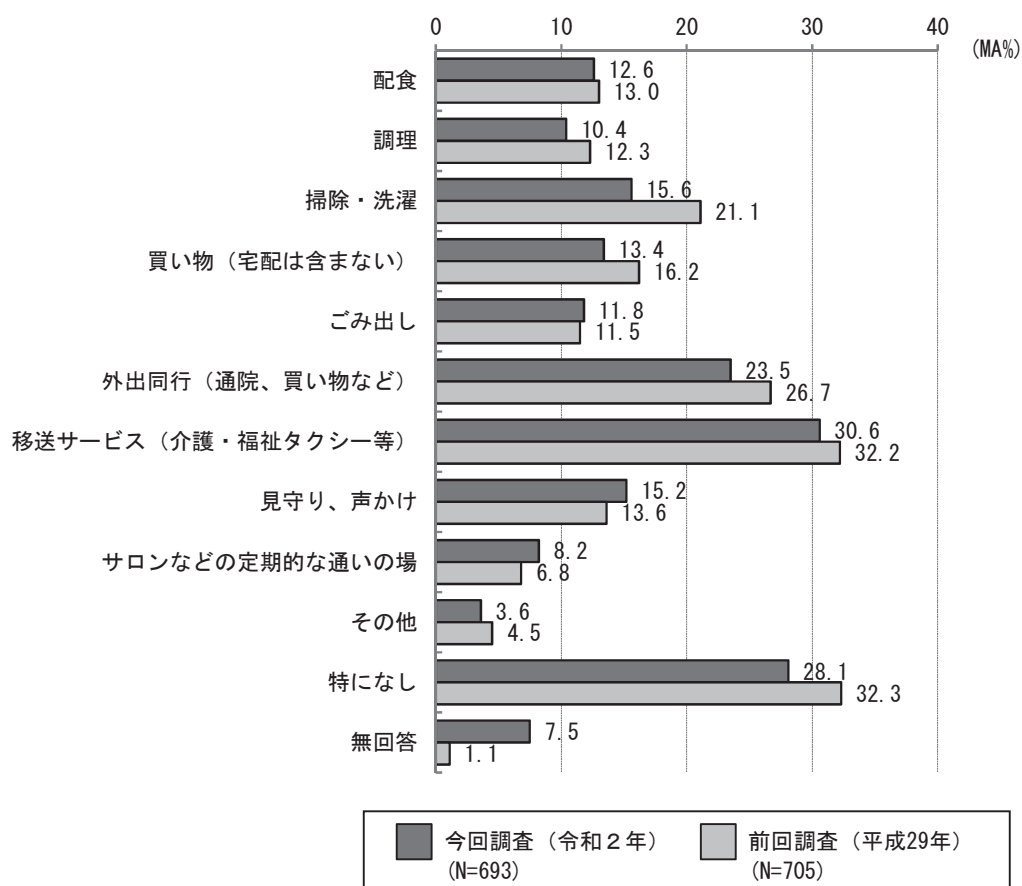


(ケ) 在宅生活の継続に必要と感じるサービス

在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が 30.6%と最も多く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」が 23.5%となっています。前回調査に比べて、「掃除・洗濯」が 5.5 ポイント減少しています。

※介護保険サービス、介護保険以外の支援・サービスともに含む。

【在宅生活の継続に必要と感じるサービス】

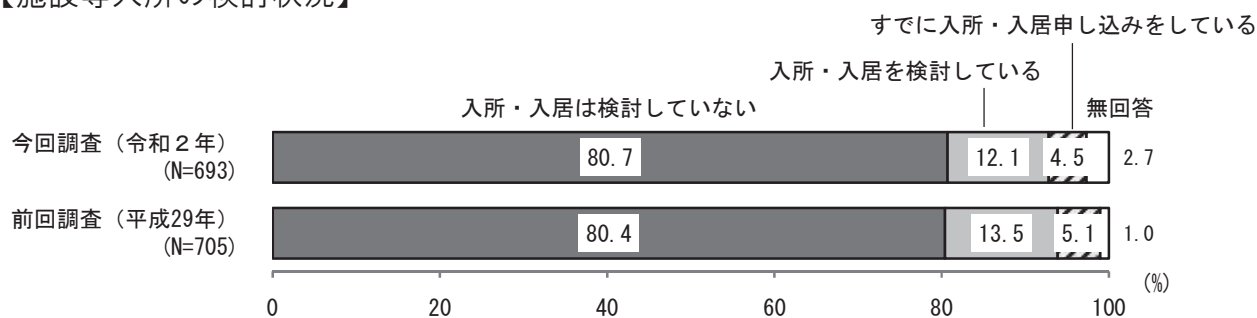


(コ) 施設等入所の検討状況

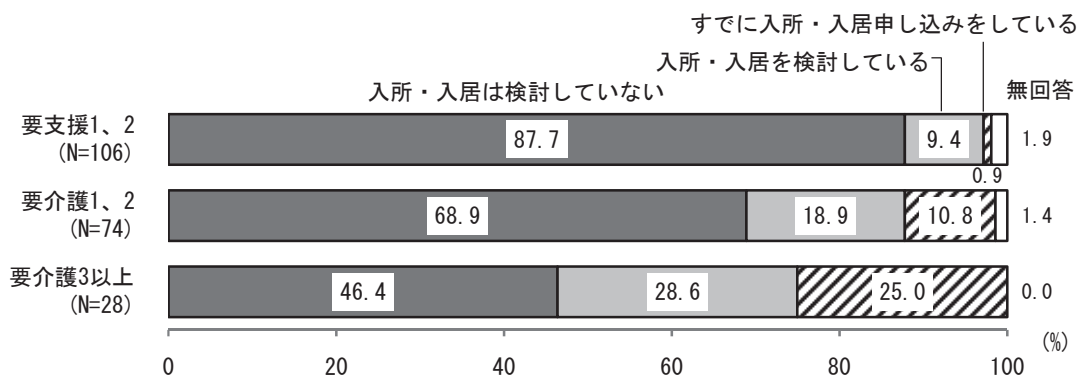
施設等への入所を検討している人は全体の12.1%、すでに申し込みをしている人は4.5%となっています。要介護度別にみると、要介護3以上で「検討中」が28.6%、「申請済み」が25.0%と、半数以上の方が施設等入所の検討を行っています。認知症自立度別にみると、自立度Ⅲ以上で「検討中」「申請済み」がそれぞれ31.6%となっています。

※「施設等」とは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設（有料老人ホーム等）、グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型特別養護老人ホームを指す。

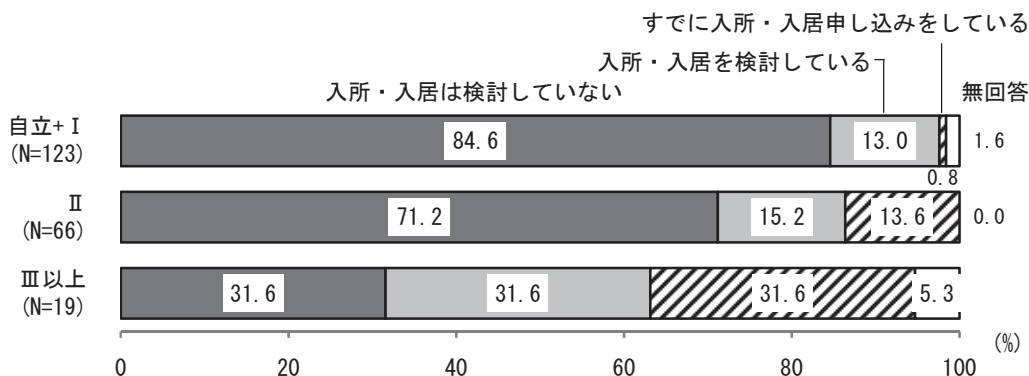
【施設等入所の検討状況】



【施設等入所の検討状況 要介護度別 (単身世帯)】



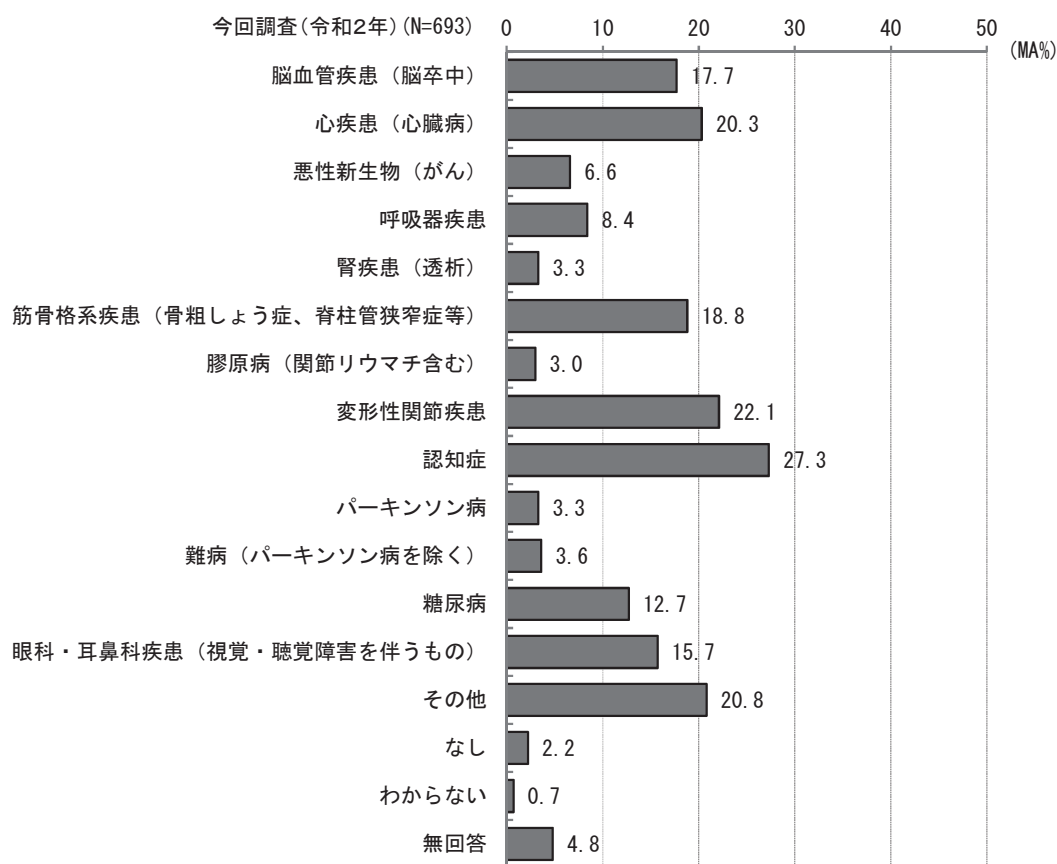
【施設等入所の検討状況 認知症自立度別 (単身世帯)】



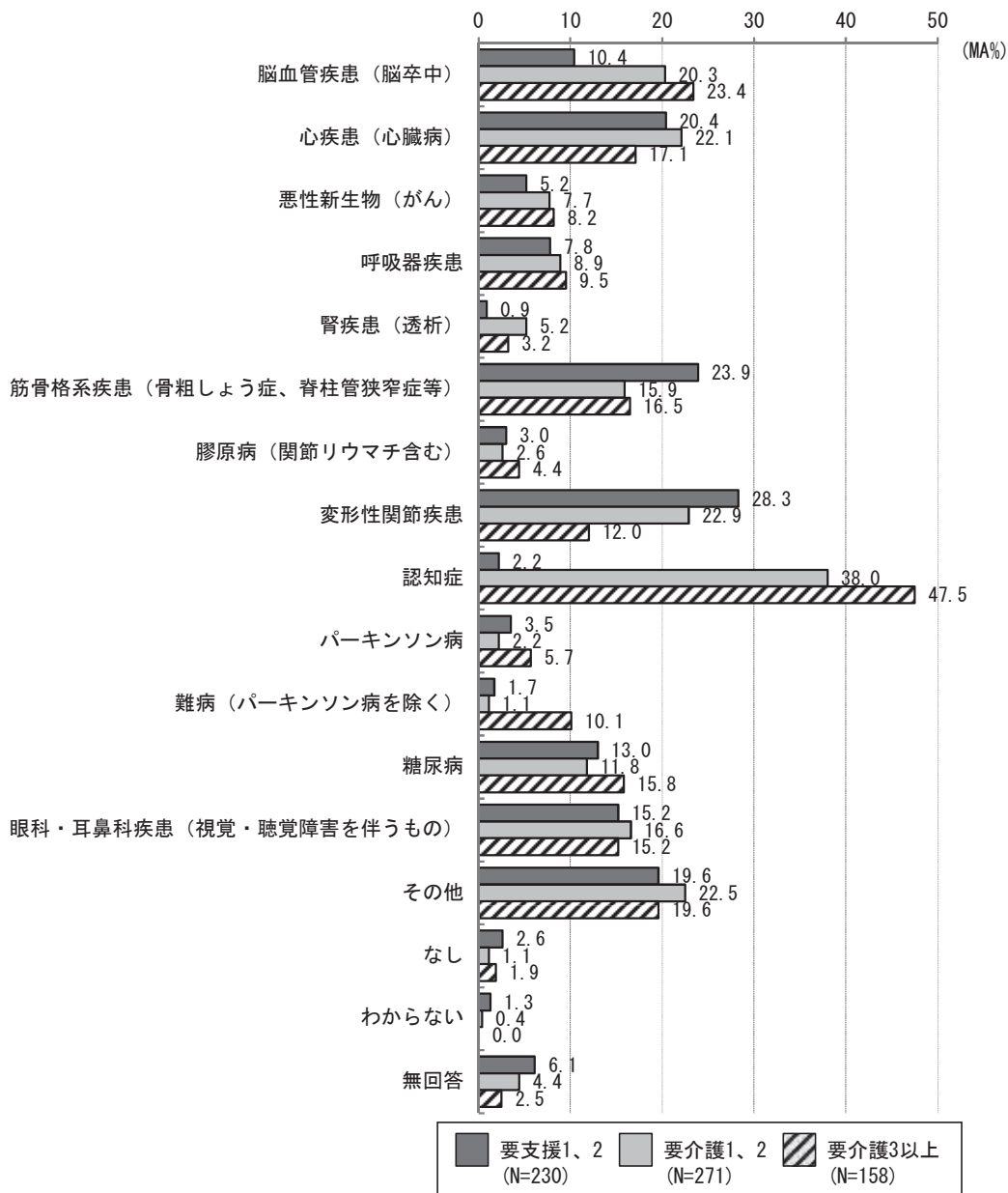
(サ) 傷病の状況

本人の傷病としては、「認知症」が27.3%と最も多く、次いで「変形性関節疾患」が22.1%となっています。要支援1、2では、「変形性関節疾患」が28.3%と最も多く、次いで「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」が23.9%となっています。要介護1、2以上では、「認知症」が最も多く、要介護1、2で38.0%、要介護3以上で47.5%となっています。

【傷病の状況】



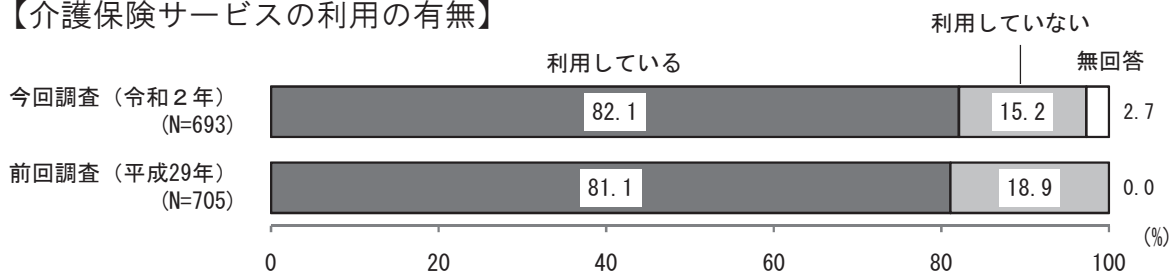
【傷病の状況 要介護度別】



(シ) 介護保険サービスの利用の有無

介護保険サービスを「利用している」人は、全体の82.1%となっています。

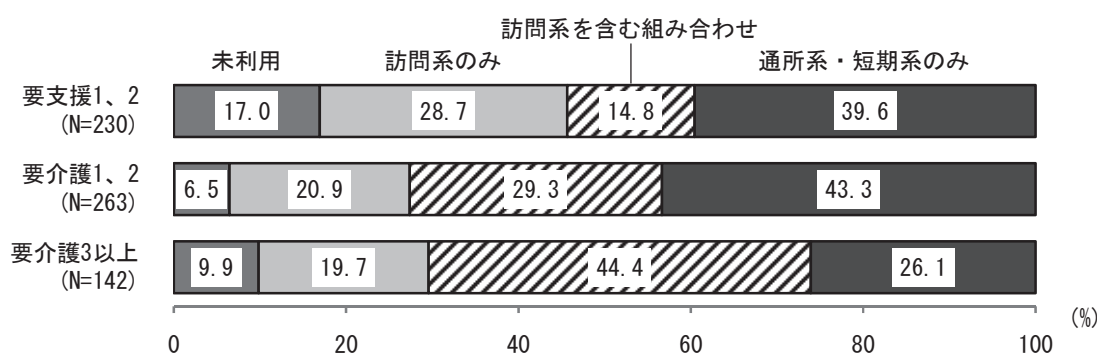
【介護保険サービスの利用の有無】



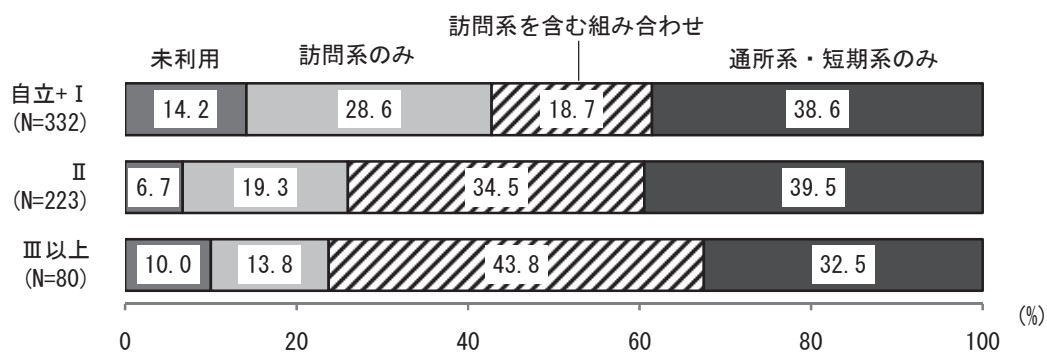
(ス) 介護保険サービスの利用状況

介護保険サービスの利用状況を要介護度別にみると、要支援1、2では「通所系・短期系のみ」、「訪問系のみ」など単独での利用が多く、要介護度が上がるにつれて通所系や短期系を含む「訪問系を含む組み合わせ」が多くなり、要介護3以上では4割台（44.4%）となっています。認知症自立度別にみると、自立+Iでは「通所系・短期系のみ」、「訪問系のみ」など単独での利用が多く、認知症自立度が下がる（数字が大きくなる）につれて、通所系や短期系を含む「訪問系を含む組み合わせ」が多くなり、Ⅲ以上では4割台（43.8%）となっています。

【介護保険サービスの利用状況 要介護度別】



【介護保険サービスの利用状況 認知症自立度別】

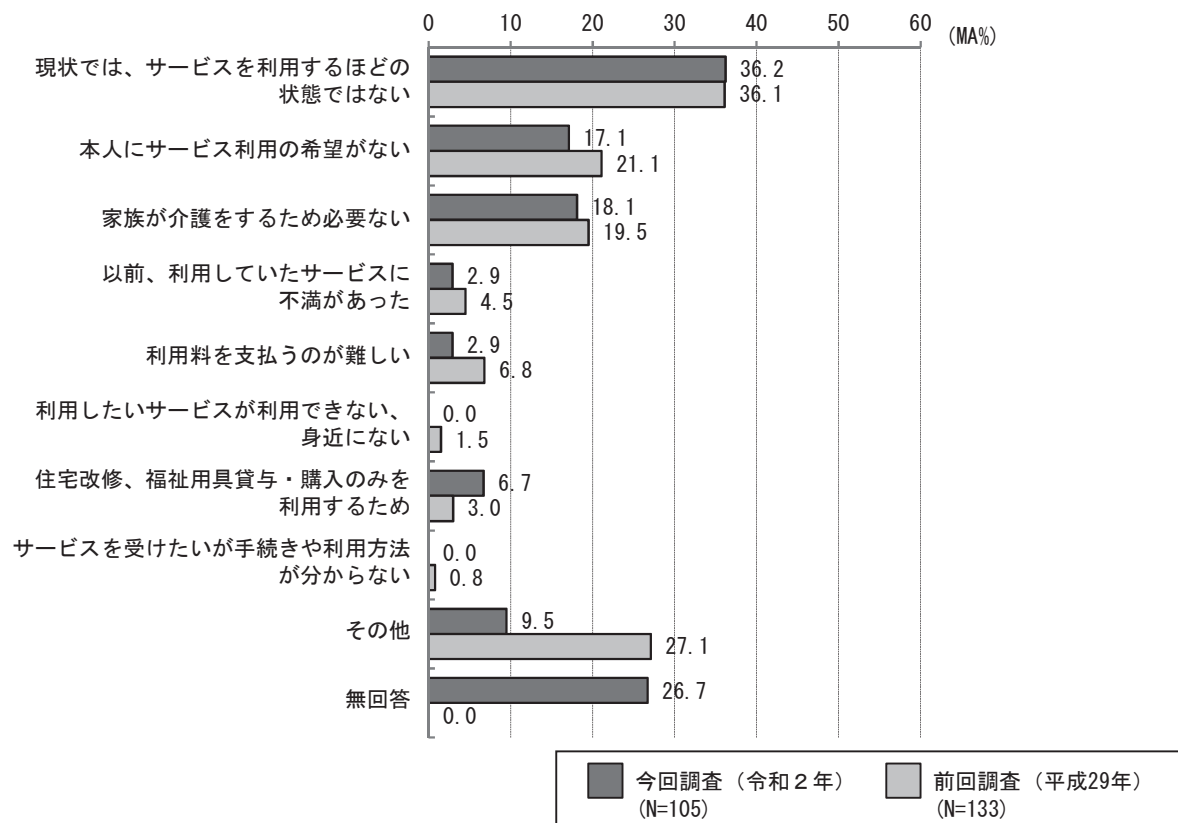


(セ) 介護保険サービス未利用の理由

a. 全数

サービス未利用の理由は、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が36.2%と最も多くなっています。

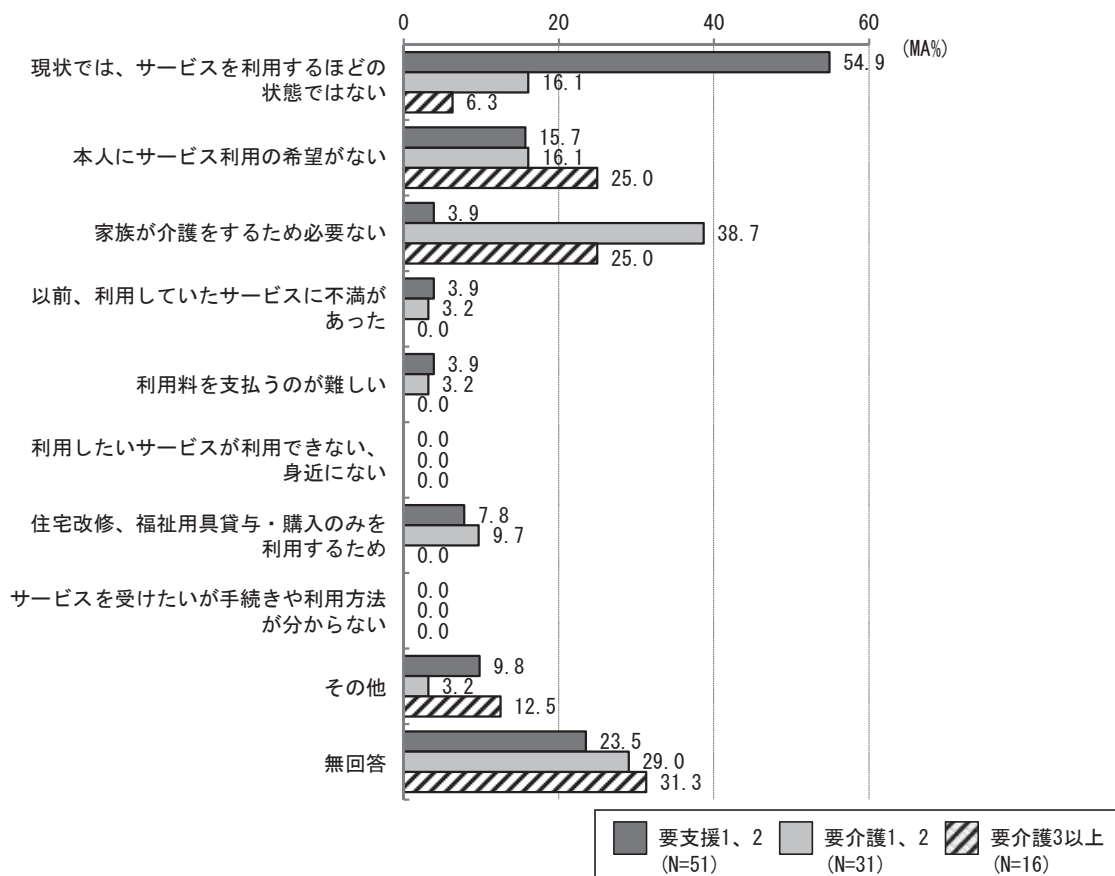
【介護保険サービス未利用の理由】



b. 要介護度別

要介護度別にみると、要支援1、2では「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が54.9%と最も多く、要介護1、2では「家族が介護するため必要ない」が38.7%、要介護3以上では「本人にサービス利用の希望がない」「家族が介護するため必要ない」がそれぞれ25.0%と多くなっています。

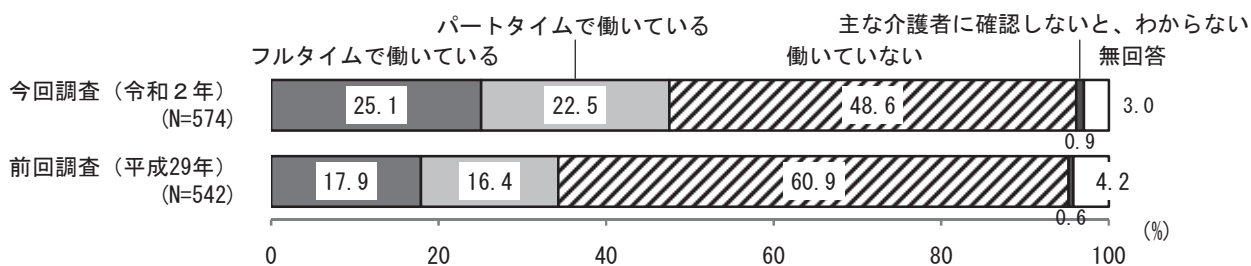
【介護保険サービス未利用の理由 要介護度別】



(ソ) 主な介護者の勤務形態

主な介護者の勤務形態としては、「フルタイム」が25.1%、「パートタイム」が22.5%で、働いている人は合計47.6%と半数近くを占めています。

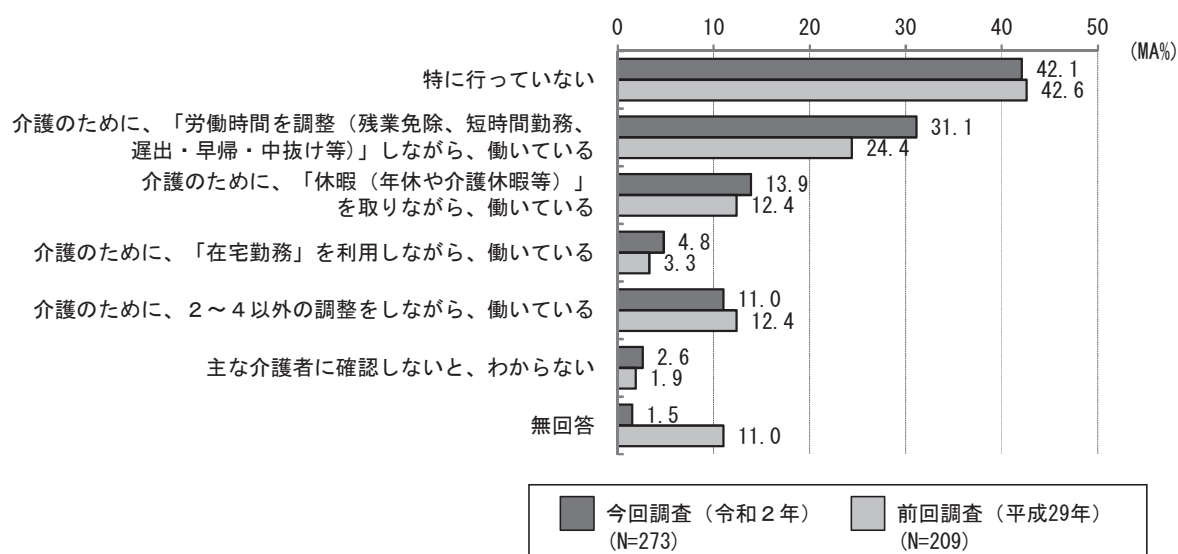
【主な介護者の勤務形態】



(タ) 主な介護者の働き方の調整の状況

半数以上の介護者が、介護のために何らかの働き方の調整を行っており、中でも「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」人が31.1%と最も多く、前回調査に比べて6.7ポイント増加しています。要支援1、2では「特に行っていない」が67.5%と最も多く、要介護1、2以上になると「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」人が4割前後と多くなっています。

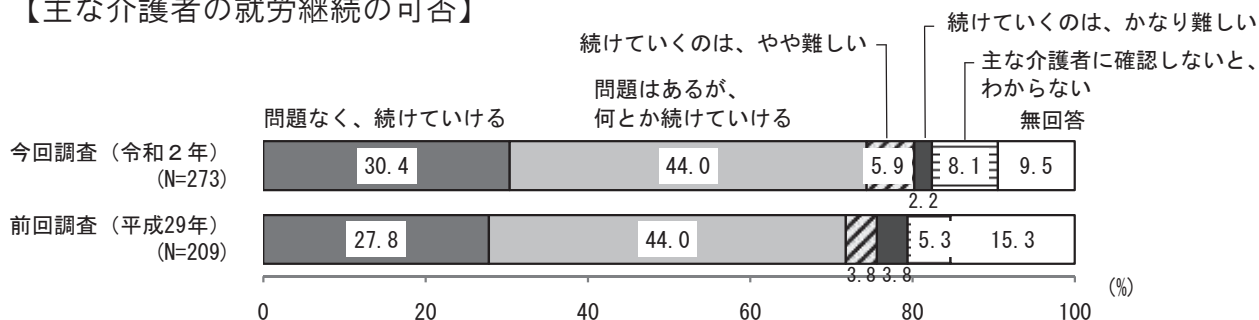
【主な介護者の働き方の調整の状況】



(チ) 主な介護者の就労継続の可否

主な介護者のうち、就労を「続けていける」と回答している人は合わせて74.4%ですが、そのうちの約6割が何らかの問題があると回答しています。

【主な介護者の就労継続の可否】

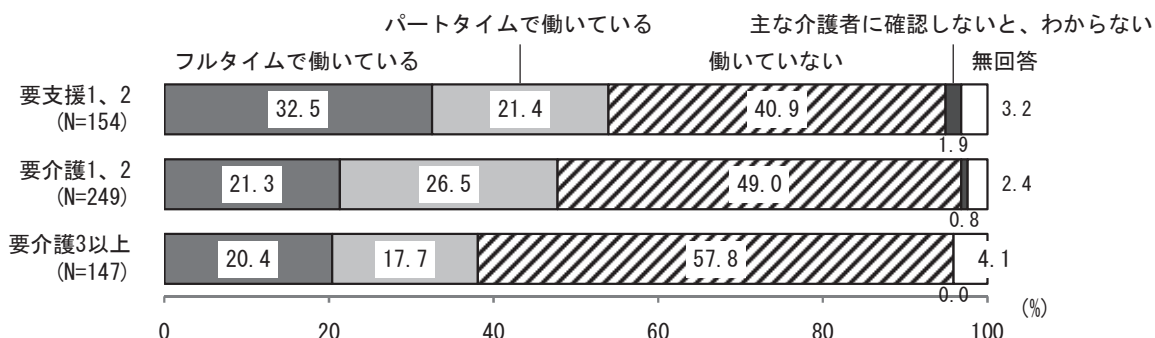


(ツ) 仕事と介護の両立について

a. 要介護度と介護者の勤務状況

主な介護者の勤務形態は、要介護度別にみると、要介護3以上では「働いていない」が約6割(57.8%)と他の要介護度に比べて多くなっています。

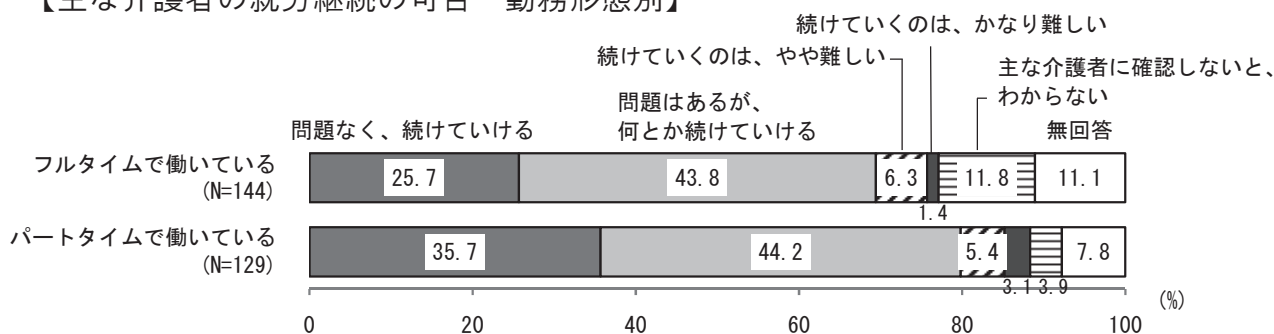
【介護者の勤務状況 要介護度別】



b. 介護者の勤務形態別・就労継続見込み

主な介護者の勤務形態別にみると、フルタイム勤務、パートタイム勤務ともに、「問題はあるが、何とか続けていける」が4割台で、「問題なく、続けていける」は「フルタイム勤務」で25.7%、「パートタイム勤務」で35.7%となっています。

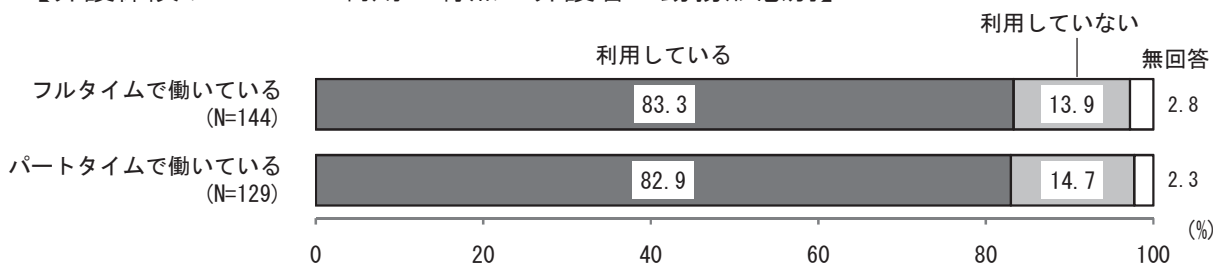
【主な介護者の就労継続の可否 勤務形態別】



c. 介護者の勤務形態別・介護サービスの利用状況

勤務形態にかかわらず、「利用している」が約8割を占めています。

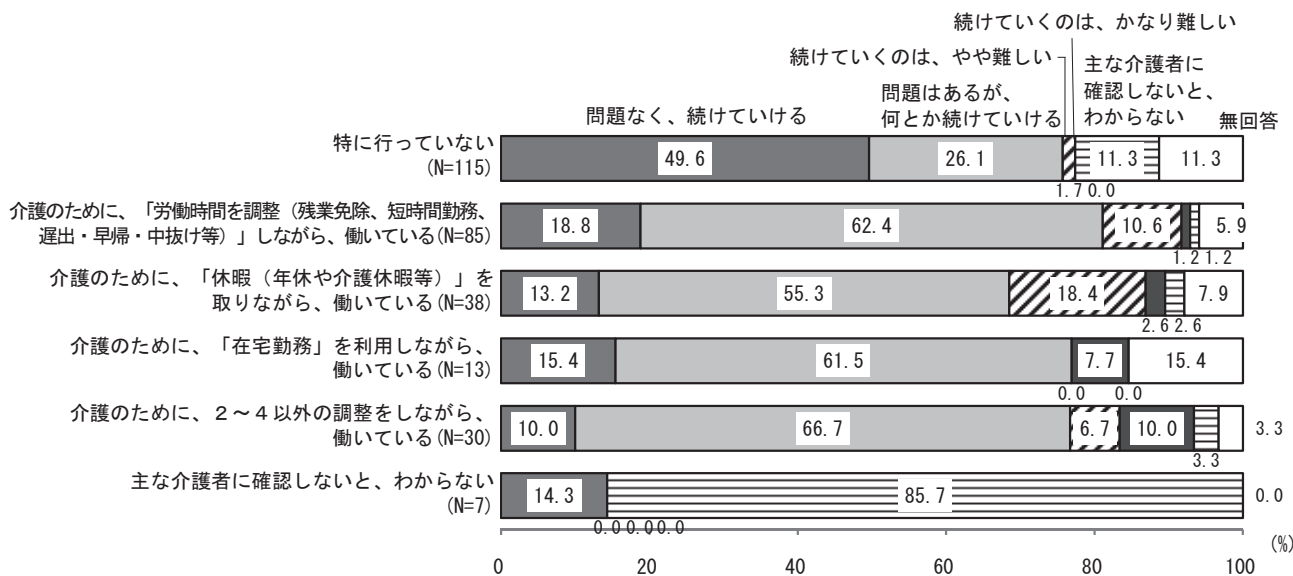
【介護保険サービスの利用の有無 介護者の勤務形態別】



d. 介護のための働き方の調整と就労継続見込み

介護のために働き方の調整を行っている人では、「問題はあるが何とか続けていける」が6割前後、「問題なく、続けていける」は2割以下となっています。「続けていくのは、(やや+かなり) 難しい」は、「介護のために、「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら、働いている」で最も多くなっています。

【主な介護者の就労継続の可否 介護者の働き方の調整方法別】



(3) 高齢者の健康づくり調査

① 調査概要

本調査は、高齢者の介護予防や健康づくり、地域への関わりや社会参加の状況等について聴取を行うことにより、枚方市の各地域の高齢者にはどのような課題やニーズがあるのかを把握し、今後の介護保険制度及び高齢者保健福祉施策の適切な運営に資することを目的に実施しました。

調査対象	要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の市内在住者1,300名 ※本市の日常生活圏域13圏域ごとに100名ずつ無作為抽出・無記名調査
調査方法	郵便による配付・回収
調査期間	令和2年1月
回収結果	有効回答数：873件（有効回答率 67.2%）
回答者の主な属性	性別：男性 47.7%、女性 50.1%、無回答・その他 2.3% 年齢：65～69歳 23.4%、70～74歳 29.8%、75～79歳 24.7%、 80～84歳 13.2%、85～89歳 6.0%、90歳以上 0.8%、 無回答 2.2%

※本計画に記載の調査結果は、計画策定において特に参考になる項目を中心に抜粋したものです。

また、結果の構成割合は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計値が100%とならない場合があります。

②調査結果

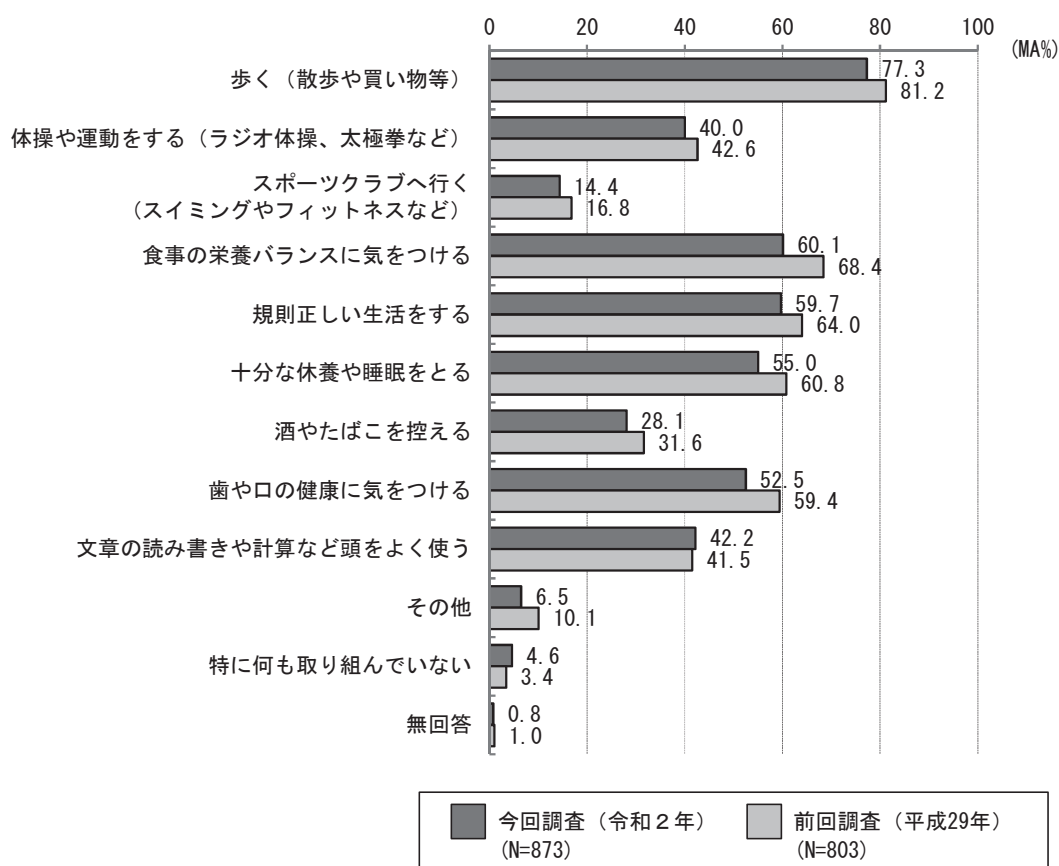
(ア)健康保持のための取組み

a. 取組状況

健康保持のために取り組んでいることは、「歩く（散歩や買い物等）」が77.3%と最も多く、次いで「食事の栄養バランスに気をつける」が60.1%、「規則正しい生活をする」が59.7%となっています。

前回調査に比べて、「食事の栄養バランスに気をつける」が8.3ポイント、「歯や口の健康に気をつける」が6.9ポイント、「十分な休養や睡眠をとる」が5.8ポイント減少しています。

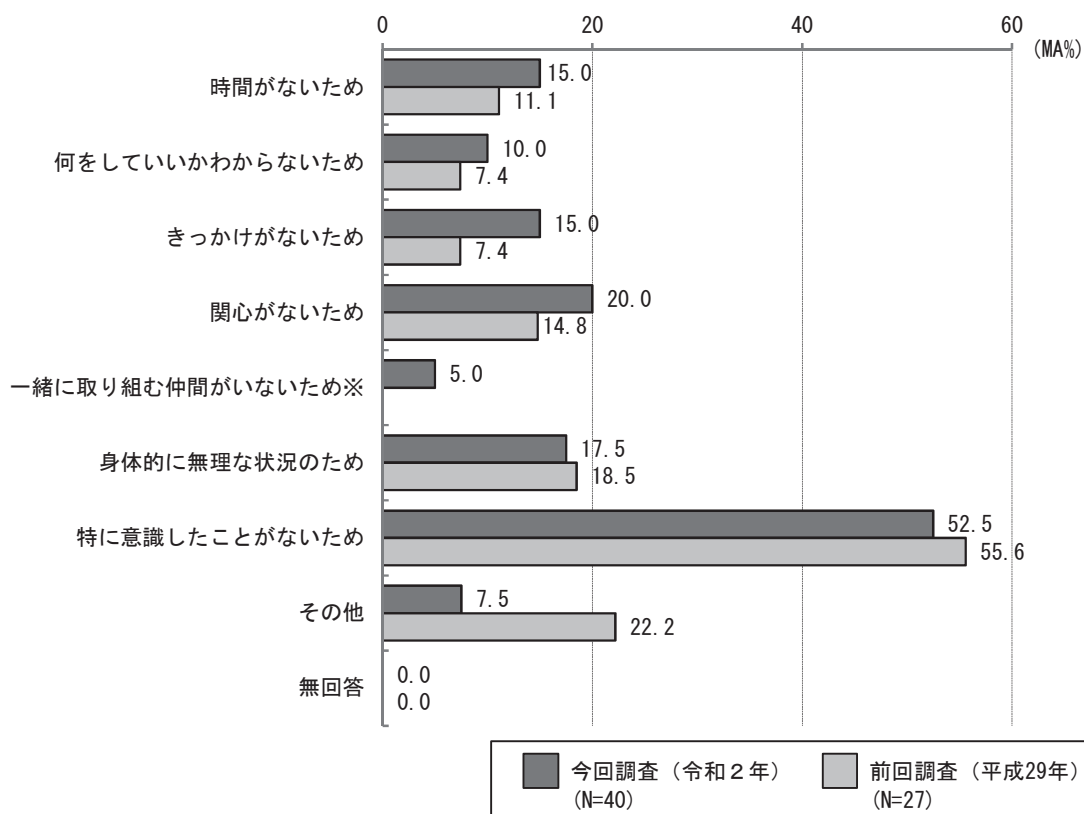
【健康保持のための取組み】



b. 取り組んでいない理由

健康づくりに取り組んでいない理由は、「特に意識したことがないため」が52.5%と最も多く、次いで「関心がないため」が20.0%、「身体的に無理な状況のため」が17.5%となっています。前回調査に比べて、「きっかけがないため」が7.6ポイント、「関心がないため」が5.2ポイント増加しています。

【健康づくりに取り組んでいない理由】



※前回調査では選択項目なし。

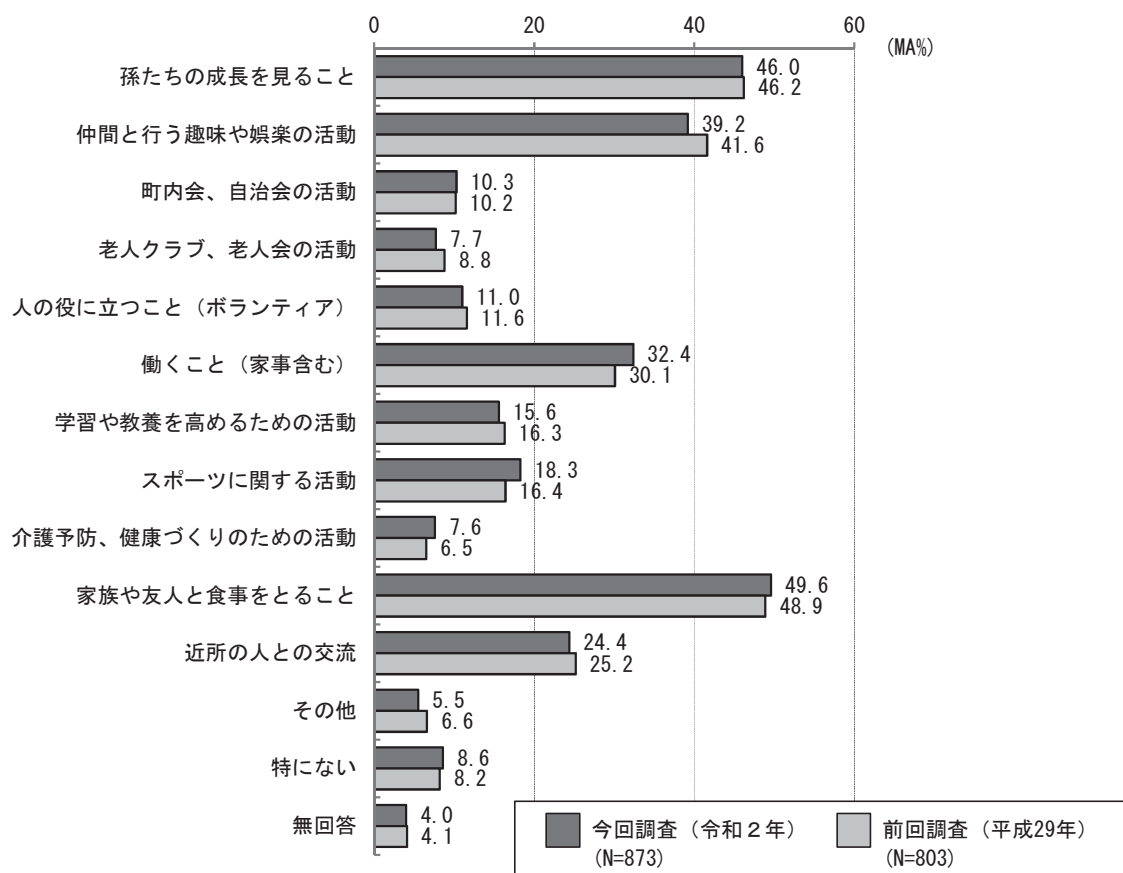
(イ) 仕事や生きがい

a. 生きがいや楽しみ

生きがいや楽しみを感じることは、「家族や友人と食事をとること」が49.6%と最も多く、次いで「孫たちの成長を見ること」が46.0%、「仲間と行う趣味や娯楽の活動」が39.2%となっています。

前回調査に比べて、「働くこと」が2.3ポイント増加していますが、傾向は大きく変わっていません。

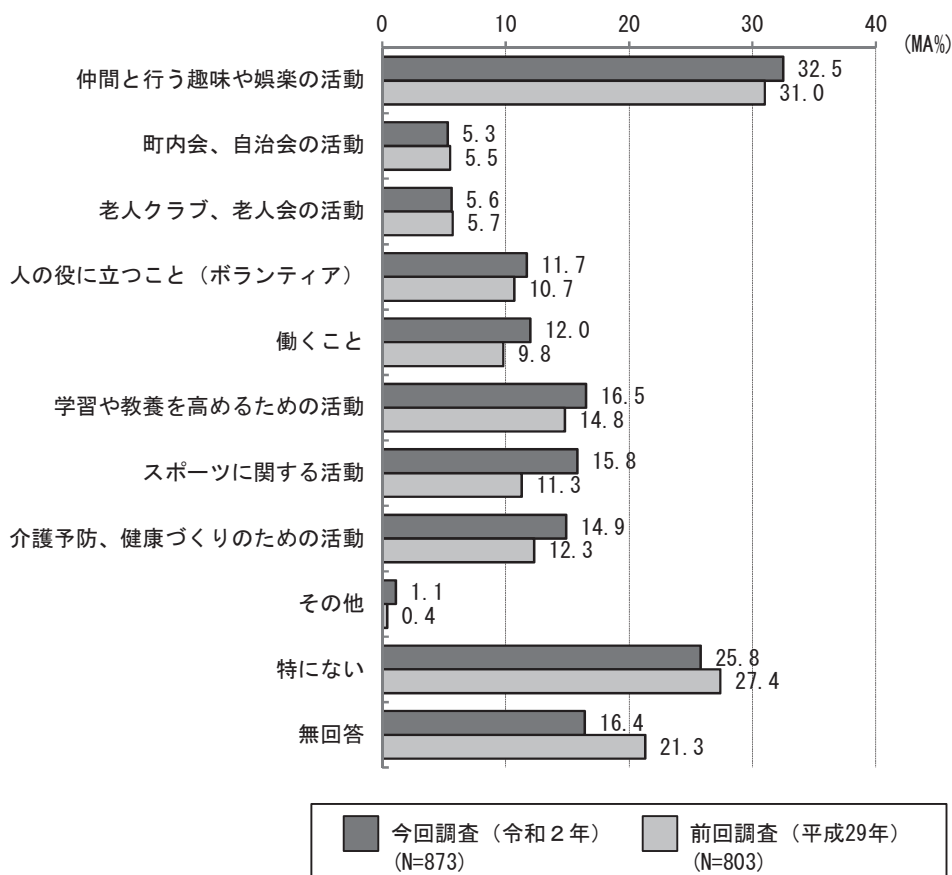
【生きがいや楽しみ】



b. 今後やってみたい活動

今後やってみたいと思う活動は、「仲間と行う趣味や娯楽の活動」が32.5%と最も多く、次いで「学習や教養を高めるための活動」が16.5%、「スポーツに関する活動」が15.8%、「介護予防、健康づくりのための活動」が14.9%となっています。前回調査に比べて、「スポーツに関する活動」が4.5ポイント増加しています。

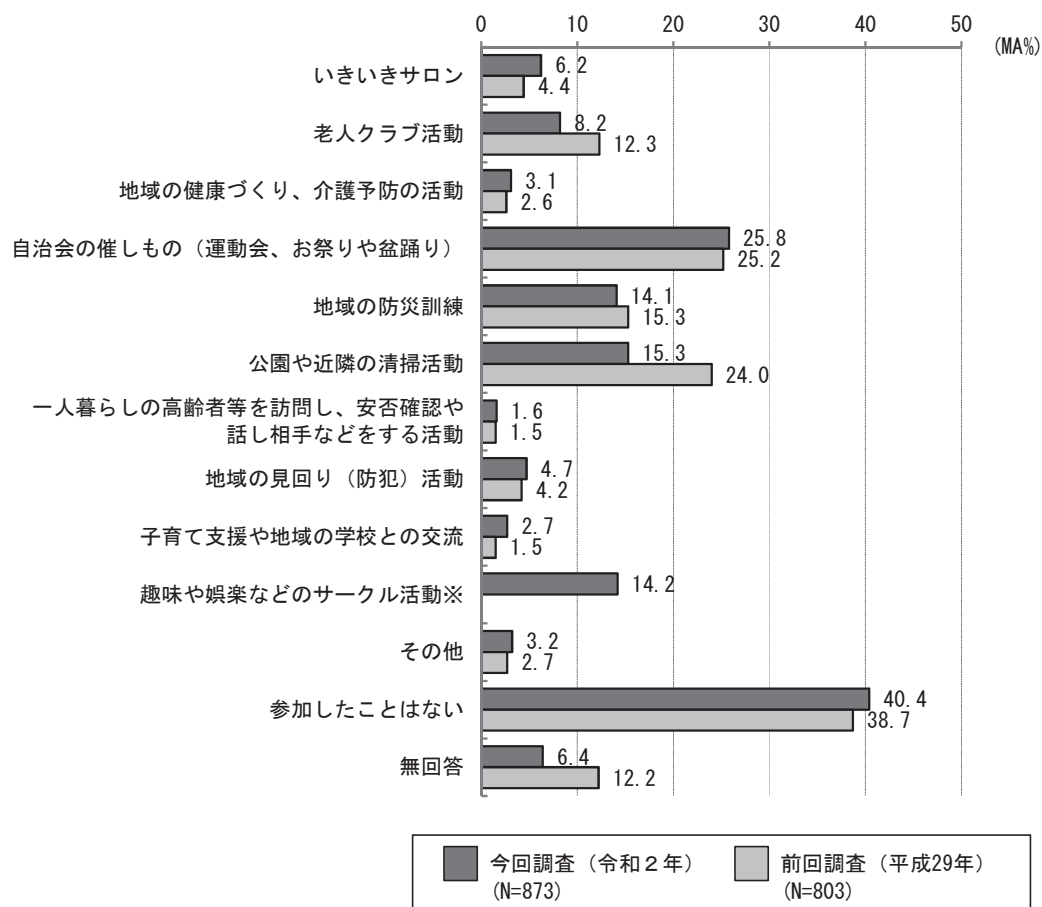
【今後やってみたい活動】



c. 地域活動への参加状況

参加している地域の活動や行事は、「自治会の催しもの（運動会、お祭りや盆踊り）」が 25.8%と最も多く、次いで「公園や近隣の清掃活動」が 15.3%、「趣味や娯楽などのサークル活動」が 14.2%、「地域の防災訓練」が 14.1%で、「参加したことはない」は 40.4%となっています。前回調査に比べて、「公園や近隣の清掃活動」が 8.7 ポイント、「老人クラブ活動」が 4.1 ポイント減少しています。

【地域活動への参加状況】



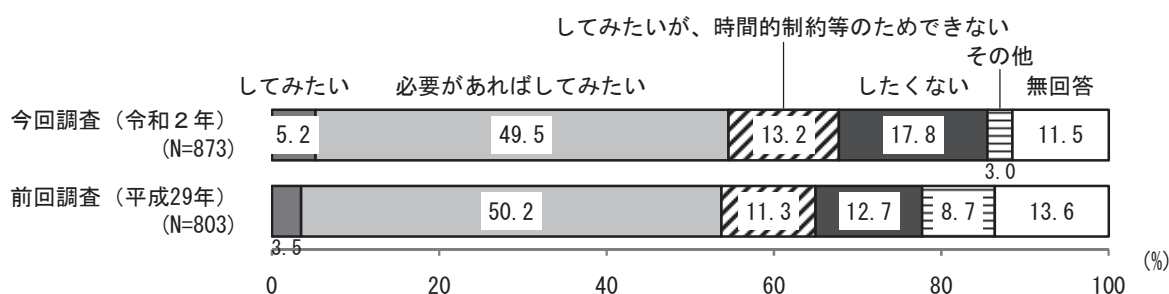
d. 生活支援活動への参加意向

高齢者同士の生活支援活動を『してみたい』（「してみたい」、「必要があればしてみたい」、「してみたいが、時間的制約等のためできない」の合計）は67.9%で、約7割の人が、生活支援活動に対して前向きな意識を持っています。一方で、前回調査に比べて、「したくない」が5.1ポイント増加しています。

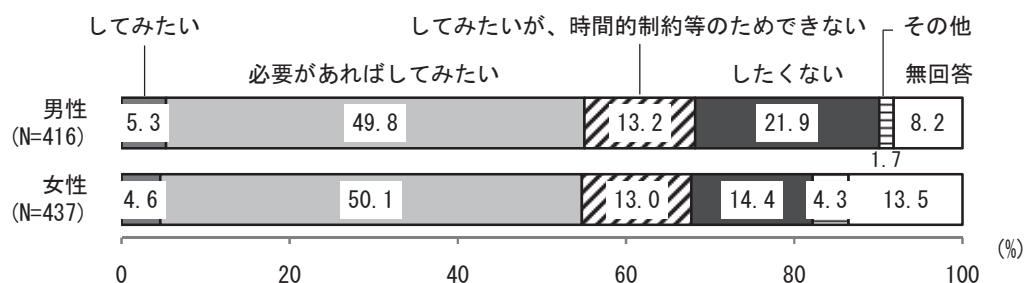
性別で見ると、『してみたい』では男女で差はみられませんが、「したくない」は男性のほうが多くなっています。

年齢別で見ると、『してみたい』は65～74歳では74.1%ですが、年齢が上がるにつれて少なくなり、85歳以上では39.0%となっています。

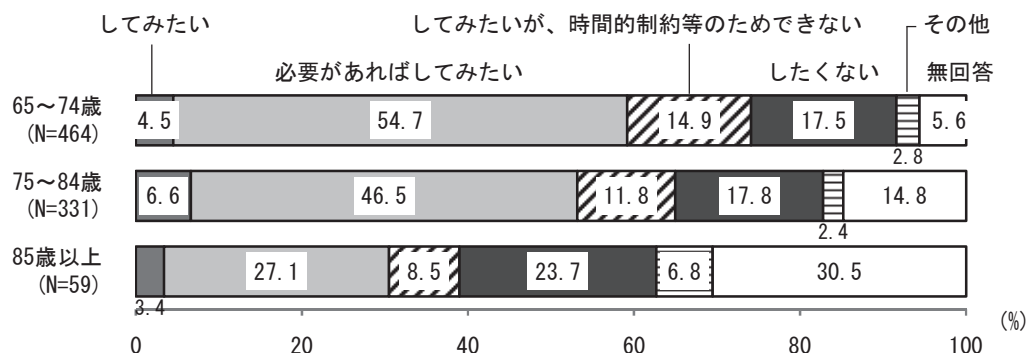
【生活支援活動への参加意向】



【生活支援活動への参加意向 性別】



【生活支援活動への参加意向 年齢別】

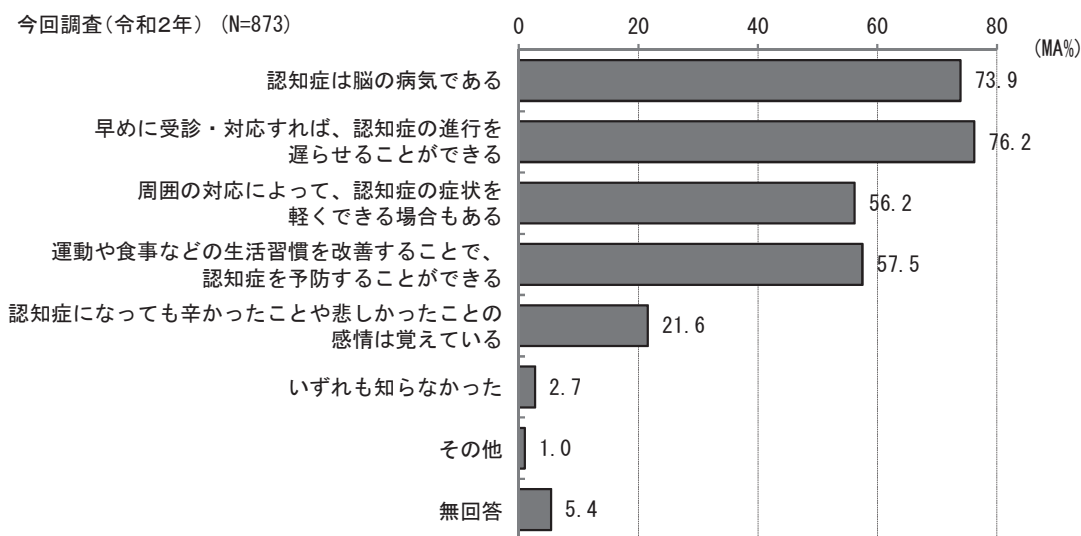


(ウ) 認知症について

a. 認知症についての知識

認知症について知っていることを尋ねたところ、「早めに受診・対応すれば、認知症の進行を遅らせることができる」が76.2%と最も多く、次いで「認知症は脳の病気である」が73.9%となっています。

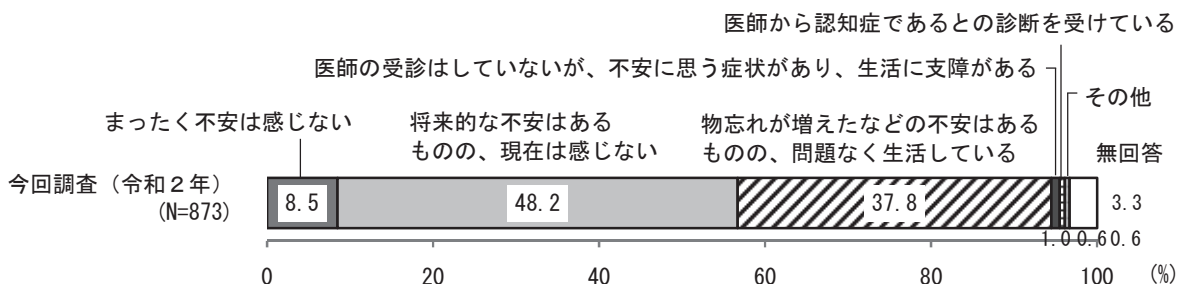
【認知症についての知識】



b. 認知症への不安

認知症への不安については、『不安を感じない』（「まったく不安を感じない」と「将来的な不安はあるものの、現在は感じない」の合計）が56.7%、『不安がある』（「物忘れが増えたなどの不安はあるものの、問題なく生活している」と「医師の受診はしていないが、不安に思う症状があり、生活に支障がある」の合計）が38.8%となっています。

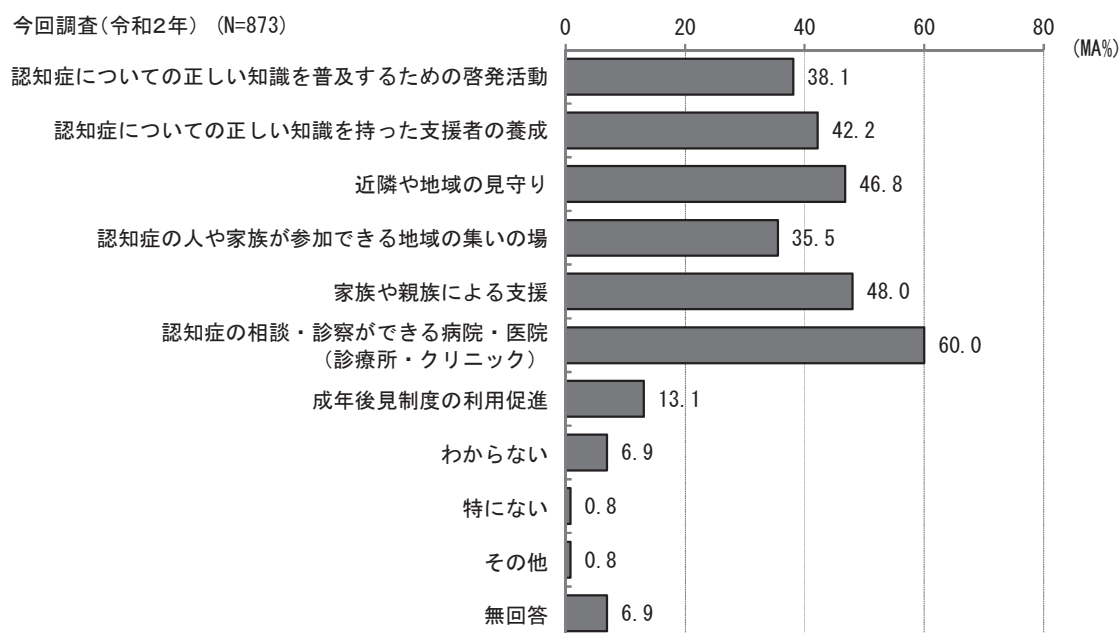
【認知症への不安】



c. 認知症の人が地域で暮らすために必要なこと

認知症の人が地域で暮らすために必要なことは、「認知症の相談・診察ができる病院・医院（診療所・クリニック）」が60.0%と最も多く、次いで、「家族や親族による支援」が48.0%、「近隣や地域の見守り」が46.8%となっています。

【認知症の人が地域で暮らすために必要なこと】

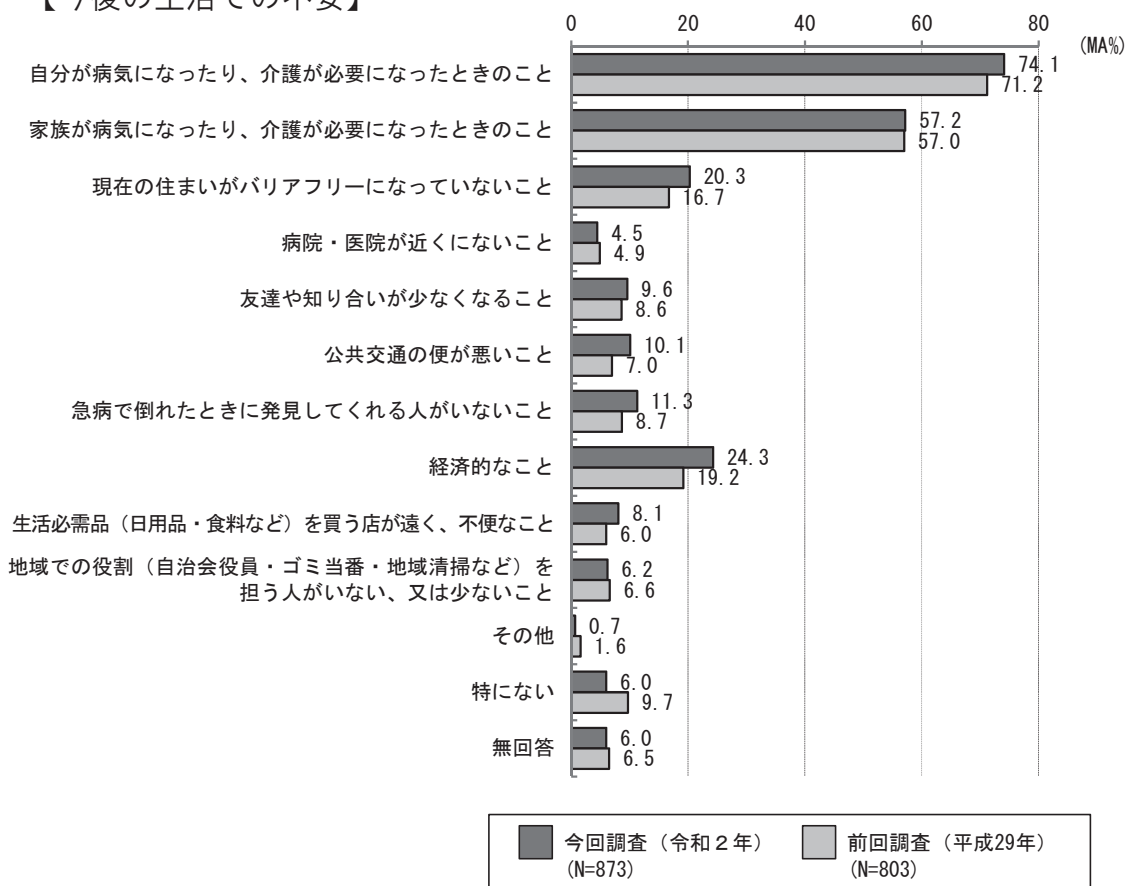


(エ) 今後の生活

a. 今後の生活での不安

今後の生活で不安に思うことは、「自分が病気になったり、介護が必要になったときのこと」が74.1%と最も多く、次いで「家族が病気になったり、介護が必要になったときのこと」が57.2%となっています。前回調査に比べて、傾向は大きく変わっていませんが、「経済的なこと」が5.1ポイント増加しています。

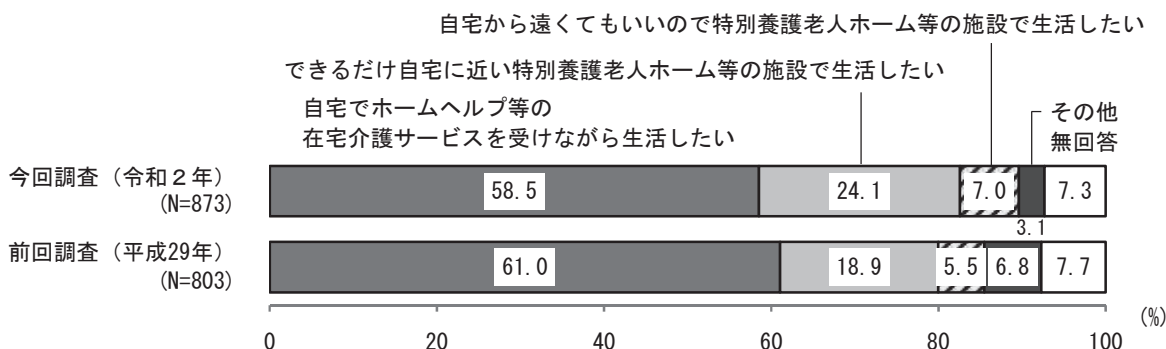
【今後の生活での不安】



b. 介護が必要になった場合に生活したい場所

自身に介護が必要になった場合には、「自宅でホームヘルプ等の在宅介護サービスを受けながら生活したい」が58.5%と最も多く、次いで「できるだけ自宅に近い特別養護老人ホーム等の施設で生活したい」が24.1%となっています。前回調査に比べて、「できるだけ自宅に近い特別養護老人ホーム等の施設で生活したい」が5.2ポイント増加しています。

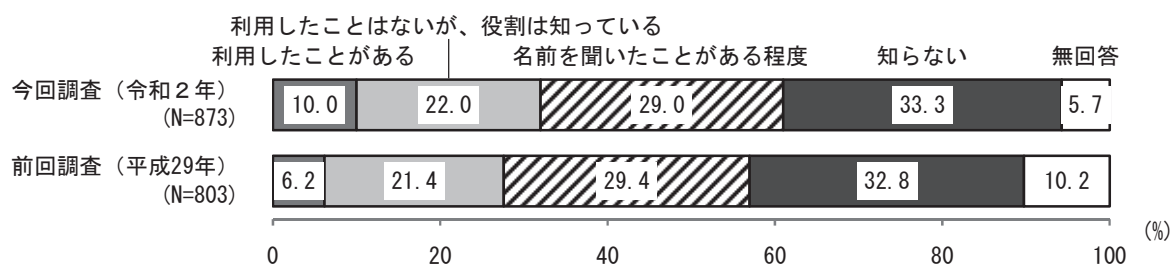
【介護が必要になった場合に生活したい場所】



(オ) 地域包括支援センターの認知度

地域包括支援センターを「利用したことがある」、「利用したことはないが、役割は知っている」、「名前を聞いたことがある程度」と回答した人は61.0%で、6割以上が地域包括支援センターを知っており、前回調査に比べて4.0ポイント増加しています。

【地域包括支援センターの認知度】

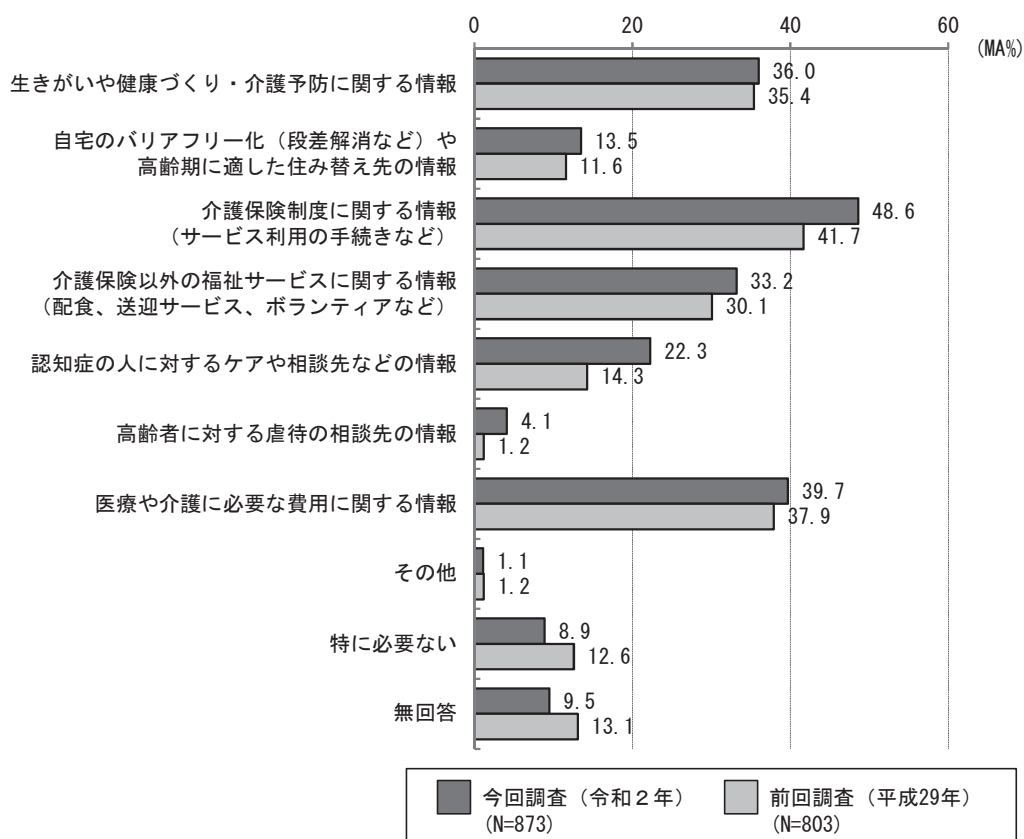


(カ) 介護や保健等で希望する情報

介護や保健、医療に関して希望する情報は、「介護保険制度に関する情報（サービス利用の手続きなど）」が48.6%と最も多く、次いで「医療や介護に必要な費用に関する情報」が39.7%、「生きがいや健康づくり・介護予防に関する情報」が36.0%となっています。

前回調査に比べて、「認知症の人に対するケアや相談先などの情報」が8.0ポイント、「介護保険制度に関する情報（サービス利用の手続きなど）」が6.9ポイント増加しています。

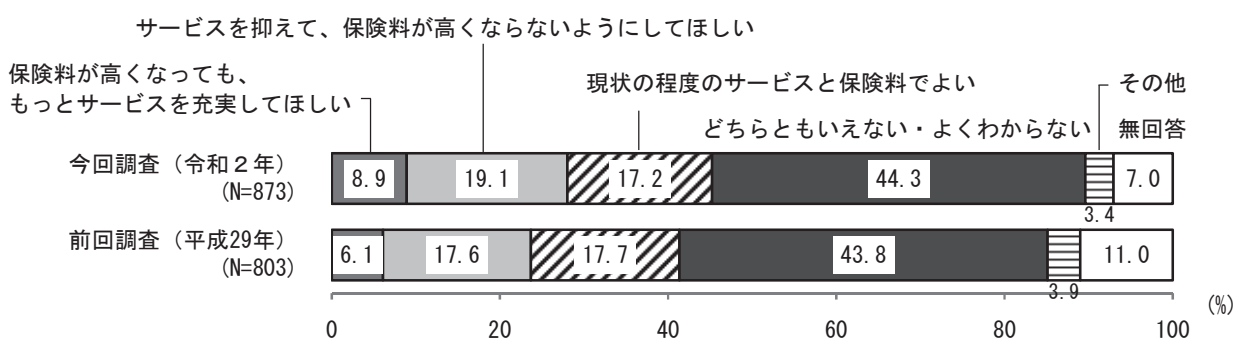
【介護や保険等で希望する情報】



(キ) 介護保険料と介護サービスの関係

介護保険料と介護サービスの関係については、「保険料が高くなっても、もっとサービスを充実してほしい」が8.9%、「サービスを抑えて、保険料が高くないようにしてほしい」が19.1%、「現状の程度のサービスと保険料でよい」が17.2%となっています。前回調査に比べて、「保険料が高くなっても、もっとサービスを充実してほしい」が2.8ポイント増加しています。

【介護保険料と介護サービスの関係】

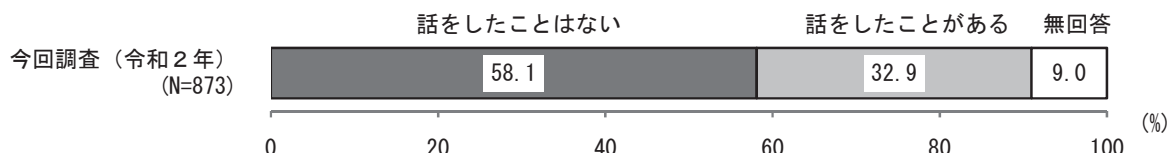


(ク) 看取りについて

a. 最期の過ごし方について話をした経験

最期の過ごし方について、家族や身近な友人、医療や介護のスタッフ等と「話をしたことがある」人は32.9%となっています。

【最期の過ごし方について話をした経験】

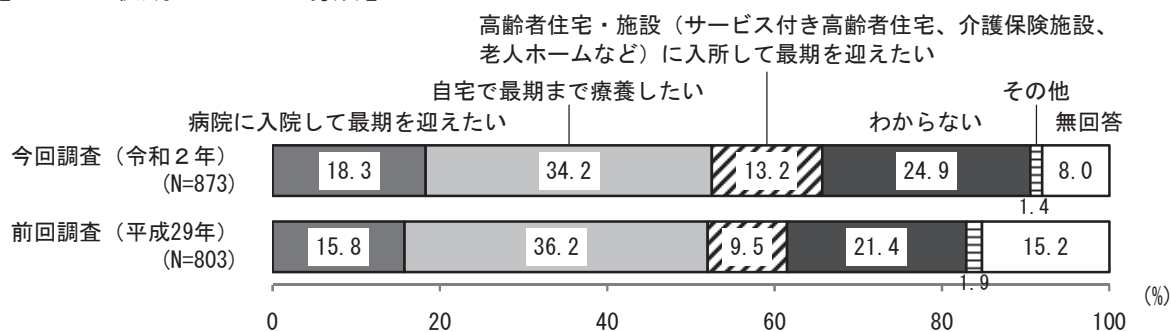


b. 人生の最期を迎える場所

人生の最期を迎える場所については、「自宅で最期まで療養したい」が34.2%で、「病院に入院して最期を迎えたい」と「高齢者住宅・施設（サービス付き高齢者住宅、介護保険施設、老人ホームなど）に入所して最期を迎えたい」が合わせて31.5%となっています。

前回調査に比べて、「高齢者住宅・施設（サービス付き高齢者住宅、介護保険施設、老人ホームなど）に入所して最期を迎えたい」が3.7ポイント、「病院に入院して最期を迎えたい」が2.5ポイント増加しています。

【人生の最期を迎える場所】



(4) 介護保険サービス等に関する実態調査

① 調査概要

本調査は、介護保険サービス利用者の満足度と要支援・要介護状態になった原因や介護保険料の負担等に関する意見など、介護保険制度そのものについての意見を聴取することで、今後の介護保険制度の適切な運営に活用することを目的に実施しました。

調査対象	要支援・要介護認定を受けている65歳以上の市内在住者1,300名 ※本市の日常生活圏域13圏域ごとに100名ずつ無作為抽出・無記名調査
調査方法	郵便による配付・回収
調査期間	令和2年1月
回収結果	有効回答数：755件（有効回答率58.1%）
回答者の主な属性	性別：男性33.9%、女性60.0%、無回答・その他6.1% 年齢：65～69歳3.7%、70～74歳10.3%、75～79歳17.4%、 80～84歳25.3%、85～89歳26.2%、90歳以上14.0%、 無回答3.0%

※本計画に記載の調査結果は、計画策定において特に参考になる項目を中心に抜粋したものです。

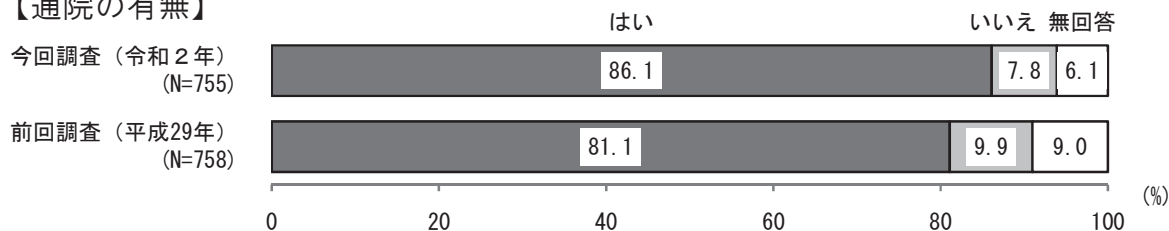
また、結果の構成割合は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計値が100%とならない場合があります。

②調査結果

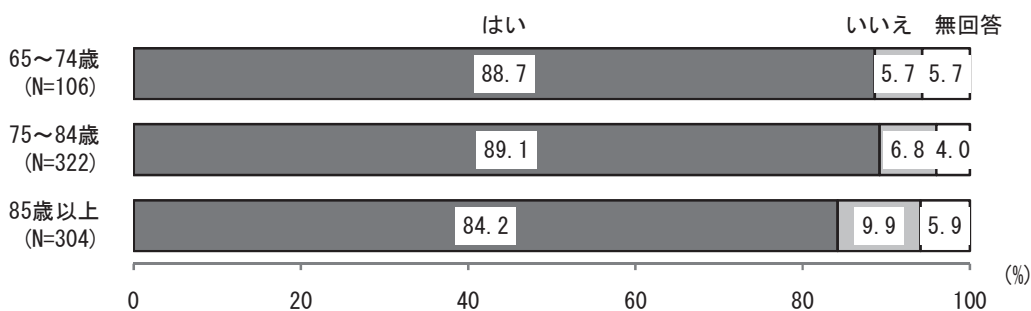
(ア) 通院の有無

通院をしていると回答した人は86.1%で、前回調査に比べて5.0ポイント増加しています。年齢別にみると、通院をしている人は84歳以下では約9割、85歳以上では84.2%となっています。要介護度別にみると、通院をしている人は要介護1、2以下では9割以上、要介護3以上では75.1%となっています。

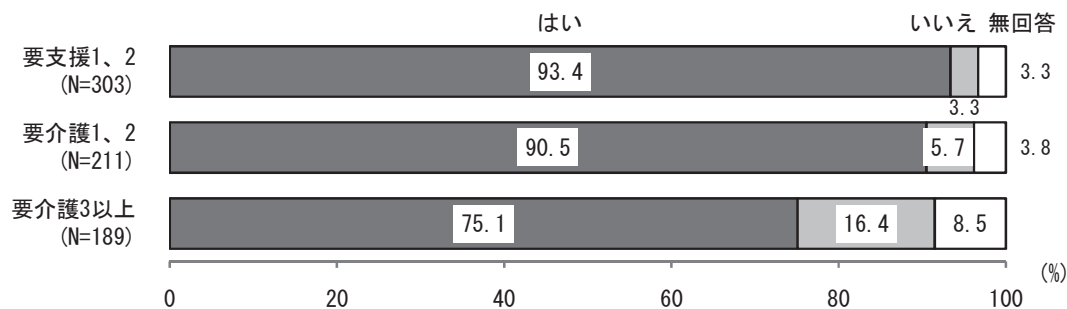
【通院の有無】



【通院の有無 年齢別】



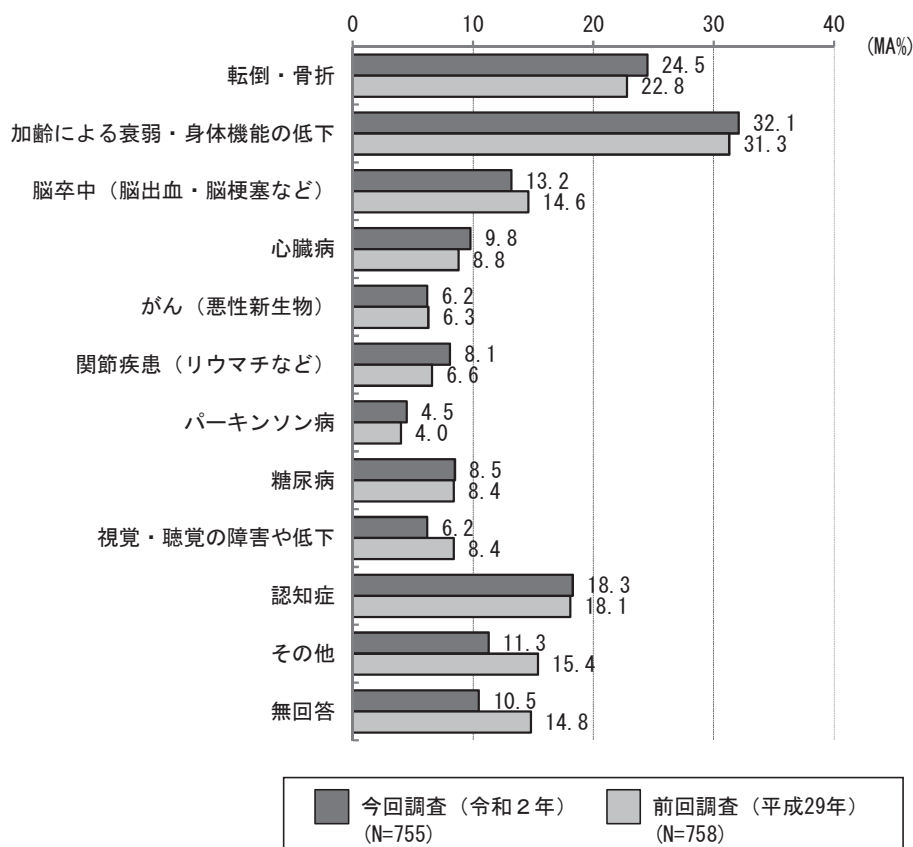
【通院の有無 要介護度別】



(イ) 要介護認定の原因

要介護認定が必要となった原因は、「加齢による衰弱・身体機能の低下」が32.1%と最も多く、次いで「転倒・骨折」が24.5%、「認知症」が18.3%となっています。前回調査に比べて、「転倒・骨折」、「関節疾患（リウマチなど）」が微増していますが、傾向は大きく変わっていません。

【要介護認定の原因】

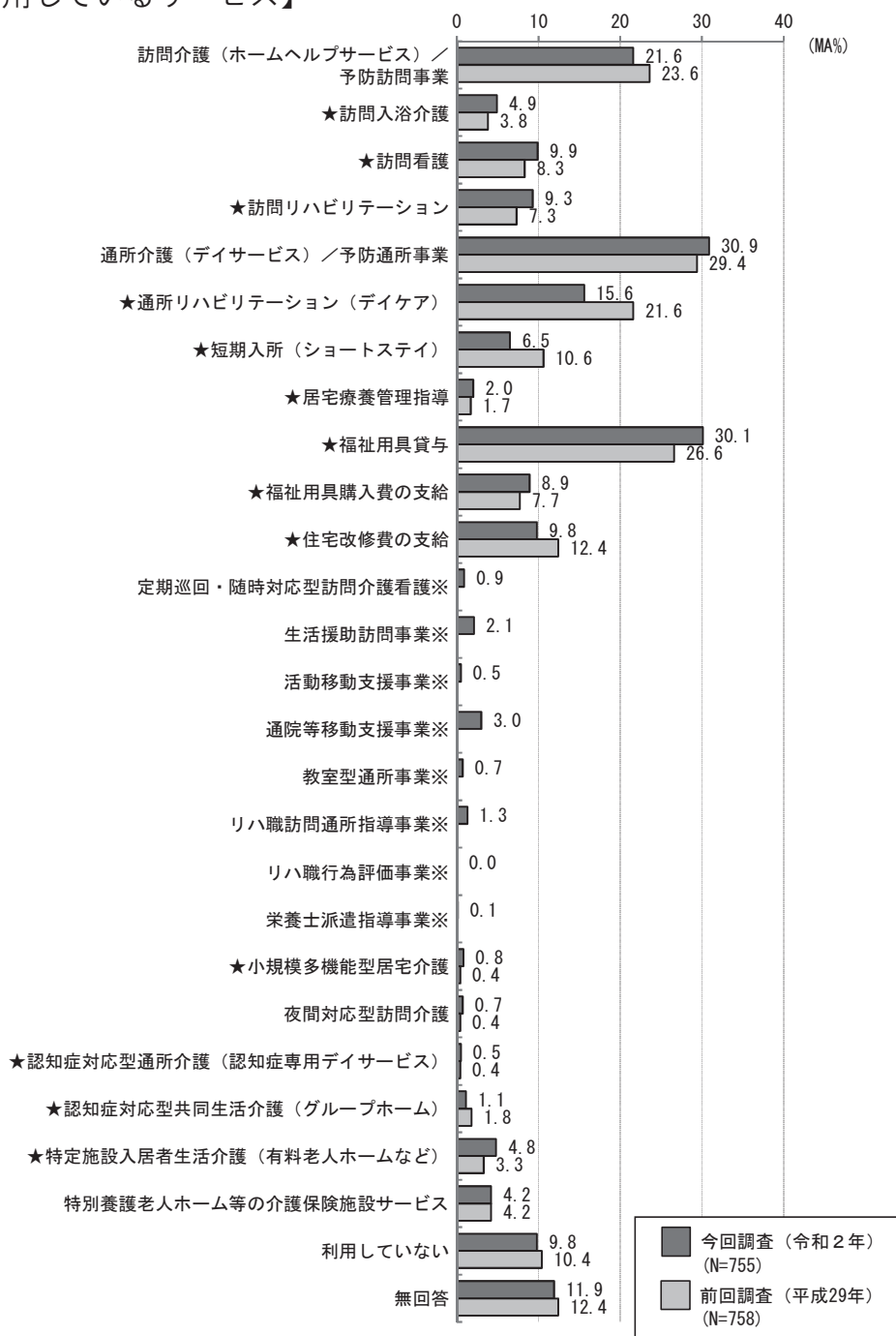


第2章 高齢者を取り巻く現況と将来推計

(ウ) 利用しているサービス

利用しているサービスは、「通所介護（デイサービス）／予防通所事業」が30.9%と最も多く、次いで「福祉用具貸与」が30.1%、「訪問介護（ホームヘルプサービス）／予防訪問事業」が21.6%となっています。前回調査に比べて、「福祉用具貸与」が3.5ポイント増加し、「通所リハビリテーション（デイケア）」が6.0ポイント、「短期入所（ショートステイ）」が4.1ポイント減少しています。

【利用しているサービス】



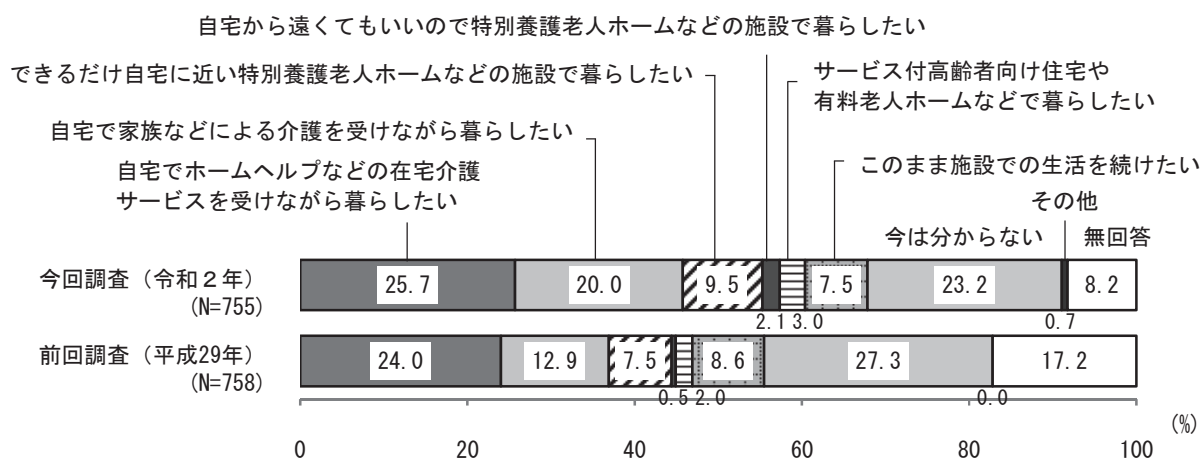
★印の項目は、要支援1、2では介護予防サービスとして回答。
※印の項目は、前回調査では選択肢なし。

(エ) 今後の生活

a. 今後の暮らし方

今後の暮らし方については、「自宅でホームヘルプなどの在宅介護サービスを受けながら暮らしたい」が25.7%と最も多く、次いで「自宅で家族などによる介護を受けながら暮らしたい」が20.0%で、約半数(45.7%)の人が自宅での生活を希望しており、施設希望・入所中の人は合計2割強(22.1%)となっています。前回調査に比べて、「自宅で家族などによる介護を受けながら暮らしたい」が7.1ポイント増加しています。

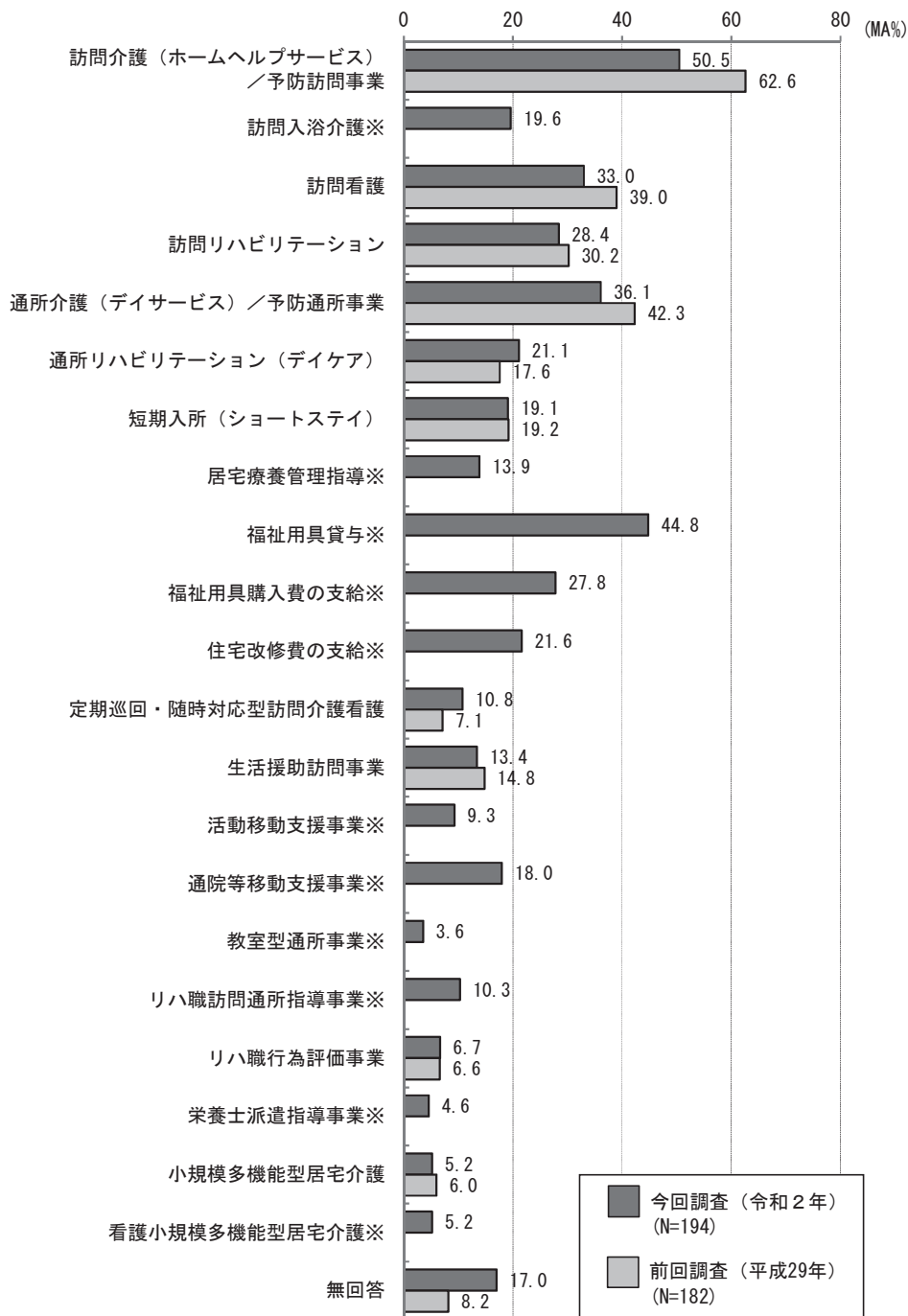
【今後の暮らし方】



b. 自宅で受けたいサービス

自宅で在宅介護サービスを受けながら暮らしたい人が希望するサービスは、「訪問介護（ホームヘルプサービス）／予防訪問事業」が50.5%と最も多く、次いで「福祉用具貸与」が44.8%となっています。前回調査に比べて、「訪問介護（ホームヘルプサービス）／予防訪問事業」が12.1ポイント、「通所介護（デイサービス）／予防通所事業」が6.2ポイント、「訪問看護」が6.0ポイント減少しています。

【自宅で受けたいサービス】

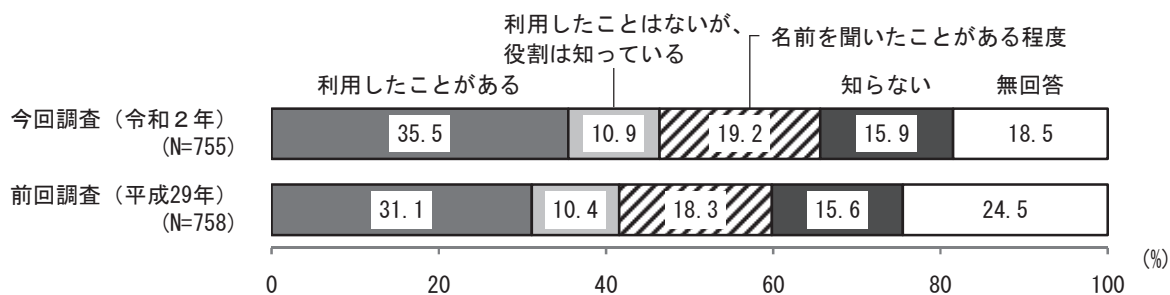


※印の項目は、前回調査では選択肢なし。

(オ) 地域包括支援センターの認知度

地域包括支援センターを「利用したことがある」は35.5%で、「利用したことはないが、役割は知っている」が10.9%、「名前を聞いたことがある程度」が19.2%、「知らない」が15.9%となっています。前回調査に比べて、「利用したことがある」は4.4ポイント増加しています。

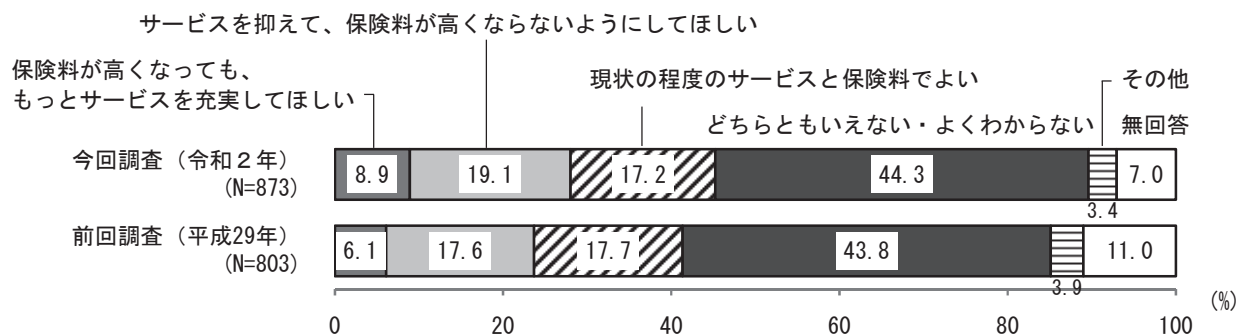
【地域包括支援センターの認知度】



(カ) 介護保険料と介護サービスの関係

介護保険料と介護サービスの関係については、「保険料が高くなっても、もっとサービスを充実してほしい」が8.9%、「サービスを抑えて、保険料が高くないようにしてほしい」が19.1%、「現状の程度のサービスと保険料でよい」が17.2%となっています。前回調査に比べて、「保険料が高くなっても、もっとサービスを充実してほしい」が2.8ポイント増加しています。

【介護保険料と介護サービスの関係】

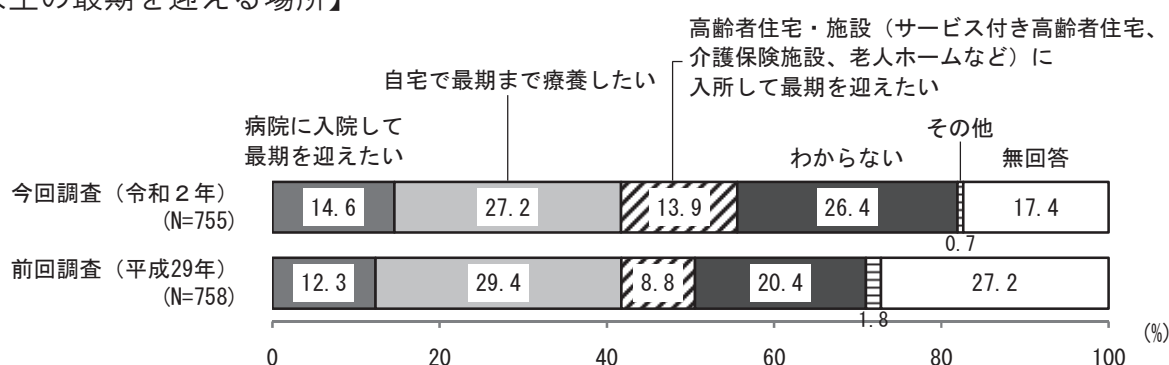


(キ) 看取りについて

a. 人生の最期を迎える場所

人生の最期を迎える場所については、「自宅で最期まで療養したい」が27.2%と最も多く、次いで、「病院に入院して最期を迎えたい」が14.6%、「高齢者住宅・施設（サービス付き高齢者住宅、介護保険施設、老人ホームなど）に入所して最期を迎えたい」が13.9%となっています。前回調査に比べて、「高齢者住宅・施設（サービス付き高齢者住宅、介護保険施設、老人ホームなど）に入所して最期を迎えたい」が5.1ポイント増加しています。

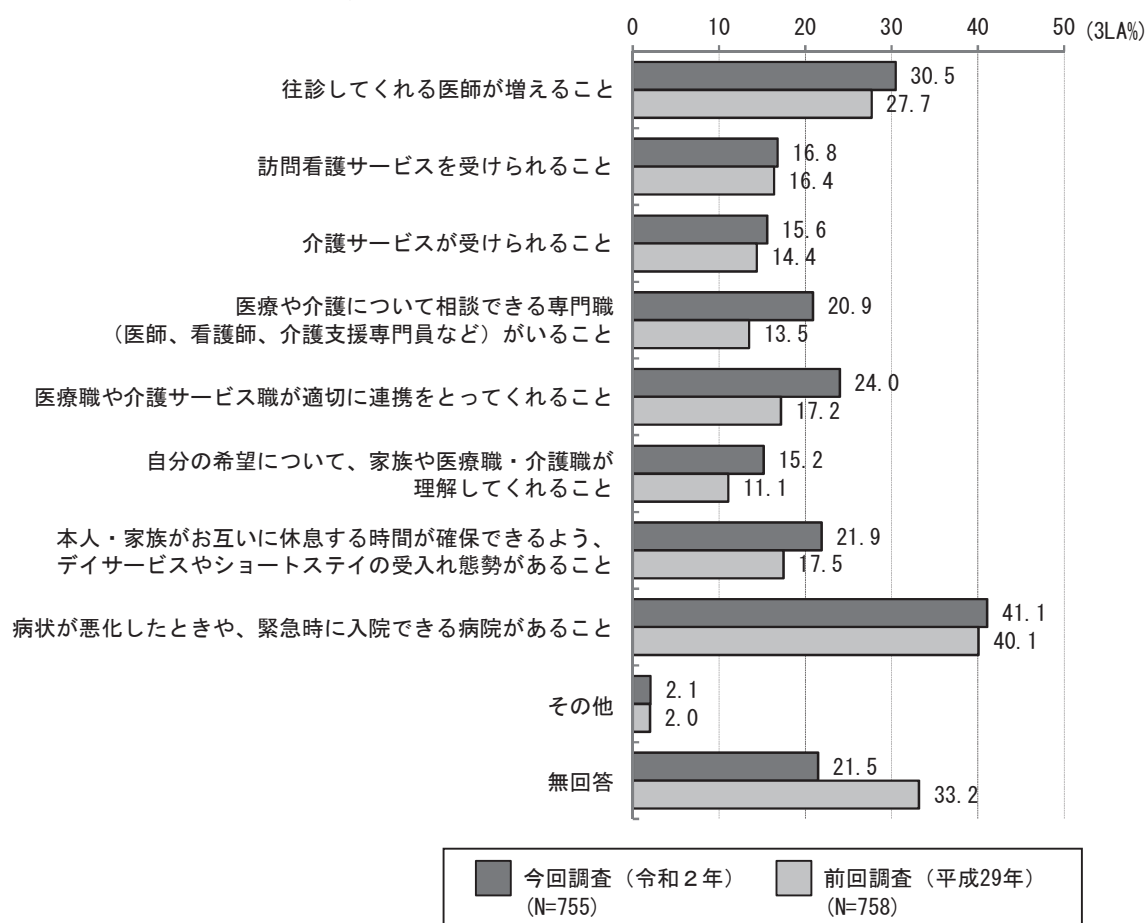
【人生の最期を迎える場所】



b. 人生の最期を病院以外の場所で迎えるために必要な環境

病院以外で最期を迎えるために必要な環境については、「病状が悪化したときや、緊急時に入院できる病院があること」が41.1%と最も多く、次いで、「往診してくれる医師が増えること」が30.5%となっています。前回調査に比べて、「医療や介護について相談できる専門職（医師、看護師、介護支援専門員など）がいること」が7.4ポイント、「医療職や介護サービス職が適切に連携をとってくれること」が6.8ポイント上昇しています。

【最期を迎えるための環境】



第3章 第7期計画の実績

1. 介護保険対象サービスの実施状況

(1) 要介護認定者数

要介護認定者数は微増傾向を示しており、計画値に対する実績値の割合は、平成30年度で100.6%とわずかに上回りましたが、令和元年度は98.8%と計画値を下回っています。

また、65歳以上人口総数に対する認定者の割合である要介護認定者出現率は、ほぼ横ばいの約19%で推移しています。

【要介護認定者数の状況】

(単位：人)

	平成30年度			令和元年度		
	実績値	計画値	比率	実績値	計画値	比率
要支援1	3,395	3,436	98.8%	3,398	3,606	94.2%
要支援2	4,084	4,007	101.9%	3,920	4,013	97.7%
要介護1	2,350	2,295	102.4%	2,377	2,337	101.7%
要介護2	4,524	4,501	100.5%	4,520	4,572	98.9%
要介護3	2,799	2,783	100.6%	2,907	2,804	103.7%
要介護4	2,234	2,178	102.6%	2,263	2,232	101.4%
要介護5	1,762	1,832	96.2%	1,825	1,913	95.4%
合計	21,148	21,032	100.6%	21,210	21,477	98.8%
65歳以上人口	111,148	110,701	100.4%	112,311	111,617	100.6%
要介護認定者出現率	19.0%	19.0%	-	18.9%	19.2%	-

資料：ひらかた高齢者保健福祉計画21（第7期）、介護保険事業状況報告、枚方市統計管理表（各年10月1日現在）

注記：要介護度別認定者数の比率は、計画値に対する実績値の比率

要介護認定者出現率の比率は、65歳以上人口総数に対する比率

(2) 居宅サービスの実績

① 訪問介護・介護予防訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、食事や排泄、入浴の介助等の身体介護や、掃除、洗濯、食事の準備や調理、買い物等の生活援助を行うサービスです。

▶ 第7期計画の実績

訪問介護は計画値を下回る実績となっておりますが、これはサービス利用の伸びが以前に比べ鈍化したためと思われます。

【実績値と計画値】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問介護	実績値(人/年度)	56,587	58,457	59,335
	計画値(人/年度)	68,628	59,724	63,108
	対計画比(%)	82.5	97.9	94.0
介護予防訪問介護	実績値(人/年度)	12,179	28	1
	計画値(人/年度)	14,292	-	-
	対計画比(%)	85.2	-	-

※第7期期間における介護予防訪問介護の実績は、平成29年度以前の利用分の請求や過誤・再審査分によるもの

【事業所数】

	第6期	第7期	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問介護	176	178	180
介護予防訪問介護	174	-	-

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

自宅での入浴が困難な要介護者・要支援者や通所サービスでの入浴が困難な要介護者・要支援者に対して、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車等で家庭を訪問し、入浴の介助を行うサービスです。

▶ 第7期計画の実績

訪問入浴は、計画値を下回る推移となりました。介護予防訪問入浴介護の利用者は、平成30年度、令和元年度ともに0人でした。

第3章 第7期計画の実績

【実績値と計画値】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問入浴介護	実績値(人/年度)	1,025	1,074	1,043
	計画値(人/年度)	1,332	1,248	1,344
	対計画比(%)	77.0	86.1	77.6
介護予防訪問入浴介護	実績値(人/年度)	0	0	0
	計画値(人/年度)	12	48	48
	対計画比(%)	0.0	0.0	0.0

【事業所数】

	第6期	第7期	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問入浴介護	4	3	3
介護予防訪問入浴介護	4	3	3

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

主治医の判断に基づき、訪問看護ステーションや医療機関の看護師等が家庭を訪問し、病状を観察したり、床ずれの手当をしたりと、療養上の支援と診察の補助を行うサービスです。

➤ 第7期計画の実績

訪問看護、介護予防訪問看護とも利用者数は増加していますが、特に軽度者が対象となる介護予防訪問看護については計画値を下回っています。

【実績値と計画値】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問看護	実績値(人/年度)	17,870	20,312	22,666
	計画値(人/年度)	12,564	20,700	23,988
	対計画比(%)	142.2	98.1	94.5
介護予防訪問看護	実績値(人/年度)	2,964	3,325	3,529
	計画値(人/年度)	1,872	4,224	6,084
	対計画比(%)	158.3	78.7	58.0

【事業所数】

	第6期	第7期	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問看護	40	48	57
介護予防訪問看護	40	48	57

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

主治医の判断に基づき、理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、心身の機能の維持・回復や日常生活の自立を促す機能訓練を行うサービスです。

➤ 第7期計画の実績

訪問リハビリテーションは利用者数の減少もあり、計画値を下回っています。

【実績値と計画値】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問リハビリテーション	実績値(人/年度)	3,164	2,949	2,850
	計画値(人/年度)	4,104	4,032	4,200
	対計画比(%)	77.1	73.1	67.9
介護予防 訪問リハビリテーション	実績値(人/年度)	455	491	417
	計画値(人/年度)	660	504	636
	対計画比(%)	68.9	97.4	65.6

【事業所数】

	第6期	第7期	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問リハビリテーション	4	5	5
介護予防訪問リハビリテーション	4	5	5

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、歯科衛生士等が、通院が困難な要介護者・要支援者の家庭を訪問して、療養上の医学的な管理や、介護者等に対して介護サービスを利用する上で必要な指導・助言や情報提供を行うサービスです。

➤ 第7期計画の実績

居宅療養管理指導の実績は、平成29年度では計画値を大きく下回ったものの、高齢者住宅での利用などを要因として第7期期間でも増加しており、下方修正した計画値を上回る状況となりました。一方、介護予防居宅療養管理指導は、実績値の伸びが計画値の伸びを下回っています。

【実績値と計画値】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
居宅療養管理指導	実績値(人/年度)	34,347	37,978	41,534
	計画値(人/年度)	41,508	37,608	39,576
	対計画比(%)	82.7	101.0	104.9
介護予防居宅療養管理指導	実績値(人/年度)	2,951	3,187	3,424
	計画値(人/年度)	3,024	4,416	5,328
	対計画比(%)	97.6	72.2	64.3

【事業所数】

	第6期	第7期	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
居宅療養管理指導	16	0	0
介護予防居宅療養管理指導	16	0	0

※指定があったとみなされている医療機関等は含まない。以下同じ。

⑥ 通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）

要介護者・要支援者を自宅から通所サービスを提供する介護保険施設へ送迎し、食事や入浴の提供及び日常生活動作の機能訓練等を日帰りで行うサービスです。

➤ 第7期計画の実績

通所介護では、計画値の伸び率と比較して実績が伸びなかったことから、わずかに計画値を下回る状況となりました。

【実績値と計画値】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
通所介護	実績値(人/年度)	35,635	37,779	38,366
	計画値(人/年度)	37,440	37,524	40,044
	対計画比(%)	95.2	100.7	95.8
介護予防通所介護	実績値(人/年度)	11,117	25	3
	計画値(人/年度)	16,320	-	-
	対計画比(%)	68.1	-	-

※第7期期間における介護予防通所介護の実績は、平成29年度以前の利用分の請求や過誤・再審査分によるもの。

【事業所数】

	第6期	第7期	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
通所介護	63	65	63
介護予防通所介護	129	-	-

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

医師の判断に基づき、要介護者・要支援者を自宅から介護老人保健施設や医療機関等へ送迎し、理学療法士や作業療法士等による心身の機能の維持・回復や、日常生活の自立支援を促す機能訓練を日帰りで行うサービスです。

➤ 第7期計画の実績

通所リハビリテーションでは計画値を若干下回っているものの、介護予防通所リハビリテーションでは計画を上回る実績となっており、全体でも計画値を若干上回る実績となりました。

【実績値と計画値】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
通所リハビリテーション	実績値(人/年度)	19,529	19,699	20,185
	計画値(人/年度)	23,712	20,808	20,880
	対計画比(%)	82.4	94.7	96.7

第3章 第7期計画の実績

【実績値と計画値】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
介護予防 通所リハビリテーション	実績値(人/年度)	6,614	7,728	9,169
	計画値(人/年度)	8,448	6,828	7,140
	対計画比(%)	78.3	113.2	128.4

【事業所数】

	第6期	第7期	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
通所リハビリテーション	16	17	17
介護予防通所リハビリテーション	16	17	17

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設等に短期間入所する要介護者・要支援者に対して、食事や入浴、排泄等の介護のほか、心身の機能の維持・回復を図るための機能訓練を行うサービスです。

▶ 第7期計画の実績

短期入所生活介護の実績は計画値を下回る状況でした。また、介護予防短期入所生活介護は、第6期での急増により計画値を多く見込んでいましたが、利用者数が減少に転じたことから、計画値を大きく下回っています。

【実績値と計画値】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
短期入所生活介護	実績値(人/年度)	7,296	7,465	7,451
	計画値(人/年度)	8,508	8,100	8,124
	対計画比(%)	85.8	92.2	91.7
介護予防短期入所生活介護	実績値(人/年度)	182	131	111
	計画値(人/年度)	84	216	228
	対計画比(%)	216.7	60.6	48.7

【事業所数】

	第6期	第7期	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
短期入所生活介護	25	26	26
介護予防短期入所生活介護	24	24	24

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老健等ショートステイ）

介護老人保健施設等に短期間入所する要介護者・要支援者に対して、看護・医療の管理のもとで、食事や入浴、排泄等の介護のほか、心身の機能の維持・回復を図る機能訓練を行うサービスです。

➤ 第7期計画の実績

短期入所療養介護の実績は、ほぼ横ばいから微増で推移しており、計画値を下回っています。

【実績値と計画値】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
短期入所療養介護	実績値(人/年度)	1,513	1,502	1,534
	計画値(人/年度)	1,932	1,872	1,872
	対計画比(%)	78.3	80.2	81.9
介護予防短期入所療養介護	実績値(人/年度)	16	17	8
	計画値(人/年度)	24	48	48
	対計画比(%)	66.7	35.4	16.7

【事業所数】

	第6期	第7期	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
短期入所療養介護	11	11	11
介護予防短期入所療養介護	10	10	10

⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入居している要介護者・要支援者に対して、入居施設において食事や入浴、排泄等の介護や、機能訓練を行うサービスです。

➤ 第7期計画の実績

特定施設入居者生活介護で実績が計画値を上回った一方、介護予防特定施設入居者生活介護では計画値を下回っています。

【実績値と計画値】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
特定施設入居者生活介護	実績値(人/年度)	8,834	9,362	9,509
	計画値(人/年度)	8,532	8,676	9,012
	対計画比(%)	103.5	107.9	105.5
介護予防 特定施設入居者生活介護	実績値(人/年度)	1,846	1,827	1,886
	計画値(人/年度)	1,752	2,088	2,172
	対計画比(%)	105.4	87.5	86.8

【事業所数】

	第6期	第7期	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特定施設入居者生活介護	20	20	20
介護予防特定施設入居者生活介護	19	19	19

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

要介護者・要支援者の在宅での自立生活を支援するため、生活機能の低下した要介護者・要支援者に対して、日常生活の自立を助ける福祉用具を貸し出すサービスです。

➤ 第7期計画の実績

福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与ともに実績値は増加しているものの、計画値を下回っています。

【実績値と計画値】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
福祉用具貸与	実績値(人/年度)	67,914	71,070	74,235
	計画値(人/年度)	76,392	73,440	75,084
	対計画比(%)	88.9	96.8	98.9
介護予防福祉用具貸与	実績値(人/年度)	16,288	17,637	18,313
	計画値(人/年度)	16,200	20,316	22,692
	対計画比(%)	100.5	86.8	80.7

【事業所数】

	第6期	第7期	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
福祉用具貸与	31	33	32
介護予防福祉用具貸与	31	33	32

⑫ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

特定福祉用具販売は、腰掛け便座や入浴補助用具等の福祉用具を購入した要介護者・要支援者に、年間10万円の利用額を限度としてかかった費用の7割から9割を支給するサービスです。

➤ 第7期計画の実績

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売ともに、計画を大きく下回る実績となりました。平成29年度に比べて計画値との乖離は縮小したものの、特定福祉用具販売では、利用者数の減少もあり、計画値を下回っています。

【実績値と計画値】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
特定福祉用具販売	実績値(人/年度)	1,142	1,064	972
	計画値(人/年度)	2,292	1,632	1,620
	対計画比(%)	49.8	65.2	60.0
特定介護予防福祉用具販売	実績値(人/年度)	528	574	554
	計画値(人/年度)	1,368	672	672
	対計画比(%)	38.6	85.4	82.4

【事業所数】

	第6期	第7期	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特定福祉用具販売	31	33	33
特定介護予防福祉用具販売	31	33	33

⑬ 住宅改修・介護予防住宅改修

居宅での手すりの取り付けや段差の解消、洋式便器への取り替えなど小規模な住宅改修を行った場合に、20万円を限度としてかかった費用の7割から9割を給付するサービスです。

▶ 第7期計画の実績

住宅改修、介護予防住宅改修ともに計画を大きく下回る実績になりました。住宅改修については、平成30年度、令和元年度と減少傾向が続いています。

【実績値と計画値】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
住宅改修	実績値(人/年度)	999	929	899
	計画値(人/年度)	1,536	1,260	1,296
	対計画比(%)	65.0	73.7	69.4
介護予防住宅改修	実績値(人/年度)	842	804	839
	計画値(人/年度)	1,704	1,416	1,440
	対計画比(%)	49.4	56.8	58.3

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

要支援・要介護認定を受けた人が、介護サービスを円滑かつ効果的に利用することができるように、介護支援専門員(ケアマネジャー)が介護にあたる家族を含めた要介護者本人の心身の状況や置かれた環境、介護に対する意向をくみ取り、サービス事業者との連絡・調整を行うことにより、利用するサービスの種類や内容を示す居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するサービスです。

➤ 第7期計画の実績

居宅介護支援についてはほぼ計画どおりの実績であった一方、介護予防支援については計画値を大きく下回っています。

【実績値と計画値】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
居宅介護支援	実績値(人/年度)	100,004	103,442	105,102
	計画値(人/年度)	113,796	105,636	107,124
	対計画比(%)	87.9	97.9	98.1
介護予防支援	実績値(人/年度)	36,830	24,992	26,767
	計画値(人/年度)	47,952	54,084	56,064
	対計画比(%)	76.8	46.2	47.7

【事業所数】

	第6期	第7期	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
居宅介護支援	145	144	141
介護予防支援	13	13	13

(3) 施設サービスの実績

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要な状態で、在宅での生活が困難な要介護者が入所し、食事や入浴、排泄等の介護や、日常生活の支援、機能訓練、療養上の世話をを行うサービスです。

➤ 第7期計画の実績

ほぼ計画どおりの実績となりました。

【実績値と計画値】

	第6期		第7期	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
実績値（人/年度）	13,490	13,533	13,839	
計画値（人/年度）	13,440	13,512	14,424	
対計画比（%）	100.4	100.2	95.9	

【定員等】

		第6期		第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
定員	人	1,168	1,168	1,183	
個室ユニット型	人	660	660	671	
個室ユニット化率	%	56.5	56.5	56.7	

② 介護老人保健施設

病状が比較的安定しており、入院による治療の必要はないが在宅での療養が困難な人が入所し、看護・医療の管理下での機能訓練や介護、その他日常生活の支援を行い、在宅への復帰を目指すことを目的としたサービスです。

➤ 第7期計画の実績

ほぼ計画どおりの実績となりました。

【実績値と計画値】

	第6期		第7期	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
実績値（人/年度）	9,729	9,842	9,794	
計画値（人/年度）	10,932	9,696	9,696	
対計画比（%）	89.0	101.5	101.0	

【施設数等】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数	箇所	9	9	9
定員	人	973	973	973

③ 介護療養型医療施設

病状が安定期にあり、在宅での療養が困難な人が入所し、療養上の管理、看護・医療の管理下での介護、機能訓練、その他日常生活の支援を行うことを目的としたサービスです。

▶ 第7期計画の実績

市外施設の利用分もあり、計画値を大きく上回っています。

【実績値と計画値】

	第6期	第7期	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実績値（人/年度）	626	427	233
計画値（人/年度）	660	120	120
対計画比（%）	94.8	355.8	194.2

【施設数等】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数	箇所	2	1	1
定員	人	49	10	10

④ 介護医療院

長期の療養が必要な方に対して、療養上の管理、看護・医療の管理下での介護、機能訓練、その他日常生活の支援を行うことを目的としたサービスです。

※介護療養型医療施設(療養病床)からの転換施設として平成30年度から新たに法定化した施設です。

▶ 第7期計画の実績

大阪府の地域医療構想に基づきサービス量を見込んでいましたが、病床転換が進まないことから、計画値を大きく下回りました。

第3章 第7期計画の実績

【実績値と計画値】

	第7期	
	平成30年度	令和元年度
実績値（人/年度）	165	288
計画値（人/年度）	672	876
対計画比（%）	24.6	32.9

【施設数等】

		第7期	
		平成30年度	令和元年度
施設数	箇所	1	1
定員	人	39	39

(4) 地域密着型サービスの実績

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と利用者からの通報による随時対応を行うサービスです。

▶ 第7期計画の実績

平成30年度、令和元年度ともに、実績が計画値を大きく下回りました。その要因としては、令和元年度に1か所事業廃止となったことが挙げられます。

【実績値と計画値】

	第6期	第7期	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実績値（人/年度）	113	124	105
計画値（人/年度）	672	240	312
対計画比（％）	16.8	51.7	33.7

【事業所数】

		日常生活圏域													合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
第6期	平成29年度	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
第7期	平成30年度	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	
	令和元年度	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	

② 夜間対応型訪問介護

病気の症状が重くなったり、ひとり暮らしになったりしても自宅で生活できるように、ヘルパーが定期巡回し、緊急事態にも対応するサービスです。

▶ 第7期計画の実績

利用が減少しており、第7期においても計画値を大きく下回っています。

第3章 第7期計画の実績

【実績値と計画値】

	第6期	第7期	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実績値（人/年度）	161	131	114
計画値（人/年度）	432	264	252
対計画比（%）	37.3	49.6	45.2

【事業所数】

		日常生活圏域													合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
第6期	平成29年度	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
第7期	平成30年度	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1

③ 地域密着型通所介護

利用者が定員18名以下のデイサービスセンターなどの施設に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供するサービスです。また利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

➤ 第7期計画の実績

実績値は徐々に増加しているものの、計画値を下回っています。

【実績値と計画値】

	第6期	第7期	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実績値（人/年度）	16,641	16,913	17,857
計画値（人/年度）	17,616	18,948	21,420
対計画比（%）	94.5	89.3	83.4

【施設数】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数	箇所	73	80	82

④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

デイサービスセンター等において、認知症高齢者を対象として、認知症予防のための訓練や、その他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

➤ 第7期計画の実績

認知症対応型通所介護の利用実績は、計画値を大きく下回る結果となりました。なお、介護予防認知症対応型通所介護に関しては利用を見込んでおらず、利用もありませんでした。

【実績値と計画値】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
認知症対応型通所介護	実績値(人/年度)	477	396	343
	計画値(人/年度)	480	696	792
	対計画比(%)	99.4	56.9	43.3
介護予防認知症対応型通所介護	実績値(人/年度)	0	0	0
	計画値(人/年度)	0	0	0
	対計画比(%)	-	-	-

【施設数】

		日常生活圏域													合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
第6期	平成29年度	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	2	2	2	10
第7期	平成30年度	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	2	2	2	10
	令和元年度	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	2	2	2	10

⑤ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要介護者・要支援者の様態や希望に応じて、臨機応変に「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供します。特に認知症高齢者にとっては、同一事業所の慣れ親しんだスタッフから介護を受けるため、人間関係、環境に連続性が保たれ、混乱することなく、地域での生活を継続することができます。

➤ 第7期計画の実績

小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護ともに利用は増加しており、平成30年度では計画値を上回る実績となっています。

第3章 第7期計画の実績

【実績値と計画値】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
小規模多機能型居宅介護	実績値(人/年度)	1,075	1,228	1,377
	計画値(人/年度)	1,800	1,068	1,524
	対計画比(%)	59.7	115.0	90.4
介護予防 小規模多機能型居宅介護	実績値(人/年度)	215	264	281
	計画値(人/年度)	420	252	348
	対計画比(%)	51.2	104.8	80.7

【施設数】

		日常生活圏域													合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
第6期	平成29年度	0	1	1	1	0	1	0	1	1	0	0	1	1	8
第7期	平成30年度	0	1	1	1	0	1	0	1	1	0	0	1	1	8
	令和元年度	0	1	1	1	0	1	0	1	1	0	0	1	1	8

⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者が家庭的な環境と地域住民との交流のもと、共同生活を営みながら日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

➤ 第7期計画の実績

認知症対応型共同生活介護の実績は、概ね計画どおりとなりました。一方、介護予防認知症対応型共同生活介護については、計画には見込んでいませんでしたが、令和元年度に利用実績がありました。

【実績値と計画値】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
認知症対応型共同生活介護	実績値(人/年度)	5,015	5,104	5,276
	計画値(人/年度)	5,160	5,244	5,496
	対計画比(%)	97.2	97.3	96.0
介護予防 認知症対応型共同生活介護	実績値(人/年度)	0	0	7
	計画値(人/年度)	12	0	0
	対計画比(%)	0	-	-

【施設数】

		日常生活圏域													合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
第6期	平成29年度	2	1	5	1	2	2	1	3	2	3	3	4	4	33
第7期	平成30年度	2	1	5	1	2	2	2	3	2	3	3	4	4	34
	令和元年度	2	1	5	1	2	2	2	3	2	3	3	4	4	34

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

29人以下が入居できる小規模な介護専用型特定施設で、要介護者に対して、入居施設において食事や入浴、排泄等の介護や、機能訓練を行うサービスです。

➤ 第7期計画の実績

第7期においては整備を見込まなかったことから、利用実績はありませんでした。

【実績値と計画値】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
地域密着型 特定施設入居者生活介護	実績値（人）	0	-	-
	計画値（人）	348	-	-
	対計画比（%）	0	-	-

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

29人以下が入所できる小規模な特別養護老人ホームで、常に介護が必要な状態で、在宅での生活が困難な要介護者が入所し、食事や入浴、排泄等の介護や、日常生活の支援、機能訓練、療養上の世話をを行うサービスです。

➤ 第7期計画の実績

平成30年度はほぼ計画どおりの実績でしたが、令和元年度は計画値を下回りました。

第3章 第7期計画の実績

【実績値と計画値】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
地域密着型 老人福祉施設入所者生活介護	実績値（人/年度）	1,425	2,300	2,409
	計画値（人/年度）	2,976	2,400	3,084
	対計画比（%）	47.9	95.8	78.1

【施設数】

		日常生活圏域													合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
第6期	平成29年度	1	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	1	0	6
第7期	平成30年度	1	1	0	1	0	2	1	0	0	0	0	1	0	7
	令和元年度	1	1	0	1	0	2	1	0	0	0	0	1	0	7

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問（介護）」に加えて、看護師などによる「訪問（看護）」も組み合わせることで、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、介護と看護の一体的な提供を行うサービスです。

➤ 第7期計画の実績

令和元年度時点では、本サービスを提供する事業所は整備されていないため実績はありませんでしたが、令和3年度に1か所の開設を予定しています。

【実績値と計画値】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
看護小規模多機能型居宅介護	実績値（人/年度）	0	-	0
	計画値（人/年度）	660	-	696
	対計画比（%）	0	-	0

(5) 介護保険給付費の実績

【介護保険給付費の実績】

(単位：円、%)

		平成30年度		令和元年度	
		給付費	比率	給付費	比率
居宅サービス	訪問介護	4,661,689,305	28.5	4,977,961,272	29.0
	訪問入浴介護	70,620,337	0.4	68,030,971	0.4
	訪問看護	961,310,605	5.9	1,076,624,218	6.3
	訪問リハビリテーション	115,536,602	0.7	117,597,958	0.7
	居宅療養管理指導	562,583,171	3.4	607,300,178	3.5
	通所介護	2,720,086,778	16.6	2,827,859,062	16.5
	通所リハビリテーション	1,585,309,436	9.7	1,607,994,733	9.4
	短期入所生活介護	656,388,625	4.0	666,969,309	3.9
	短期入所療養介護	119,856,688	0.7	130,690,928	0.8
	特定施設入居者生活介護	1,971,330,925	12.0	2,047,318,869	11.9
	福祉用具貸与	1,088,965,205	6.7	1,138,668,151	6.6
	福祉用具購入費	49,474,198	0.3	46,659,474	0.3
	住宅改修	148,177,602	0.9	147,035,623	0.9
	居宅介護支援	1,659,033,266	10.1	1,710,606,551	10.0
		居宅サービス計	16,370,362,743	100.0	17,171,317,297
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	18,821,369	0.5	15,951,848	0.4
	夜間対応型訪問介護	3,753,080	0.1	3,159,065	0.1
	地域密着型通所介護	1,215,816,929	34.6	1,273,641,798	34.3
	認知症対応型通所介護	43,240,906	1.2	42,637,085	1.1
	小規模多機能型居宅介護	272,313,161	7.7	309,397,952	8.3
	認知症対応型共同生活介護	1,317,382,231	37.4	1,376,807,755	37.0
	地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	-	-
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	646,548,801	18.4	695,223,727	18.7
	看護小規模多機能型居宅介護	-	-	-	-
		地域密着型サービス計	3,517,876,477	100.0	3,716,819,230
施設サービス	介護老人福祉施設	3,605,253,728	54.7	3,727,079,593	55.3
	介護老人保健施設	2,774,151,547	42.1	2,826,603,952	41.9
	介護療養型医療施設	149,845,815	2.3	83,234,933	1.2
	介護医療院	63,895,644	1.0	106,528,349	1.6
		施設サービス計	6,593,146,734	100.0	6,743,446,827
その他	高額介護サービス費	732,428,718	47.5	852,109,628	50.2
	高額医療合算介護サービス費	87,753,993	5.7	107,850,435	6.4
	審査支払手数料	24,717,778	1.6	26,035,050	1.5
	特定入所者介護サービス費	695,657,077	45.2	711,194,029	41.9
		その他計	1,540,557,566	100.0	1,697,189,142
総計		28,021,943,520	-	29,328,772,496	-

注記：各サービスとも介護給付・介護予防給付を含む

端数処理の関係で、比率の合計が記載の数値と一致しない場合がある。

第3章 第7期計画の実績

▶ 第7期計画の実績

第4期計画からの方針を継承し、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、居宅サービスを中心とした提供体制の強化を図ってきました。

平成30年度から令和元年度にかけて介護保険給付費総額は約4.7%増加しましたが、第7期計画値との比較で見ると、平成30年度・令和元年度とも、実績値が計画値を下回りました。

なお、平成30年度において、施設サービス費が計画値を上回っていますが、これは特別養護老人ホーム等の施設サービスにかかる給付額が計画額を超過したことによるものです。

【介護保険給付費の実績（サービス分類別）】

（単位：千円、％）

	平成30年度			令和元年度		
	実績値	計画値	比率	実績値	計画値	比率
居宅サービス費計	16,370,363	17,127,936	95.6	17,171,317	18,199,564	94.4
地域密着型サービス費計	3,517,876	3,777,194	93.1	3,716,819	4,571,346	81.3
施設サービス費計	6,593,147	6,514,812	101.2	6,743,447	6,910,939	97.6
その他計	1,540,558	1,628,411	94.6	1,697,189	1,697,523	100.0
総計	28,021,944	29,048,352	96.5	29,328,772	31,379,372	93.5

注記：実績値は各年度決算額

計画値は第7期計画額

各サービス費とも介護給付・介護予防給付を含む

千円未満四捨五入。端数処理の関係で、合計が記載の金額と一致しない場合がある。

介護給付費、介護予防給付費、その他のいずれも実績値が計画値を下回っており、令和元年度は、平成30年度より実績値と計画値との乖離が大きくなっています。

このことは、計画策定時の予測ほど介護サービスの利用が伸びなかったことを示しています。

【介護保険給付費の実績（介護・介護予防別）】

（単位：千円、％）

	平成30年度			令和元年度		
	実績値	計画値	比率	実績値	計画値	比率
介護給付費計	25,564,658	26,262,764	97.3	26,636,740	28,389,625	93.8
介護予防給付費計	916,728	1,157,178	79.2	994,843	1,292,224	77.0
その他計	1,540,558	1,628,411	94.6	1,697,189	1,697,523	100.0
総計	28,021,944	29,048,352	96.5	29,328,772	31,379,372	93.5

注記：実績値は各年度決算額

計画値は第7期計画額

各サービス費計の比率は計画値に対する実績値の比率

千円未満四捨五入。端数処理の関係で、合計が記載の金額と一致しない場合がある。

2. 地域支援事業の実績

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の実績

平成29年4月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つの事業で構成されます。

「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援認定者等を対象に、従来、予防給付として提供されていた全国一律の「介護予防訪問介護及び介護予防通所介護」と同一内容のサービスを提供するほか、地域の実情に応じて多様な人材が参画できる場の創出や社会資源の活用を図りながら、本市独自のさまざまなサービスを提供しました。

「一般介護予防事業」は、地域で継続した取組みができるよう、「ひらかた元気くらわんか体操」及び「ノルディック・ウォーキング」の普及啓発を中心として、多様な介護予防の取組みと生きがいづくり・役割づくりを大切にしながら実施しました。

① 介護予防・生活支援サービス事業

▶ 第7期計画の実績

生活援助訪問事業では、本市が養成した新たな人材である「生活支援員」が家事の支援を行うことで、専門職の人材不足と高齢者の就労支援の一助を担うことができました。

教室型通所事業では、リハ職訪問通所指導事業を修了した方などが、体操指導員が実施する機能訓練に取り組むことで、スポーツ施設に自ら継続して通っていただくための支援を行いました。

リハ職訪問通所指導事業では、通いを「ひらかた元気くらわんか体操」、「健康プチ講座」、「エクサルク」のプログラムで構成し、居宅等への訪問と組み合わせる自立と社会参加を促進するリハビリテーションの理念をもとに支援を行いました。本事業による支援の結果、利用者の状態改善率について、第7期計画における目標の設定値である60%を大きく上回る90%を超える効果が得られました。

リハ職行為評価事業では、リハビリテーション専門職が居宅等を訪問して生活行為を細かく評価し、目標を達成するために支援すべき内容の助言を行いました。

リハ職訪問通所指導事業、リハ職行為評価事業を通じてリハビリテーション専門職が関与し、高齢者の介護予防や要介護状態等の軽減に取り組みました。また、介護予防だけではなく、自立支援に向けたケアマネジメントを支援し、生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを行いました。

栄養士派遣指導事業では、栄養士が居宅等を訪問し、規則正しく食事をとることや、食材や惣菜の選び方など、食に関する支援を行いました。

【事業実績】

			第6期	第7期	
			平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問型	予防訪問事業	延べ人数	9,492	19,004	17,650
	生活援助訪問事業	延べ人数	462	1,360	1,723
通所型	予防通所事業	延べ人数	9,504	19,621	18,592
	教室型通所事業	教室数	3	3	3
その他	リハ職訪問通所指導事業	拠点数	1	1	1
	リハ職行為評価事業	延べ人数	110	127	88
	栄養士派遣指導事業	延べ人数	33	48	68

② 一般介護予防事業

(ア) 介護予防把握事業

➤ 第7期計画の実績

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげました。

(イ) 介護予防普及啓発事業

➤ 第7期計画の実績

介護予防や健康づくりに関する意識を高め、心身機能の維持・向上を目指すため、参加しやすい身近な地域で、地域包括支援センターが企画する「元気はつらつ健康づくり事業」や、数々の異なるテーマで開催する「高齢者健康づくりプロジェクト」など様々な事業を実施しました。

介護予防や健康づくりに関する基本的な知識を普及するため、住民の気づきや取り組むきっかけづくりとなる「健活フェスタ～こころの健康からだの健康まつり～」を開催しました。往来の多い通りに面する公園で行うことにより、介護予防への無関心層への参加も促すことができました。

【事業実績】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
介護予防のためのご近所運動教室	参加者数(人)	1,229	1,227	1,291
街かどデイハウス介護予防教室	参加者数(人)	3,508	3,718	—
高齢者健康づくりプロジェクト 「ひらかた健活フェスタ」など	参加者数(人)	1,492	1,818	1,459
ひらかた元気くらわんか体操 (マスター教室、出前講座)	参加者数(人)	846	875	621
エクサルク教室	参加者数(人)	1,595	4,846	4,327
ノルディック・ウォーキング講座	参加者数(人)	144	845	1,634
生きがい創造学園	開催講座数(回)	21	19	17
	参加者数(人)	542	489	411

(ウ) 地域介護予防活動支援事業

▶ 第7期計画の実績

地域において健康づくりや仲間づくりを推進し、自主的に活動を行う際のリーダーとなる人材を養成・支援するため、ひらかた元気くらわんか体操普及リーダー養成講座の開催や、「いきいきサロン健康づくりサポーター支援事業」、「生き生き健康スポーツ・レクリエーションリーダー養成事業」を実施しました。

また、「介護予防ポイント事業」を引き続き実施し、元気な高齢者が自身の介護予防に努めるとともに、地域貢献活動を支援しました。

【事業実績】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
ひらかた元気くらわんか体操	実施グループ数	178	192	295
介護予防ポイント事業	活動者数(人)	240	332	339

(エ) 地域リハビリテーション活動支援事業

▶ 第7期計画の実績

高齢者の自主グループが「ひらかた元気くらわんか体操」を導入し、継続して活動を行っていくため、地域包括支援センター等が実施する体力測定や認知機能検査による効果検証を含めた講座にリハビリテーション専門職が関与しました。また、活動を継続するグループを対象に、さらなる継続に向けた動機づけや、圏域を超えた高齢者グループ同士の交流や支え合い活動による支援を行いました。

(2) 包括的支援事業の実績

① 地域包括支援センター事業

(ア) 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、その心身の状況等に応じて、本人の選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるため、専門的視点から必要な援助を実施するケアマネジメント業務です。

▶ 第7期計画の実績

高齢者が要介護状態になることを予防するため、介護予防プランのアセスメントを実施し、生活機能の改善や自立支援に向けて必要なサービス事業の利用につなげる等の支援を行いました。

(イ) 総合相談支援事業

高齢者の心身の状況や、居宅での生活の実態等を把握し、保健・医療・福祉・介護保険、その他関連する総合的な情報提供と、関係機関とのネットワークにより継続的・専門的な相談支援を行うことで、多様なサービスの調整を行うことを目的とした事業です。

▶ 第7期計画の実績

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態を把握した上で、適切な保健・医療・福祉・介護保険サービスの利用につなげるなどの支援を行いました。

【事業実績】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
総合相談支援事業	相談件数	24,243	24,404	26,134

(ウ) 権利擁護業務

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活と暮らしを維持することを目的に、虐待の防止や早期発見とその対応、成年後見制度についての情報提供・活用など、高齢者の権利擁護のための支援を行う事業です。

▶ 第7期計画の実績

高齢者に対する虐待の防止や早期発見とその対応、成年後見制度についての情報提供・活用など、高齢者の権利擁護のための支援を行いました。

【事業実績】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
成年後見相談	相談件数	300	305	312
虐待相談	相談件数	531	529	398
消費者被害相談	相談件数	27	43	50

(エ) 包括的・継続的マネジメント業務

高齢者や家族が課題に応じてあらゆる社会資源を適切に活用できるよう、介護支援専門員等に対し、困難事例について指導、助言等を行うとともに、関係機関やボランティア等の地域の社会資源との連携・協力体制の整備など、包括的・継続的なケア体制の構築等を行う事業です。

▶ 第7期計画の実績

介護支援専門員等に対し、困難事例について指導助言等を行うとともに、関係機関やボランティア等の地域の社会資源との連携・協力体制の整備など、包括的・継続的なケア体制を構築しました。

【事業実績】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
地域ケア会議（部会含む）	開催回数	273	306	233
自立支援型地域ケア会議	開催回数	103	81	71
介護保険事業所合同連絡会	開催回数	40	51	42
居宅介護支援事業所懇話会	開催回数	38	34	25

② 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供することを目的に、高齢者を取り巻く関係機関・専門職間の連携体制の構築を図るための事業です。

▶ 第7期計画の実績

在宅医療・介護連携の推進に向けて、地域ケア推進実務者連絡協議会を開催しました。

第3章 第7期計画の実績

また、近年の多様な課題に対応するために、認知症施策及び多職種連携の検討を目的として、平成27年度に認知症初期集中支援チーム検討部会及び多職種連携検討部会を設置しました。

平成28年度からは多職種連携検討部会において、市全域の方向性を踏まえながら、地域包括支援センターを事務局として、医師会等の関係機関との連携のもと日常生活圏域における多職種連携研究会を開催しました。

【事業実績】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
地域ケア推進実務者連絡協議会	開催回数	1	1	- (※)
	(部会) 認知症初期集中支援チーム検討部会	1	1	1
	(部会) 多職種連携検討部会	12	12	11
多職種連携研究会	開催回数	13	13	11
	参加者数(人)	570	602	633

(※) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未開催

③ 生活支援体制整備事業

住民主体の活動やNPO等の多様な主体によるサービスの提供体制の構築、互助を基本とした生活支援・介護予防サービスの創設を目的に、生活支援コーディネーターや協議体の設置を行い、地域の様々な活動をつなげ組み合わせる仕組みづくりを推進する事業です。

枚方市では、協議体及び生活支援コーディネーターを、枚方市全域（第1層）及び地域の実情に応じて小学校区等を単位に（第2層）、それぞれ設置・選任し、地域における助け合い活動を推進しています。

▶ 第7期計画の実績

小学校区を単位とする「元気づくり・地域づくりプロジェクト」（第2層生活支援コーディネーター・第2層協議体の取組み）により、住民主導で課題解決のための取組みが推進できるよう、様々な企画・立案内容について地域とともに検討するなどの支援を行いました。また、地域の課題を市全体の見地から検討し、「元気づくり・地域づくりプロジェクト」の取組みを支援するため、第1層協議体の運営を行いました。

【事業実績】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
第1層協議体による会議	開催回数	3	3	2(※)
第2層協議体の設置校区	校区数	40	42	42
第2層生活支援コーディネーターの配置校区	校区数	39	41	41
生活支援員養成研修	開催回数	8	6	6
	研修修了者 (人：累計)	219	662	772

(※) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1回中止

④ 認知症総合支援事業

認知症早期における症状の悪化防止への支援、その他の認知症またはその疑いのある被保険者に対して、保健・医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による総合的な支援や、認知症の容態に応じた有機的なネットワークや体制構築等を行う事業です。

➤ 第7期計画の実績

認知症初期の段階から適切な支援が実施できるよう、「認知症初期集中支援チーム」を活用した早期の介入を行っています。関係機関と地域の支援機関との連携支援等を行う「認知症地域支援推進員」の視点により、認知症ケアパスの更新や地域支援情報の共有を行いました。また、平成29年度より新たに導入した認知症の気づきチェックシートを認知症ケアパスに掲載し、状態に応じた支援と対応について周知を図りました。

【事業実績】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
認知症初期集中支援チーム	出動回数	6	4	4
認知症ケアパスの配布	配布部数	10,000	8,000	10,000
認知症カフェ登録	登録件数	17	17	14
認知症カフェ設立支援事業	申請件数	0	1	0

(3) 任意事業の実績

① 介護給付等適正化事業

適正に必要な介護サービスが提供されているか、また不要なサービスが提供されていないかの検証、介護保険制度の趣旨や質の高い事業展開のために必要な情報の提供、事業者懇談会（意見交換会）の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境整備を図る事業です。

▶ 第7期計画の実績

要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修における調査、福祉用具の購入・貸与調査、医療情報との突合、縦覧点検、介護給付費通知、給付実績の活用を行い、適正に必要な介護サービスが提供されているか等の検証を行いました。

② 適切な要介護認定

▶ 第7期計画の実績

認定調査時に調査内容の確認のため、調査票写しを申請者にお渡しするとともに、調査票及び調査票特記事項は、提出後に複数回の内容チェックを行い、矛盾点など内容に問題があれば調査員に対し指導を行いました。主治医意見書についても内容チェックを行い、不明な点等の問い合わせを行いました。加えて、介護認定審査会開催前に調査票と主治医意見書に不整合がないかを全件チェックし、矛盾点については確認を行いました。

また、介護認定調査員を対象とした研修を実施し、精度の高い調査票の効率的な作成に努めるとともに、認定審査会委員に対しても研修会を実施し、同審査会の効率的かつ適正な運営に努めました。

【事業実績】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
認定審査	審査件数	19,991	13,550	19,153
調査票・主治医意見書チェック	チェック率(%)	100	100	100
調査員研修	参加者数(人)	161	182	54(※)
審査会委員研修	参加者数(人)	138	106	96

(※) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2月に実施予定であった現任調査員研修を中止

③ ケアプランの点検・給付実績の活用

▶ 第7期計画の実績

事業所に訪問し、居宅サービス計画の確認を行い、国作成の「ケアプラン点検支援マニュアル」を活用して、保険者の視点から、介護支援専門員とともにケアプランの点検や検証を行うことで、アセスメントの必要性・重要性への「気づき」を促す指導を行いました。

また、大阪府国民健康保険団体連合会から提供される給付実績等も活用し、過剰なサービス提供がなされていないかについてもあわせて確認を行いました。

【事業実績】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
ケアプランの点検	点検数	38	68	65

④ 住宅改修の効果的な利用のための取組み

▶ 第7期計画の実績

疑義のある改修等を抽出し、住宅改修前後の訪問調査を実施しました。リハビリテーション専門職と連携しながら、利用者の身体状況に合った改修がなされているか確認し、必要に応じて住宅改修理由書作成者に口頭指導を行いました。

【事業実績】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
現地調査	調査件数	24	24	24

⑤ 福祉用具購入・貸与の必要性・妥当性の確認

▶ 第7期計画の実績

貸与理由書、ケアプラン等で、福祉用具の必要性の確認を行いました。

平成30年度より、地域ケア会議にてリハビリ職による福祉用具貸与計画の点検を行いました。

【事業実績】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
福祉用具貸与調査	調査回数	2	2	2
	点検数	761	792	753

⑥ 医療情報との突合・縦覧点検

▶ 第7期計画の実績

大阪府国民健康保険団体連合会に委託して、医療情報との突合・縦覧点検を毎月実施し、請求内容に誤りが認められるものについて、過誤申立てを受け付けました。

【事業実績】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
過誤申立て	申立件数	204	327	192
返還金額	円	1,672,518	1,520,239	1,808,133

⑦ 介護給付費明細書の送付

▶ 第7期計画の実績

介護保険サービスを利用した方全員に、年4回（7月、10月、1月、3月）、介護給付費明細書による通知を行い、通知内容に疑問や不明な点がないか確認していただくとともに、自身の利用しているサービスについての認識を高めることで、介護保険サービスの適正な利用を図りました。

【事業実績】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
介護給付費明細書による通知数（通）		67,504	68,604	72,806

⑧ 家族介護支援事業

▶ 第7期計画の実績

家族介護教室の見直しにより、個々の状態に応じた介護方法等をより身近な地域

で学べるための情報収集及び発信に重点を置くこととして、平成30年度より地域の介護保険事業所等による介護教室等の情報を提供するための仕組み（webシステム）を構築しました。

また、認知症高齢者見守り事業として、外出先や救急搬送時の速やかな連絡が可能となるよう、緊急連絡先を記載した「ひらかた高齢者SOSキーホルダー」の配付とともに、枚方市徘徊高齢者（行方不明者）SOSネットワーク事業の実施や、平成30年度より「みまもりあいステッカー」の配付を開始し、認知症による徘徊時に早期に身元を確認し、家族等へ連絡できる体制づくりを行いました。

【事業実績】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
家族介護教室	開催回数	1	-	-
	参加者数(人)	3	-	-
認知症サポーター養成講座	養成数(人)	2,388	1,771	1,316
ひらかた高齢者SOSキーホルダー	配付数(個)	1,366	947	879
枚方市徘徊高齢者（行方不明者） SOSネットワーク事業	登録者数(人)	412	386	457
みまもりあいステッカー申請件数 ※平成31年1月開始	申請件数	-	1	10

⑨ その他事業

(ア) 成年後見制度利用支援事業

➤ 第7期計画の実績

認知症などにより判断能力が十分でない高齢者の権利を擁護し、身上監護及び財産管理を支援するため、成年後見制度の市長申立に関する制度利用の支援を行いました。また、制度利用を周知するため、市ホームページでの制度紹介や地域包括支援センターによる地域での出前講座を行いました。

【事業実績】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
成年後見制度利用支援 (市長申立)	支援人数	3	6	9

(イ) 福祉用具・住宅改修支援事業

➤ 第7期計画の実績

福祉用具や住宅改修に関する相談、情報提供、助言及び住宅改修理由書作成費の助成を行う事業です。

事業への理解を深めるため、市民向けのパンフレットを作成しました。

また、外部業者への委託により、福祉用具の展示及び年2回の福祉用具を利用した介護についての研修会を開催しました。

【事業実績】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
福祉用具・住宅改修研修	開催回数	2	2	1(※)

(※) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1回中止

(ウ) 地域自立生活支援事業

i 介護サービス相談員の派遣

特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の介護保険施設等のサービス利用者に対して、直接事業者に言いづらい不平不満や疑問点、または嬉しかったことなどを傾聴し、必要に応じて事業者との橋渡しをすることで、サービスの質の向上とともに利用者の尊厳が守られることを目的とした事業です。

▶ 第7期計画の実績

特別養護老人ホームなどの介護保険施設等へ介護相談員が定期的（概ね1か月に1回程度）に訪問し、介護サービス利用者やその家族等の話を聞き、施設側に橋渡しをしたり、介護サービス利用者の疑問、不満及び不安の解消や利用者の意見等による介護サービスの改善を図りました。

派遣体制の充実を図るため、公募を行い、新たに平成30年度に5人、令和元年度に3人が相談員となり活動を開始しました。

また、相談員のスキルアップや意見交換の場として、連絡会を平成30年度に11回、令和元年度に9回開催しました。

【事業実績】

	第6期	第7期	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
派遣人数	39	40	37
派遣施設数	特養：16、老健：9、 グループホーム：32、 地域密着型特養：4	特養：16、老健：9、 グループホーム：30、 地域密着型特養：4	特養：17、老健：9、 グループホーム：15、 地域密着型特養：7
派遣延べ回数	1,080	1,056	900(※)

(※) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2月から派遣中止

ii シルバーハウジング生活援助員派遣事業

府営のシルバーハウジングに生活援助員を派遣し、生活相談や安否確認を行うことにより、高齢者の自立生活を支援する事業です。

▶ 第7期計画の実績

【事業実績】

	第6期	第7期	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数（人）	33	35	28

(エ) 在宅介護用品支給事業

寝たきりや認知症等により在宅で介護を必要とする高齢者に対して、紙おむつや介護用品を支給し、在宅生活の支援を行う事業です。

▶ 第7期計画の実績

寝たきりや認知症等のため自宅で介護を必要とする高齢者の在宅生活を支援するため、紙おむつや介護用品を支給しました。

【事業実績】

	第6期	第7期	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数(人)	813	759	718

(オ) 傾聴ボランティアの養成

ひとり暮らしに強い不安を抱いている高齢者の話し相手となり、孤独感や不安感を解消する「傾聴ボランティア」の養成を社会福祉協議会（枚方市ボランティアセンター）と連携して実施する事業です。

➤ 第7期計画の実績

ひとり暮らしの高齢者等の話し相手となり、孤独感や不安感を解消する傾聴ボランティアの養成を行うため、4回コースの研修を各年度1回実施しました。

【事業実績】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
傾聴ボランティア	養成者数(人)	30	30	30

3. 高齢者福祉サービス等の実績

(1) 在宅福祉サービス

(ア) 緊急通報体制整備事業

▶ 第7期計画の実績

ひとり暮らし高齢者の在宅生活の支援のため、消防署への通報や相談センターにつながる緊急通報装置の貸与を行いました。

また、鍵を保管し、深夜帯等で急な手助けが必要となった時に、預かった鍵で開錠の上、手助けを行う鍵保管及び協力員代行サービスを実施しました。

【事業実績】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
緊急通報装置	設置台数(※)	3,172	3,060	2,924
鍵保管	利用者数(人)	19	18	14

(※) 各年度末時点

(イ) 訪問理美容事業

▶ 第7期計画の実績

理髪店や美容院に出向くことが困難である高齢者が居宅で理美容サービスを利用した場合の訪問出張費を市が負担することにより、高齢者の保健衛生の向上を図りました。

【事業実績】

	第6期	第7期	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数(人)	143	155	134
利用回数	309	295	303

(ウ) 高齢者福祉タクシー基本料金助成事業

▶ 第7期計画の実績

福祉タクシーの基本料金を助成することにより、寝たきりの高齢者の方の外出を支援しました。

第3章 第7期計画の実績

【事業実績】

	第6期	第7期	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数（人）	134	129	126
利用回数	1,224	1,230	1,101

(エ) 日常生活用具給付事業

➤ 第7期計画の実績

ひとり暮らしや寝たきりの高齢者に電磁調理器等の日常生活用具を給付または貸与することにより、安全・安心な在宅生活を支援しました。

【事業実績】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
電磁調理器	新規申請件数	8	9	7
火災警報器		-	1	-
福祉電話		5	3	2

(2) 市民後見推進事業

➤ 第7期計画の実績

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者などの増加に伴い、成年後見制度の必要性が一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれていることから、市民後見推進事業として、親族以外で後見業務を行う「市民後見人」の養成及び活動支援を行いました。

【事業実績】

	第6期	第7期	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市民後見推進事業バンク登録者数(人)	4	2	4

(3) 高齢者の生きがい・社会参加への支援

① 老人クラブへの支援

▶ 第7期計画の実績

地域で組織されている老人クラブによる子どもの見守りなどの社会奉仕活動・健康増進事業などに対して活動助成金による支援を行いました。

【事業実績】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
活動助成金	交付クラブ数	222	219	215
	交付者数(人)	13,058	12,621	12,076

② 高齢者の通いの場の充実

▶ 第7期計画の実績

地域で高齢者が社会参加できる機会を促進するため、介護予防普及啓発事業と関連づけて、「ひらかた元気くらわんか体操」を活用し、住民が主体的に取り組む介護予防活動を実践する通いの場づくりの推進を図りました。また、地域の支え合いの体制づくり、高齢者の居場所づくりなど、通いの場の充実を推進するため、生活支援体制整備事業において「元気づくり・地域づくりプロジェクト」を創設し、小学校区等を単位として、地域の様々な活動をつなげ組み合わせるなど、地域における支え合い・助け合い活動を推進しました。

③ 街かどデイハウスの運営支援

▶ 第7期計画の実績

高齢者を対象として住民参加型の福祉活動を行っている街かどデイハウスは11か所あります。地域の高齢者のふれあいの場として、また介護予防拠点として利用されており、運営を支援するため、補助金の交付を行いました。

【事業実績】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
街かどデイハウス	利用者数(人)	2,902	3,076	3,162

④ 高齢者外出支援事業

➤ 第7期計画の実績

高齢者の外出支援策として、平成29年度・30年度は交通系ICカードの購入等にかかる費用に対する助成事業を実施しました。

【事業実績】

		第6期		第7期	
		平成29年度		平成30年度	
交通系ICカード助成	申請者数(人)	13,890	18,079	-	

⑤ 老人福祉センター（総合福祉センター、楽寿荘）

➤ 第7期計画の実績

老人福祉センターは、高齢者の生きがい活動や学習活動等の拠点として活用されています。総合福祉センターでは、指定管理者による自主事業として、折り紙、ヨガ体操、介護予防のための健康講座等を開催し、楽寿荘では、市主催の教養講座として、ハーモニカ、オカリナ、書道講座等の教室を開催しました。

【事業実績】

		第6期		第7期	
		平成29年度		平成30年度	
総合福祉センター	延べ利用者数(人)	131,819	123,018	110,191(※)	
楽寿荘	延べ利用者数(人)	34,999	36,437	32,272(※)	

(※) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3月10日～3月31日は貸室利用を中止

(4) 高齢者の雇用・就業促進

① シルバー人材センター

➤ 第7期計画の実績

シルバー人材センターの実施事業に対して支援を行うことにより、高齢者が就業の場を通じて自らの有する知識や技能を社会に還元し、生きがいを感じることのできる社会づくりに取り組みました。

【事業実績】

		第6期	第7期	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
会員数	人	2,535	2,423	2,177
契約件数	件/年	5,524	5,388	5,586
就業延べ人数	人/年	250,865	201,246	195,892

第4章 介護保険サービス量の推計と介護保険料

1. 被保険者数及び認定者数の推計

(1) 被保険者数の推計

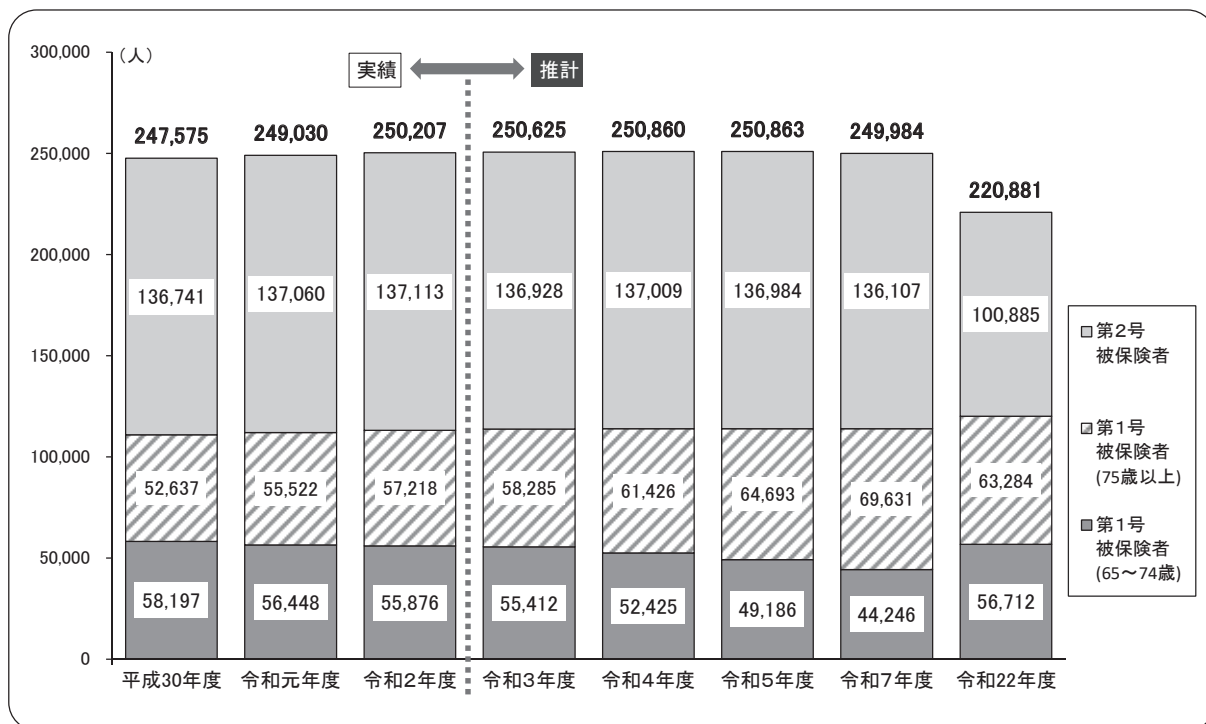
平成30年度から令和22年度までにおける被保険者数の推移と推計は、以下のとおりです。第1号被保険者数は、令和5年度まで毎年増加すると見込んでいます。

【被保険者数の推移と推計】

(単位：人)

		実績値			推計値				
		第7期			第8期			第9期	第14期
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
被保険者総数		247,575	249,030	250,207	250,625	250,860	250,863	249,984	220,881
第1号被保険者	65～74歳	58,197	56,448	55,876	55,412	52,425	49,186	44,246	56,712
	75歳以上	52,637	55,522	57,218	58,285	61,426	64,693	69,631	63,284
	合計	110,834	111,970	113,094	113,697	113,851	113,879	113,877	119,996
第2号被保険者		136,741	137,060	137,113	136,928	137,009	136,984	136,107	100,885

注記：各年10月1日時点



(2) 要支援・要介護認定者数の推計

65歳以上人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数は、今後も増加していくと見込んでいます。

また、第8期における認定者出現率は18.9%から19.5%で推移し、令和7年度から令和22年度にかけては20%超で推移すると予測されます。

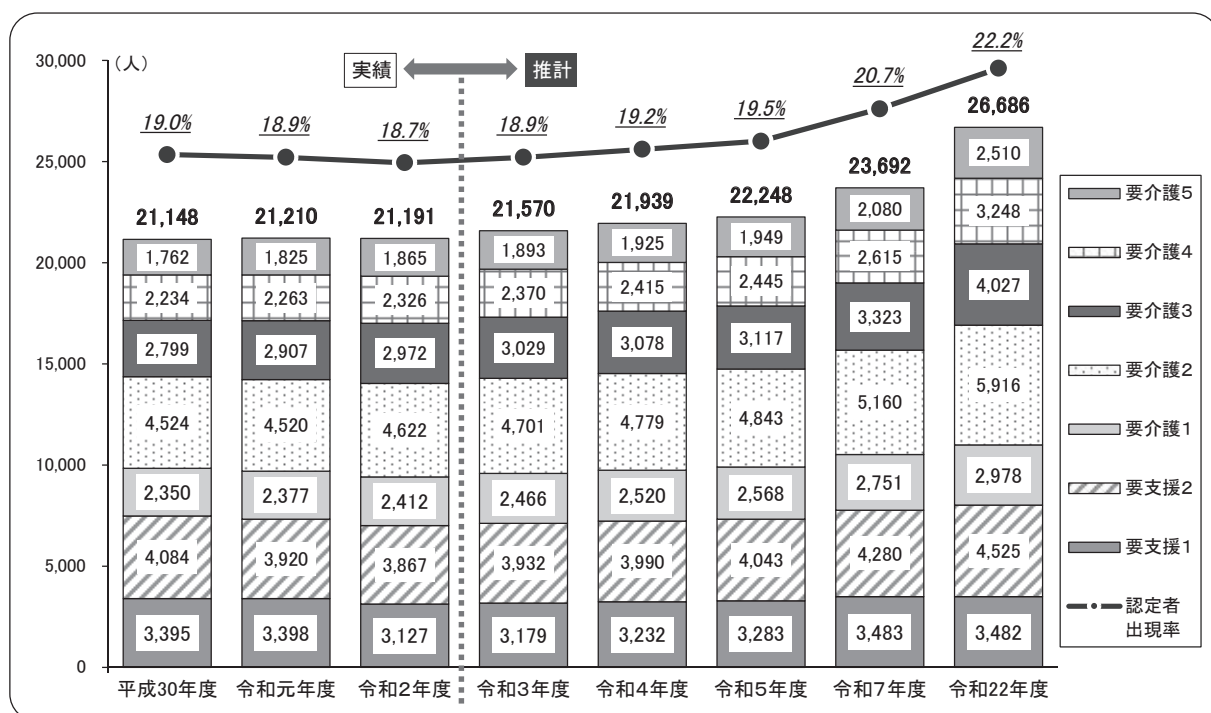
【各年度の要支援・要介護認定者数】

(単位：人)

		実績値			推計値					
		第7期			第8期			第9期	第14期	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度	
65歳以上人口		111,148	112,311	113,445	114,050	114,202	114,231	114,230	120,370	
第1号認定者数		20,729	20,797	20,774	21,161	21,541	21,858	23,304	26,397	
第2号認定者数		419	413	417	409	398	390	388	289	
認定者数	要支援	要支援1	3,395	3,398	3,127	3,179	3,232	3,283	3,483	3,482
		要支援2	4,084	3,920	3,867	3,932	3,990	4,043	4,280	4,525
		合計	7,479	7,318	6,994	7,111	7,222	7,326	7,763	8,007
	要介護	要介護1	2,350	2,377	2,412	2,466	2,520	2,568	2,751	2,978
		要介護2	4,524	4,520	4,622	4,701	4,779	4,843	5,160	5,916
		要介護3	2,799	2,907	2,972	3,029	3,078	3,117	3,323	4,027
		要介護4	2,234	2,263	2,326	2,370	2,415	2,445	2,615	3,248
		要介護5	1,762	1,825	1,865	1,893	1,925	1,949	2,080	2,510
		合計	13,669	13,892	14,197	14,459	14,717	14,922	15,929	18,679
	第1号認定者出現率		18.6%	18.5%	18.3%	18.6%	18.9%	19.1%	20.4%	21.9%
認定者出現率		19.0%	18.9%	18.7%	18.9%	19.2%	19.5%	20.7%	22.2%	

注記：1. 各年10月1日時点

2. 「認定者出現率」は、65歳以上人口に対する認定者合計の比率



2. 施設・居住系サービス及び居宅サービス利用者の推計

(1) 施設・居住系サービス利用者の推計

第8期計画期間における施設サービス、居住系サービスの種類ごとの利用者数の推計は、下表のとおりとなっています。

【施設・居住系サービス種別ごとの月あたり利用者数】 (単位：人)

		第7期			第8期		
		実績値		見込値	計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設	介護老人福祉施設	1,128	1,153	1,171	1,251	1,251	1,251
	介護老人保健施設	820	816	786	781	781	781
	介護療養型医療施設	36	19	21	15	15	15
	介護医療院	14	24	25	45	45	45
	地域密着型介護老人福祉施設	192	201	207	232	232	310
居住系	認知症対応型共同生活介護	425	440	453	471	471	498
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
	特定施設入居者生活介護	780	792	809	844	844	881
	介護予防特定施設入居者生活介護	152	157	174	180	180	183
	地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	-	-	-	46
合計		3,547	3,602	3,646	3,819	3,819	4,010

(2) 居宅サービス利用者の推計

第7期計画期間中のサービス利用実績及び要支援・要介護認定者数の実績等から居宅サービス利用者数を推計した結果は、下表のとおりです。

【居宅サービスの月あたり利用者数】

(単位：人)

		第7期			第8期		
		実績値		見込値	計画値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅 サービス 利用者数	要支援者	4,929	5,284	5,287	5,474	5,634	5,777
	要介護者	23,256	24,239	24,464	25,624	26,605	27,259
	合計	28,185	29,523	29,751	31,098	32,239	33,036

注記：サービス間の重複を含む。

3. 介護保険サービス量の見込み

(1) 居宅・介護予防サービス

第8期計画期間における居宅・介護予防サービスの必要量（供給量）は、以下のとおりとなります。いずれのサービスについても、供給量は必要量の100%と見込んでいます。

① 訪問介護

訪問介護は、在宅介護を支える最も身近なサービスであり、今後も利用者のニーズは高まっていくことが予想されることから、第8期においても引き続き利用者の増加を見込んでいます。

【訪問介護の見込量】

		第7期			第8期			推計値	
		実績値		見込値	計画値			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
訪問介護	利用回数（回/月）	144,065	155,540	166,020	164,920	170,564	174,383	182,178	217,539
	利用者数（人/月）	4,871	4,945	4,939	5,185	5,321	5,435	5,703	6,661

② 訪問入浴・介護予防訪問入浴

訪問入浴において、在宅での介護環境を整える上で必要不可欠なサービスであるため、第8期においても一定の利用者の増加を見込んでいます。

【訪問入浴・介護予防訪問入浴の見込量】

		第7期			第8期			推計値	
		実績値		見込値	計画値			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
訪問入浴	利用回数（回/月）	461	451	555	535	562	594	627	764
	利用者数（人/月）	90	87	114	109	115	122	129	157
介護予防訪問入浴	利用回数（回/月）	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0	0	0

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

在宅介護の増加に伴い、医療処置が必要な認定者の増加が予測されることから、訪問看護及び介護予防訪問看護ともに利用者の増加を見込んでいます。

【訪問看護・介護予防訪問看護の見込量】

		第7期			第8期			推計値	
		実績値		見込値	計画値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問看護	利用回数(回/月)	17,385	19,999	22,074	24,097	25,253	26,105	27,143	30,367
	利用者数(人/月)	1,693	1,889	2,056	2,183	2,291	2,370	2,468	2,766
介護予防訪問看護	利用回数(回/月)	2,453	2,640	2,701	2,974	3,089	3,172	3,384	3,594
	利用者数(人/月)	277	294	302	324	337	346	369	390

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

在宅での生活を続ける要介護者の行動意欲や社会参加意識を維持するためにも必要なサービスであることから、利用者の増加を見込んでいます。

【訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの見込量】

		第7期			第8期			推計値	
		実績値		見込値	計画値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問リハビリテーション	利用回数(回/月)	2,752	2,851	2,983	3,405	3,602	3,771	3,896	4,643
	利用者数(人/月)	246	238	246	257	272	285	294	351
介護予防訪問リハビリテーション	利用回数(回/月)	525	427	357	377	401	414	438	451
	利用者数(人/月)	41	35	27	31	33	34	36	37

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

在宅介護の増加による利用者の増加を見込んでいます。

【居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の見込量】

		第7期			第8期			推計値	
		実績値		見込値	計画値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅療養管理指導	利用者数(人/月)	3,165	3,461	3,715	3,895	4,027	4,127	4,281	4,897
介護予防居宅療養管理指導	利用者数(人/月)	266	285	309	334	354	373	389	401

⑥ 通所介護（デイサービス）

通所介護は、在宅介護を支える重要なサービスの一つであることから、第8期においても利用者の増加を見込んでいます。

【通所介護の見込量】

		第7期			第8期			推計値	
		実績値		見込値	計画値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
通所介護	利用回数(回/月)	29,028	30,141	27,675	30,858	31,881	32,130	33,933	39,424
	利用者数(人/月)	3,148	3,197	2,944	3,303	3,413	3,442	3,637	4,215

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

在宅介護の増加により利用者の増加を見込んでいます。

【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの見込量】

		第7期			第8期			推計値	
		実績値		見込値	計画値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
通所リハビリテーション	利用回数（回/月）	13,262	13,306	11,942	13,720	14,084	14,321	14,746	17,499
	利用者数（人/月）	1,642	1,682	1,544	1,753	1,799	1,829	1,884	2,233
介護予防通所リハビリテーション	利用者数（人/月）	644	764	684	767	780	799	837	869

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護者のレスパイトケア充実のために必要なサービスであることから、今後も利用者の増加を見込んでいます。

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の見込量】

		第7期			第8期			推計値	
		実績値		見込値	計画値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
短期入所生活介護	利用日数（日/月）	5,983	5,994	5,221	6,613	6,814	6,854	7,148	8,558
	利用者数（人/月）	622	621	510	661	680	684	715	850
介護予防短期入所生活介護	利用日数（日/月）	57	43	35	30	30	30	30	33
	利用者数（人/月）	11	9	5	8	8	8	8	9

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老健等ショートステイ）

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護と同様に、介護者のレスパイトケア充実のために必要なサービスであることから、一定の需要を見込んでいます。

【短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の見込量】

		第7期			第8期			推計値	
		実績値		見込値	計画値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
短期入所療養介護	利用日数（日/月）	838	906	700	928	971	979	1,017	1,232
	利用者数（人/月）	125	128	94	123	129	130	135	163
介護予防短期入所療養介護	利用日数（日/月）	4	3	0	3	3	3	3	3
	利用者数（人/月）	1	1	0	1	1	1	1	1

⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

高齢独居世帯や高齢夫婦世帯等の増加が予測される中、介護付有料老人ホーム等の利用者の増加が見込まれます。高齢者が安心して生活できる住まいの整備の観点からも、50名分の特定施設の整備を見込んでいます。

【特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の見込量】

		第7期			第8期			推計値	
		実績値		見込値	計画値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
特定施設入居者生活介護	利用者数（人/月）	780	792	809	844	844	881	935	1,112
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数（人/月）	152	157	174	180	180	183	198	206

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

認定者数の増加に伴い、今後も利用者の増加を見込んでいます。

【福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の見込量】

		第7期			第8期			推計値	
		実績値		見込値	計画値				
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
福祉用具 貸与	利用者数 (人/月)	5,923	6,186	6,512	6,838	7,048	7,400	7,714	8,549
介護予防 福祉用具貸 与	利用者数 (人/月)	1,470	1,526	1,569	1,626	1,680	1,717	1,803	1,846

⑫ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

認定者数の増加に伴い、今後も利用者の増加を見込んでいます。

【特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の見込量】

		第7期			第8期			推計値	
		実績値		見込値	計画値				
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
特定福祉用 具販売	利用者数 (人/月)	89	81	94	101	104	107	126	201
特定介護予 防福祉用具 販売	利用者数 (人/月)	48	46	42	44	45	46	49	72

⑬ 住宅改修・介護予防住宅改修

認定者数の増加に伴い、今後も利用者の増加を見込んでいます。

【住宅改修・介護予防住宅改修の見込量】

		第7期			第8期			推計値	
		実績値		見込値	計画値				
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
住宅改修	利用者数 (人/月)	77	75	74	76	81	83	92	109
介護予防 住宅改修	利用者数 (人/月)	67	70	64	70	70	74	78	83

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

認定者数の増加に伴い、今後も利用者の増加を見込んでいます。

【居宅介護支援・介護予防支援の見込量】

		第7期			第8期			推計値	
		実績値		見込値	計画値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅介護支援	利用者数(人/月)	8,620	8,759	9,049	9,162	9,467	9,580	10,003	11,683
介護予防支援	利用者数(人/月)	2,083	2,231	2,259	2,343	2,394	2,428	2,555	2,656

(2) 施設サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設とは、定員30人以上の特別養護老人ホームのことであり、特別養護老人ホームについては、地域密着型の小規模施設（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）として整備予定のため、広域型大規模施設である介護老人福祉施設の新たな整備は見込んでいません。

【介護老人福祉施設の見込量】

		第7期			第8期			推計値	
		実績値		見込値	計画値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
入所者数(人/月)		1,128	1,153	1,171	1,251	1,251	1,251	1,380	1,701

② 介護老人保健施設

現状維持を基本としており、新たな整備は見込んでいません。

【介護老人保健施設の見込量】

		第7期			第8期			推計値	
		実績値		見込値	計画値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
入所者数(人/月)		820	816	786	781	781	781	931	1,130

③ 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設については、令和5年度末までに老人保健施設等へ転換することとされていますが、第8期においても一定数の利用者を見込んでいます。

【介護療養型医療施設の見込量】

	第7期			第8期		
	実績値		計画値	計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入所者数（人/月）	36	19	21	15	15	15

④ 介護医療院

介護医療院は、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重度の要介護者の受入れや看取り・ターミナルケア等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設として、平成30年度に新たに創設されました。

第8期においては、介護療養病床からの転換によるサービス量を見込んでいます。

【介護医療院の見込量】

	第7期			第8期			推計値	
	実績値		見込値	計画値				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
入所者数（人/月）	14	24	25	45	45	45	55	68

第4章 介護保険サービス量の推計と介護保険料

(3) 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

認定者の要介護度の重度化や、要介護リスクの高い高齢世帯の増加に対応するため、第8期では1か所の整備を見込んでいます。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護の見込量】

	第7期			第8期			推計値	
	実績値		見込値	計画値			令和7年度	令和22年度
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
利用者数（人/月）	10	9	11	21	21	31	31	62

【第8期計画期間中の新規設置予定数】

	日常生活圏域													合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度（※）	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0	0	0	0	0	0 (1)	0 (1)	0	1

※第1～5、11、12圏域のいずれか1つの圏域において、1か所整備（整備した圏域は1となる）
上記整備圏域での整備が困難な場合は、整備対象とする圏域を見直すことがあります。

【設置事業所数】

	日常生活圏域													合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
令和3年度	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
令和4年度	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
令和5年度（※）	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	1	0	0	0	0	0 (1)	0 (1)	1	3

※第1～5、11、12圏域のいずれか1つの圏域において、1か所設置（設置した圏域は1となる）

② 夜間対応型訪問介護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護とのサービス提供量の調整を行いつつ、第8期においても一定量の利用者を見込んでいます。

【夜間対応型訪問介護の見込量】

	第7期			第8期			推計値	
	実績値		見込値	計画値				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数（人/月）	11	10	8	6	7	7	7	10

③ 地域密着型通所介護

要介護認定者数の増加による利用者の増加を見込んでいます。

【地域密着型通所介護の見込量】

	第7期			第8期			推計値	
	実績値		見込値	計画値				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用回数（回/月）	12,779	13,657	13,882	14,693	15,030	15,282	15,932	18,484
利用者数（人/月）	1,409	1,488	1,466	1,557	1,592	1,619	1,692	1,952

④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

要介護認定者数の増加による利用者の増加を見込んでいます。なお、単独型の認知症対応型通所介護については、認知症対応を可能としている通常の通所介護事業所が多数存在していることから、新たな整備は見込んでいません。

【認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の見込量】

		第7期			第8期			推計値	
		実績値		見込値	計画値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
認知症対応型通所介護	利用回数（回/月）	405	400	437	403	416	416	429	513
	利用者数（人/月）	33	29	28	25	26	26	27	32
介護予防認知症対応型通所介護	利用回数（回/月）	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0	0	0

第4章 介護保険サービス量の推計と介護保険料

⑤ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

在宅介護のニーズに対応するため、第8期では2か所の整備を見込んでいます。

【小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の見込量】

		第7期			第8期			推計値	
		実績値		見込値	計画値				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/月)	102	115	109	123	128	168	168	168
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/月)	22	23	26	24	25	33	33	33

【第8期計画期間中の新規設置予定数】

	日常生活圏域													合計	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13		
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度(※)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 【1】	0 【1】	0 【1】	0 【1】	0 【1】	0 (1)	0 (1)	0 【1】	2	

※第1～5、11、12圏域のいずれか1つの圏域において、1か所整備（整備した圏域は1となる）

第6～10、13圏域のいずれか1つの圏域において、1か所整備（整備した圏域は1となる）

上記整備圏域での整備が困難な場合は、整備対象とする圏域を見直すことがあります。

【設置事業所数】

	日常生活圏域													合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
令和3年度	0	1	1	1	0	1	0	1	1	0	0	1	1	8
令和4年度	0	1	1	1	0	1	0	1	1	0	0	1	1	8
令和5年度(※)	0 (1)	1 (2)	1 (2)	1 (2)	0 (1)	1 【2】	0 【1】	1 【2】	1 【2】	0 【1】	0 (1)	1 (2)	1 【2】	10

※第1～5、11、12圏域のいずれか1つの圏域において、新たに1か所設置（設置した圏域は()内の件数となる）

第6～10、13圏域のいずれか1つの圏域において、新たに1か所設置（設置した圏域は【】内の件数となる）

⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

地域における認知症高齢者の増加に対応するため、第8期では既存施設の定員増や新設による利用者の増加を見込んでいます。

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の見込量】

		第7期			第8期			推計値	
		実績値		見込値	計画値			令和 7年度	令和 22年度
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
認知症対応 型共同生活 介護	利用者数 (人/月)	425	440	453	471	471	498	544	654
介護予防 認知症対応 型共同生活 介護	利用者数 (人/月)	0	1	0	0	0	0	0	0

第4章 介護保険サービス量の推計と介護保険料

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

入居者が要介護者とその配偶者に限定される、定員29人以下の有料老人ホーム等に入居している要介護者に対してケアを行うものです。第8期では2か所58床の整備を見込んでいます。

【地域密着型特定施設入居者生活介護の見込量】

	第7期			第8期			推計値	
	実績値		見込値	計画値				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数（人/月）	-	-	-	-	-	46	46	46

【第8期計画期間中の新規設置予定数】

	日常生活圏域													合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度（※）	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 【1】	0 【1】	0 【1】	0 【1】	0 【1】	0 (1)	0 (1)	0 【1】	2

※第1～5、11、12圏域のいずれか1つの圏域において、1か所整備（整備した圏域は1となる）

第6～10、13圏域のいずれか1つの圏域において、1か所整備（整備した圏域は1となる）

上記整備圏域での整備が困難な場合は、整備対象とする圏域を見直すことがあります。

【設置事業所数】

	日常生活圏域													合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度（※）	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 【1】	0 【1】	0 【1】	0 【1】	0 【1】	0 (1)	0 (1)	0 【1】	2

※第1～5、11、12圏域のいずれか1つの圏域において、1か所設置（設置した圏域は1となる）

第6～10、13圏域のいずれか1つの圏域において、1か所設置（設置した圏域は1となる）

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームで提供されるサービスであり、第 8 期では 3 か所 87 床の整備を見込んでいます。

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の見込量】

	第 7 期			第 8 期			推計値	
	実績値		見込値	計画値			令和 7 年度	令和 22 年度
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		
利用者数（人/月）	192	201	207	232	232	310	319	348

【第 8 期計画期間中の新規設置予定数】

	日常生活圏域													合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
令和 3 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和 4 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和 5 年度（※）	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 【1】	0 【1】	0 【1】	0 【1】	0 【1】	0 (1)	0 (1)	0 【1】	3

※第 1～5、11、12 圏域のいずれか 1 つの圏域において、1 か所整備（整備した圏域は 1 となる）

第 6～10、13 圏域のうち、2 つの圏域に 1 か所ずつ整備（整備した圏域は 1 となる）

上記整備圏域での整備が困難な場合は、整備対象とする圏域を見直すことがあります。

【設置事業所数】

	日常生活圏域													合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
令和 3 年度	1	1	0	1	0	2	1	0	0	0	1	1	0	8
令和 4 年度	1	1	0	1	0	2	1	0	0	0	1	1	0	8
令和 5 年度（※）	1 (2)	1 (2)	0 (1)	1 (2)	0 (1)	2 【3】	1 【2】	0 【1】	0 【1】	0 【1】	1 (2)	1 (2)	0 【1】	11

※第 1～5、11、12 圏域のいずれか 1 つの圏域において、新たに 1 か所設置（設置した圏域は、()内の件数となる）

第 6～10、13 圏域のうち、2 つの圏域において、新たに 1 か所ずつ設置（設置した圏域は、【】内の件数となる）

第4章 介護保険サービス量の推計と介護保険料

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズのある要介護者が増加する中、複数のサービスを総合的に提供できる仕組みが必要となっていることから、第8期では1か所の整備を見込んでいます。

【看護小規模多機能型居宅介護の見込量】

	第7期			第8期			推計値	
	実績値		見込値	計画値			令和7年度	令和22年度
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
利用者数（人/月）	0	0	0	23	24	35	35	35

【第8期計画期間中の新規設置予定数】

	日常生活圏域													合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度（※）	0	0	0	0	0	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0	0	0 (1)	1

※第6～10、13圏域のいずれか1つの圏域において、1か所整備（整備した圏域は1となる）
上記整備圏域での整備が困難な場合は、整備対象とする圏域を見直すことがあります。

【設置事業所数】

	日常生活圏域													合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
令和5年度（※）	0	0	0	0	0	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	1	0	0 (1)	2

※第6～10、13圏域のいずれか1つの圏域において、1か所設置（設置した圏域は1となる）

(4) 地域密着型サービスの必要利用定員総数

【地域密着型サービスの必要利用定員数】

(単位：人)

		日常生活圏域													合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
認知症対応型 共同生活介護	令和 3年度	27	18	81	18	36	26	36	29	13	30	45	60	60	479
	令和 4年度	27	18	81	18	36	26	36	29	13	30	45	60	60	479
	令和 5年度 (※1)	27	18	81	18	36	●	●	●	●	●	45	60	●	506
地域密着型 特定施設入居 者生活介護	令和 3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和 4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和 5年度 (※2)	■	■	■	■	■	●	●	●	●	●	■	■	●	58
地域密着型 介護老人福祉 施設入所者 生活介護	令和 3年度	29	29	0	29	0	58	29	0	0	0	29	29	0	232
	令和 4年度	29	29	0	29	0	58	29	0	0	0	29	29	0	232
	令和 5年度 (※3)	■	■	■	■	■	●	●	●	●	●	■	■	●	319

- ※1 第6～10、13圏域（●印）の合計必要利用定員数 221人（既設194人＋増床・新設27人）
- ※2 第1～5、11、12圏域（■印）及び第6～10、13圏域（●印）の合計必要利用定員数 各29人
- ※3 第1～5、11、12圏域（■印）の合計必要利用定員数 174人（既設145人＋新設29人）
第6～10、13圏域（●印）の合計必要利用定員数 145人（既設87人＋新設58人）

(5) その他の老人福祉施設

① 養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境上や経済的な理由によって、居宅での生活が困難な高齢者を対象とする施設であり、市内に100人定員の施設が1か所開設されています。待機者の状況により、新たな整備は見込んでいません。

② 軽費老人ホーム・ケアハウス

軽費老人ホーム・ケアハウスは、食事・入浴・相談及び援助などの日常生活上の基本的なサービスを受けながら自立した生活を送る施設であり、市内に8か所開設されています。待機者が少ないこと、また、身の回りのことを自分で行うことができる人が入居する有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など、多様な施設や住まいの整備が進むと予想されることから、新たな整備は見込んでいません。

4. 地域支援事業の事業量の見込み

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・生活支援サービス事業

第8期計画における各サービスの必要量（供給量）は以下のとおりとなります。なお、いずれのサービスについても、供給量は必要量の100%と見込んでいます。

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型	予防訪問事業	延べ人数	23,570	24,748	25,985
	生活援助訪問事業	延べ人数	7,083	7,437	7,808
通所型	予防通所事業	延べ人数	21,878	22,971	24,119
	教室型通所事業	教室数	3	3	3
その他	リハ職訪問通所指導事業	拠点数	2	2	2
	リハ職行為評価事業	延べ人数	700	710	720
	栄養士派遣指導事業	延べ人数	60	65	70

適切なケアマネジメントによりサービスの利用率を上げ、サービスの必要量を確保するため、生活支援員養成研修の実施及びフォローアップ研修の開催等により、サービス拡充に取り組んでいきます。

② 一般介護予防事業

すべての高齢者を対象として、地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組みを実施できる仕組みをつくります。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ひらかた元気くらわんか体操 マスター教室	教室数	24	24	24
ひらかた元気くらわんか体操	実施グループ数	300	310	320
介護予防ポイント事業	活動者数(人)	380	400	420
ノルディック・ウォーキング	実施グループ数	50	100	150
ひらかた夢かなえるエクササイズ	実施グループ数	—	50	100

(2) 包括的支援事業

① 地域包括支援センター事業

(ア) 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者が要介護状態になることを予防するため、介護予防ケアプランのアセスメントを実施します。また、生活機能の改善や自立支援に向けて、必要なサービス事業の利用につなげるなどの支援を行います。

(イ) 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態を把握した上で、適切な保健・医療・福祉・介護保険サービスの利用につなげる等の支援を行います。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合相談支援	支援件数	28,500	28,500	28,500

(ウ) 権利擁護業務

高齢者に対する虐待の防止や早期発見とその対応、成年後見制度についての情報提供・活用等、高齢者の権利擁護のための支援を行います。

(エ) 包括的・継続的マネジメント業務

介護支援専門員等に対し、困難事例への指導助言等を行うとともに、関係機関やボランティア等地域の社会資源との連携・協力体制の整備等包括的・継続的なケア体制を構築します。

② 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自己決定により自らが望む暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、在宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア推進実務者連絡協議会等 (部会含む)	開催回数	27	27	27

③ 生活支援体制整備事業

小学校区を単位とする、「元気づくり・地域づくりプロジェクト」（第2層生活支援コーディネーター・第2層協議体の取組み）の支援と、第1層協議体の運営を行います。また、多様なサービスにおける担い手の養成など、サービス提供体制の整備に取り組みます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1層協議体による会議	開催回数	3	3	3

④ 認知症総合支援事業

「認知症初期集中支援チーム」の設置により、認知症初期の段階から適切な支援が実施できるよう取り組みます。

また、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援等を行う「認知症地域支援推進員」の配置、認知症ケアパスの更新などにより、支援の充実に取り組みます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症地域支援推進員	配置数(人)	17	17	17
認知症ケアパス	配布数(部)	10,000	10,000	10,000
認知症サポーター養成講座	養成数(人)	1,500	1,500	1,500

(3) 任意事業

① 介護給付等費用適正化事業

高齢者の自立を支援するという観点に立って、介護給付を必要とする方を適切に認定し、真に必要とするサービスを事業者が適切に提供するよう、介護給付の適正化を図ります。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付費明細書による通知数(通)		73,300	73,900	74,500

② その他の事業

(ア) 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具や住宅改修に関する相談、情報提供、助言及び住宅改修理由書作成費の助成を行います。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具・住宅改修研修	開催回数	2	2	2

(イ) 在宅介護用品支給事業

寝たきりや認知症等により自宅で介護を必要とする高齢者に対して、紙おむつや介護用品を支給し、在宅生活を支援します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅介護用品支給事業	利用者数(人)	5,989	6,472	6,801

(ウ) 傾聴ボランティアの養成

ひとり暮らしに強い不安感を抱いている高齢者等の話し相手となり、孤独感や不安感を軽減する「傾聴ボランティア」の養成を行います。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
傾聴ボランティア	養成者数(人)	30	30	30

5. 介護保険財政について

(1) 介護保険特別会計の構造

介護保険給付の財源となる介護保険給付費等の財源構成は、下図のとおりとなっています。

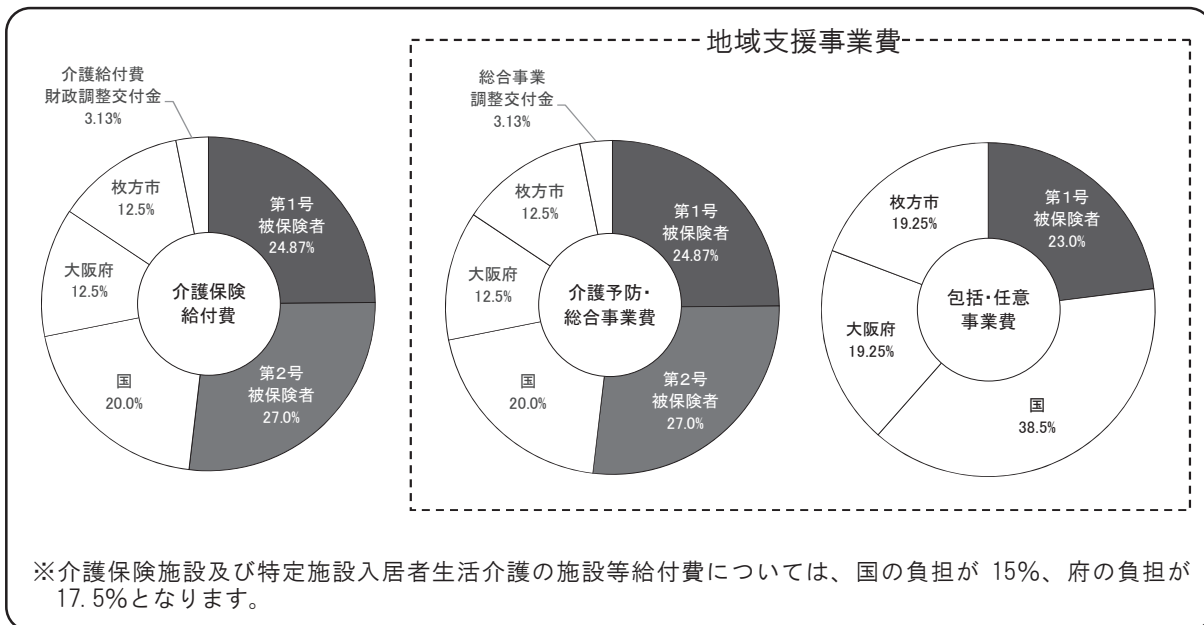
なお、第7期介護保険事業計画期間と第8期介護保険事業計画期間との変更点は、以下のとおりです。

○ 調整交付金の交付率が 3.23%⇒3.13%（第8期の見込値平均）

調整交付金（介護給付費財政調整交付金・総合事業調整交付金）は、各市町村の後期高齢者（75歳以上）人口の比率及び所得区分分布の状況に基づき、全国平均で5%となるように国から交付されるもので、本市においては、全国平均と比較して後期高齢者の割合が低く、所得水準が高いことから、調整交付金の交付率は、第7期計画期間の実績及び交付基準の見直しを踏まえ、3.13%と見込みます。

5%を占める調整交付金のうち、交付率3.13%を差し引いた1.87%は第1号被保険者が負担することになるため、第1号被保険者の保険料負担割合は《23.0%+(5.0%-3.13%)=24.87%》となります。

【第8期介護保険事業計画期間の介護保険給付費及び地域支援事業費の財源構成】



(2) 保険料段階の設定

第8期計画期間における保険料段階は、負担能力に応じた負担割合とする考え方を基本として、第7期と同様に全15段階とします。

【第8期の保険料段階】

保険料段階	対象者	基準額に対する割合
1	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、前年合計所得金額+※1 前年公的年金収入額が80万円以下の人	0.30 (0.50) ※2
2	世帯全員が市民税非課税で、前年合計所得金額+※1 前年公的年金収入額が120万円以下の人	0.45 (0.70) ※2
3	世帯全員が市民税非課税で、第1・第2段階に該当しない人	0.70 (0.75) ※2
4	本人が市民税非課税（世帯は課税）で、前年合計所得金額+※1 前年公的年金収入額が80万円以下の人	0.90
5 (基準)	本人が市民税非課税（世帯は課税）で、第4段階に該当しない人	1.00
6	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が100万円未満の人	1.15
7	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が100万円以上120万円未満の人	1.20
8	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.25
9	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50
10	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.55
11	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.75
12	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.85
13	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.10
14	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	2.30
15	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が1,500万円以上の人	2.50

※1：遺族年金・障害年金などの非課税年金は除く

※2：()内は、公費（低所得者保険料軽減負担金）による軽減前の割合

(3) 第8期計画期間の介護保険標準給付費の見込額

第8期計画期間における本市の介護保険給付費の見込額は以下のとおりです。

【介護保険標準給付見込額】

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
①介護給付	居宅サービス	16,080,762	16,572,214	16,964,270
	地域密着型サービス	4,239,218	4,291,577	4,946,349
	施設サービス	7,235,721	7,239,738	7,239,738
	居宅介護支援	1,676,916	1,735,431	1,756,821
②予防給付	介護予防サービス	896,507	915,142	940,517
	介護予防地域密着型サービス	21,070	22,115	29,142
	介護予防支援	134,377	137,378	139,330
③総給付費 = ①+②		30,284,571	30,913,595	32,016,167
④特定入所者介護サービス費等給付額		624,781	559,982	569,258
⑤高額介護サービス費等給付額		1,065,983	1,121,744	1,262,797
⑥高額医療合算介護サービス費等給付額		147,392	165,332	186,999
⑦保険給付費 = ③+④+⑤+⑥		32,122,727	32,760,652	34,035,221
⑧審査支払手数料		25,072	26,145	27,178
⑨給付費総合計(標準給付費) = ⑦+⑧		32,147,799	32,786,797	34,062,399
3か年総合計		98,996,995		

※千円未満四捨五入。端数処理の関係で、合計が記載の金額と一致しない場合がある。

(4) 地域支援事業費の見込額

第8期計画期間における本市の地域支援事業費の見込額は以下のとおりです。

【地域支援事業費見込額】

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,573,349	1,648,140	1,726,530
包括的支援事業・任意事業費	629,348	633,733	639,737
地域支援事業費合計	2,202,697	2,281,873	2,366,267
3か年総合計	6,850,837		

(5) 介護保険料の軽減

低所得者にかかる介護保険料負担の軽減を目的として、本市独自で介護保険料の特別軽減を実施しており、これにかかる費用は第1号被保険者の保険料算定にあたって、上乗せすることとなります。

(6) 介護給付費準備基金の活用

保険料のできる限りの軽減と今後の介護保険財政の安定した運営を考慮し、介護給付費準備基金 24 億 5,024 万 8,887 円を3年間にわたって取り崩すこととします。

(7) 第1号被保険者にかかる介護保険料の算定

第8期（令和3年度～令和5年度）の介護保険料は、計画期間における要支援・要介護認定者数の見込み等により算出した3年間の介護保険サービス及び地域支援事業の費用と65歳以上の高齢者（第1号被保険者）の人数をもとに算定されます。前述の検討を踏まえ、以下の手順で保険料の算定を行っています。

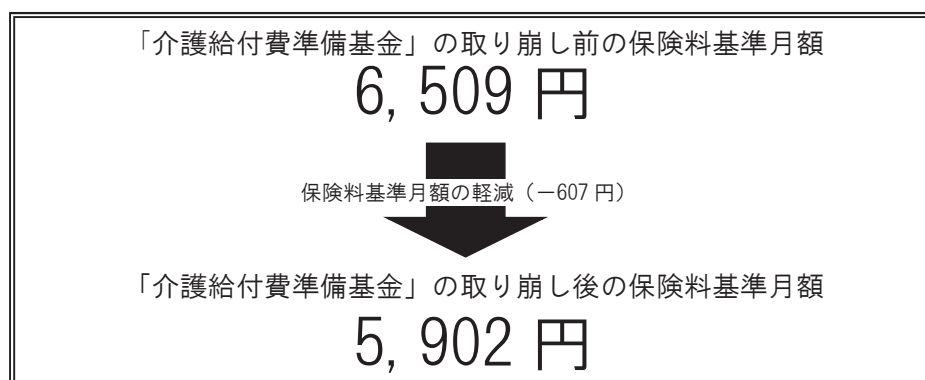
【第8期介護保険料算定の流れ】

A	標準給付費見込額	98,996,995,327 円
B	地域支援事業費見込額	6,850,837,000 円
C	第1号被保険者負担分（(A+B) × 23%	24,345,001,435 円
D	介護保険料の軽減にかかる経費	14,830,500 円
E	調整交付金5%相当額との差額	1,932,256,716 円
F	介護給付費準備基金取り崩し額	2,450,248,887 円
G	保険料収納必要額（C+D+E-F）	23,841,839,765 円
H	保険料収納率	98 %
I	所得段階別加入割合補正後被保険者数	343,508 人
J	保険料・年額（G/H/I）	70,823 円
K	保険料基準月額（J/12）	5,902 円

※一円未満四捨五入。端数処理の関係で、合計が記載の金額と一致しない場合がある。

(8) 第8期計画の保険料基準月額

「(7)第1号被保険者にかかる介護保険料の算定」の結果により、第8期計画の第1号被保険者の保険料基準月額を5,902円とします。なお、介護給付費準備基金取り崩しによる保険料基準月額の軽減額は607円となっています。



なお、15段階の各保険料額は次ページに示すとおりとなります。

第4章 介護保険サービス量の推計と介護保険料

【第8期計画の介護保険料額】

保険料段階	対象者	加入者割合	基準額に対する割合	年額保険料
1	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、前年合計所得金額+※1 前年公的年金収入額が80万円以下の人	18.4%	0.30 (0.50) ※2	21,200円 (35,400円) ※2
2	世帯全員が市民税非課税で、前年合計所得金額+※1 前年公的年金収入額が120万円以下の人	7.5%	0.45 (0.70) ※2	31,900円 (49,600円) ※2
3	世帯全員が市民税非課税で、第1・第2段階に該当しない人	7.5%	0.70 (0.75) ※2	49,600円 (53,100円) ※2
4	本人が市民税非課税（世帯は課税）で、前年合計所得金額+※1 前年公的年金収入額が80万円以下の人	14.1%	0.90	63,700円
5 【基準】	本人が市民税非課税（世帯は課税）で、第4段階に該当しない人	11.6%	1.00	70,800円
6	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が100万円未満の人	7.2%	1.15	81,400円
7	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が100万円以上 120万円未満の人	4.0%	1.20	85,000円
8	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が120万円以上 200万円未満の人	14.4%	1.25	88,500円
9	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が200万円以上 300万円未満の人	7.9%	1.50	106,200円
10	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が300万円以上 400万円未満の人	3.1%	1.55	109,800円
11	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が400万円以上 600万円未満の人	2.1%	1.75	123,900円
12	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が600万円以上 800万円未満の人	0.7%	1.85	131,000円
13	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が800万円以上 1,000万円未満の人	0.4%	2.10	148,700円
14	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が1,000万円以上 1,500万円未満の人	0.5%	2.30	162,900円
15	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が1,500万円以上の人	0.6%	2.50	177,100円

介護保険料段階の判定においては、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得のいずれかにかかる特別控除額がある場合は、その特別控除額を合計所得金額から控除するものとする。また、第1～5段階（市民税非課税の人）の判定においては、所得税法に規定される公的年金収入にかかる所得金額を合計所得金額から控除するものとする。加えて、合計所得金額に給与所得又は公的年金等にかかる雑所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から10万円を控除するものとする（控除後の額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とする）。

※1：遺族年金・障害年金などの非課税年金は除く

※2：（ ）内は、公費（低所得者保険料軽減負担金）による軽減前の割合及び金額

第5章 適切かつ効果的な介護サービスの提供

施策の基本方針

高齢者数が年々増加する社会状況のもと、介護保険制度は平成12年度の施行以来、サービスの提供基盤が着実に整備され、現在ではわが国の高齢期を支える制度として定着しています。

本市においては、介護保険制度の理念でもある、「高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができる社会」を実現するため、各種サービスの提供体制の整備を進めてきました。引き続き第8期計画期間においても、利用者ニーズを的確に把握し、必要なサービス量の確保及び各種サービスの適正化の推進に努めます。

今後、「団塊の世代」と呼ばれる昭和22年～24年生まれの人たちがすべて75歳以上となる2025年（令和7年）、さらにその先のいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向けて、高齢者人口のピーク、介護ニーズの高い85歳以上の急増が見込まれます。

高齢者、特に後期高齢者の増加により、介護サービス需要の増加・多様化が想定されることから、利用者の生活の質に直結する介護保険サービスの質のさらなる向上と、その人に適した効果的な介護保険サービスの利用を促進するためのケアマネジメントへの取組みがますます重要になってきます。

そのため、介護支援専門員の技術向上への取組み支援、介護保険サービス事業者への指導・助言や介護サービス相談員の派遣、サービス向上を主眼とした給付適正化事業の着実な実施などを通じて、介護サービス全体の質の向上に引き続き取り組んでいきます。

また、介護保険制度においては、利用者が必要なサービスや事業者を主体的に選択できる環境を整備することが必要であり、さらに、介護保険サービスと高齢者福祉サービスを利用者の状況に応じて効果的に組み合わせることが重要であることから、これらの情報を利用者やその家族が正確かつ的確に取得できるよう、情報提供体制の整備に引き続き努めます。

1. 介護保険サービスの質の向上に向けた給付適正化対策の強化

利用者が真に必要とする適切なサービスの提供と、持続可能な介護保険制度を構築するため、平成30年度～令和2年度を第4期介護給付適正化計画期間として給付適正化の取組みを行ってきました。

令和3年度～令和5年度の3年間においては、第5期介護給付適正化計画期間として、大阪府が策定する「大阪府介護給付適正化計画」との整合を図った上で取組みの強化を図ります。

(1) 適切な要介護認定

高齢者人口の増加に伴い、要介護認定申請件数は、今後も増加することが予想されることから、より一層効率的かつ適正な要介護認定のための取組みを推進していきます。

認定調査時には、認知症や障害のある方などの状態をより正確に調査票に反映させるため、可能な限り家族等の同席をお願いするとともに、調査後に調査票の写しを申請者にお渡しするなど、引き続き透明性の確保に努めます。

また、すべての調査票及び主治医意見書の内容チェックを行い、記載漏れや不整合を確認することにより正確性を高めます。

今後も引き続き、認定調査員に対する指導や研修及び介護認定審査会の研修を充実させることで、認定審査判定に大きく影響する調査票の精度の向上を図るとともに、国の指針に基づき適正な審査会運営及び審査会各合議体における平準化に取り組むなど、公平・公正な要介護認定に向けた取組みを推進していきます。

■取組み目標

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査票 主治医意見書チェック	100%	100%	100%

(2) 利用者の自己実現に沿ったケアマネジメント

① ケアプランの点検・給付実績の活用

厚生労働省が作成した「ケアプラン点検支援マニュアル」等を積極的に活用し、利用者の自立支援に向けた居宅サービス計画であるかを確認するとともに、独自の点検票を作成し、介護支援専門員とともにケアプランの確認・検証を行いながら、

介護支援専門員自身の「気づき」を促すよう助言・指導を行っていきます。また、大阪府国民健康保険団体連合会から提供される給付実績等も活用し、過剰なサービス提供がなされていないかについてもあわせて確認します。

■取組み目標

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプラン の点検	事業者数	12事業者	12事業者	12事業者
	点検数	60件	60件	60件

② 住宅改修の効果的な利用のための取組み

利用者の心身の状態・生活状況や住宅環境等を鑑みて、住宅改修の計画と施工が効果的かつ適正であるかを確認します。事前確認申請の受付時には事前審査として、改修内容が利用者の自立した生活の改善（重症化防止等）につながるものであるかどうかということに重点を置き、窓口での審査を行います。

改修前に現地調査が必要と認められる案件については、事前確認通知を送付する前に住宅改修理由書作成者等に立会いを求め、利用者の自宅を訪問して現場を確認すること（もしくは家屋図面や写真等での書類確認）により適切な改修が行われるよう、指導・助言を行います。

改修後の現地調査では、利用者に動作確認を求め、自立につながる効果的な改修であったかどうかの確認を行います。

いずれの現地調査も必要に応じて作業療法士等のリハビリテーション専門職と連携し、適正な改修計画と施工の促進を図ります。

今後も介護支援専門員（住宅改修理由書作成者）及び施工業者が本制度の趣旨を認識し、利用者が住み慣れた自宅で自立した生活を継続していけるよう、効果的な改修に向けて取り組んでいきます。

■取組み目標

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
現地調査		24件	24件	24件

③ 福祉用具購入・貸与の必要性・妥当性の確認

福祉用具購入・貸与の介護サービス利用が増加する中で、利用者の状態像から見て利用が想定しにくい福祉用具の購入・貸与が行われている場合があります。

そこで、購入に関しては、介護支援専門員や福祉用具専門相談員等が作成する理由書により心身の状態・生活状況や住宅環境等から自立を目指す生活行為に効果的な福祉用具が選定されているかについての確認を行い、特に再購入時には、より具

第5章 適切かつ効果的な介護サービスの提供

体的な理由書の記載を求め、その必要性、妥当性の確認を行います。

また、福祉用具を購入された対象者の中から無作為にアンケート調査を実施し、購入後の使用頻度や満足度を確認するなど実態を把握します。

貸与については、大阪府国民健康保険団体連合会から提供される給付実績等も活用し、ケアプラン等により福祉用具利用の必要性、妥当性を確認し、適切なサービスが提供されるよう努めます。

購入、貸与のいずれの場合も、必要に応じて作業療法士等のリハビリテーション専門職と連携し、住宅改修の利用状況とその効果等も勘案して福祉用具の必要性、妥当性について確認・検討を進めていきます。

■取組み目標

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具貸与調査	2回	2回	2回
福祉用具貸与計画書確認	2回	2回	2回

(3) サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

① 医療情報との突合・縦覧点検

大阪府国民健康保険団体連合会の給付適正化システムから提供される医療情報と給付実績との突合を行うとともに、縦覧点検では重複請求の有無等の点検を行うことで、不適切な給付の是正を事業者に求め、介護保険サービスが適正に提供されるよう引き続き取り組んでいきます。

■取組み目標

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療情報との突合リストによる給付実績確認	12回	12回	12回
縦覧点検による重複請求確認	12回	12回	12回

② 介護給付費明細書の送付

介護保険サービスを利用された方全員に対し、サービス利用状況や住宅改修、福祉用具購入等の給付実績を年4回に分けて通知しています。主な通知内容は、サービス事業所やサービスの種類、利用日数、料金等です。今後も利用者等に請求内容に不審な点がないかなどを自ら点検していただくとともに、自身のサービス利用状

況が適正なものとなっているかを確認していただくことで、適正な介護給付を推進していきます。

■取組み目標

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
送付対象月	12か月	12か月	12か月

2. 市民への情報提供体制の充実

介護保険制度では、利用者が主体的に安心して必要なサービスを利用できるようにすることが極めて重要です。また、介護保険サービスのようなフォーマルサービスだけでなく、在宅生活を支える様々なインフォーマルサービスについてもあわせて提供する必要があります。令和2年1月に実施した高齢者実態調査のうち、介護や保健、医療について提供してほしい情報に関する設問においては、要支援・要介護認定を受けているか否かに関わらず、「介護保険制度に関する情報」、「医療や介護に必要な費用に関する情報」、「介護保険以外の福祉サービスに関する情報」、「生きがいや健康づくり・介護予防に関する情報」の割合が多い結果となりました。

今後も、地域の身近な高齢者相談・支援窓口である地域包括支援センターにおいて蓄積した各地域のインフォーマルサービスについての情報提供を中心に、高齢者の生活を支える総合的なサービス及び地域情報を提供できる体制を整えていきます。

また、情報発信のためのWebシステム（介護保険サービスの情報のほか、医療機関や地域資源に関する情報を発信）の定期的な情報更新、掲載情報の充実を図り、情報提供体制を強化します。さらに、高齢者が自分らしい生き方・終い方を考え、人生の最期の迎え方や過ごす場を検討できるように、看取り等に関する講座やリーフレット等を適宜見直し、情報提供を行っていきます。

(1) 高齢者の状況に配慮した情報提供

高齢者にとってわかりやすい情報提供を目指し、本市では介護保険制度や高齢者施策を記載したパンフレットを作成し、イラストを活用することにより、手続き等をより理解しやすく説明するとともに、広報ひらかたや市ホームページ、FMひらかた等、今後も様々な媒体を通じて積極的に情報提供を行います。また、広報ひらかたの点字・録音広報や市ホームページの音声版など、高齢者、障害者等に配慮し

た情報提供に努め、外国人への情報提供については、大阪府が発行する外国語版の介護保険制度のパンフレット等を活用するなど、適切な情報提供を積極的に進めていきます。

(2) 介護保険制度の正しい理解

介護保険サービスは、利用する高齢者の身体状態や環境に応じた必要なサービスを利用することによって最大の効果が保たれるものです。そのため、制度に関する正確な理解と適正な利用がなされるよう、今後も出前講座や説明会など様々な機会を通じて、制度の正しい普及・啓発を推進します。

(3) 介護保険サービス事業者の情報提供

本市では、介護保険サービスを利用するにあたり、利用者がサービス事業者を検索しやすくするため、「枚方市医療・福祉サービス情報公開Web（暮らしまるごとべんりネット）」の利便性をさらに高め、介護保険サービス事業者が提供するサービス等の情報を定期的に更新していきます。

(4) 利用者負担額軽減制度の活用促進

社会福祉法人が、低所得で特に生計が困難である介護保険サービス利用者の利用者負担額を軽減した場合には、本市が当該社会福祉法人に軽減した費用の一部を助成しています。

市内の未実施社会福祉法人に対して制度の趣旨について周知を図り、すべての法人で軽減制度が実施されるよう協力を求めています。

(5) 効果的な福祉用具の活用の普及

一人ひとりの心身の状態や生活状況に応じた福祉用具を適切に利用することにより、日常生活において自分でできることを増やし、生活の質を向上させるだけでなく、介護者の負担を軽減することにもつながります。

実際の福祉用具を見て、触れて、試すことができるようにラポールひらかた（総合福祉会館）に設置している福祉用具展示コーナーを活用し、今後も福祉用具の効果的な活用の普及に取り組みます。また、福祉用具の機能や適切な選び方、使用方法についての講習会を引き続き開催していきます。

3. 介護保険事業者に関する苦情・相談対応と指導・助言体制の強化

本市は、介護保険制度被保険者と接する最も身近な行政機関として、各種の苦情や相談に対応するとともに、不服申立ての手続きについても市民にわかりやすく周知していきます。また、介護給付、介護予防給付、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）のケアプランやサービス利用に関する相談・苦情に対しても速やかに対応します。

(1) 介護保険サービス事業者への指導・助言

利用者に対する介護保険サービスの提供にあたり、法令等に則った適正な事業運営、利用者個々の状態に応じた適切なサービスの提供に加え、高齢者の尊厳の保持や生命の安全に関わる取組みなど、介護サービスの質の確保・向上を目的として介護保険事業者への集団指導や個別の実地指導等を実施するとともに、指導監督等における事業者への支援の充実を図るために体制を整備していきます。

また、引き続き大阪府・府内市町村・大阪府国民健康保険団体連合会等と連携し、介護保険事業がより一層適正に行われるよう努めます。

(2) 介護サービス相談員派遣事業

介護保険施設等に入所している利用者は、「お世話になっている」、「介護を受けている」という気持ちになる人が多く、サービス事業者に対して思いや要望を伝えにくい状況になりがちです。介護サービス相談員は、利用者の声を傾聴し、声なき声をくみ取り、施設や関係機関に伝えるなど、第三者の視点でサービス内容を見つめ、利用者と事業者の「橋渡し役」となって介護サービスの向上を図ることを目的とした活動を行っています。

現在、介護サービス相談員の受入れを希望する特別養護老人ホームや介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等への派遣を行っていますが、今後も引き続き、介護サービス相談員の役割の重要性について普及啓発を行うとともに、派遣している介護サービス相談員のスキルアップを行うため、研修の充実を図ります。

また、介護保険サービスの質の向上を図るため、引き続き派遣施設数の拡大及び派遣回数増加に努めます。

(3) サービス利用に関する要望・苦情への対応

地域の身近な相談支援の拠点である地域包括支援センターや市の窓口等には介護保険にかかる様々な意見や質問あるいは苦情などが多く寄せられます。

苦情に対しては、関係機関と連携し、適切かつ迅速に対応します。また、これらの情報を集約し共有することで、事業者のサービスの質の向上を図り、より効果的なサービスの利用につなげます。

さらに、大阪府国民健康保険団体連合会等との連携を図りながら、サービス利用者に対する助言と事業者に対する適切な指導を行います。サービス事業者においては、主体的に苦情処理対応が行われていますが、今後も、苦情をサービス改善の契機として取り組むよう働きかけていくことで、サービスの質の向上を図ります。

4. 事業者による主体的な活動の促進

本市では、介護保険サービス事業者の各職域・職能団体の活動が活発に行われています。介護支援専門員連絡協議会をはじめ、多様な職域において事業者連絡会が開催されており、居宅介護支援事業者間の相互啓発や相談・指導の充実を図るなど、連携の強化を進めています。また、地域包括ケアシステム構築に向けた体制整備のためには、各事業者連絡会と市との連携が不可欠となります。

今後も引き続き、各種の事業者連絡会の機能強化や事業者間の連絡体制、地域との連携の強化を支援します。

(1) 介護保険サービス事業者連絡会の取組み支援

本市では、介護支援専門員連絡協議会、特別養護老人ホーム施設長会、デイサービス連絡協議会、訪問看護ステーション連絡会、訪問介護事業者会、通所・訪問リハビリテーション連絡協議会、グループホーム連絡会、福祉用具事業者会等、多様な連絡会の活動が活発に行われており、それぞれの職域における専門研修や効果的なサービス提供のための多彩な取組みを行っています。また、各団体間の連携を図るため定期的な協議の場が設けられるなど、情報共有・意見交換の広がりを見せています。

今後も情報提供や意見交換の実施、各団体間の連携支援など、介護保険サービス事業者の連絡会活動を積極的に支援します。同時に、地域ケア会議等を介した地域との連携や医療機関等との連携、職域・職能団体間における連携の強化を推進し、より適正な介護保険サービスの確保を図ります。

(2) 介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、介護保険サービスだけでなく、様々な地域資源の利用も踏まえた総合的なケアマネジメントを行い、利用者の自己実現のため、より効果的なケアプランを作成することが求められます。そのためには、地域

の介護支援専門員の相談・指導等にかかる支援体制が充実していることが必要となります。

本市では、介護支援専門員連絡協議会と連携し、介護支援専門員に対する支援活動を推進するとともに、資質向上を図るため法定外研修にも取り組んでいきます。

地域包括支援センターにおいても、介護支援専門員のサポートとして、個々のケース対応に関する支援や地域資源に関する情報の収集及び発信を行っています。

今後も地域ケア会議の開催や各圏域における事業者間ネットワークの構築を目指した事業者連絡会の開催、また、在宅支援サービスを行う各団体の事業者連絡会と地域包括支援センターが共催で行う会議等により、介護支援専門員に対する支援の充実を図ります。

5. 福祉・介護人材確保の取組み

団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年（令和7年）、さらにその先のいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向けて、高齢化の進展と生産年齢人口の減少に伴う介護ニーズの増大が見込まれる中、介護人材を量と質の両面から確保していくことがますます重要になります。

これらを踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活し続けられるよう、必要となる介護人材の確保に向け、大阪府などと連携し、介護の仕事の魅力の発信、多様な介護人材の確保・育成に取り組むとともに、業務の効率化に向けた取組みを進めます。

また、ボランティア活動や就労的活動など、意欲ある高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できるよう、多様な関係機関と連携しながら支援していきます。

（1）大阪府等との連携

大阪府等と連携しながら、地域の実情と課題の把握に努めるとともに、それらを踏まえて、多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、処遇改善や職場環境の改善等のための取組みを推進します。

また、介護保険サービス事業者連絡会の取組み支援の中で、各団体が実施するキャリアアップ研修や就職フェア等の活動を積極的に支援していきます。

(2) 業務効率化の強化

介護サービス事業者における文書作成事務の負担軽減を図るため、国が示す方針に基づき事業所の指定等にかかる申請様式・添付書類の簡素化や郵送による申請・届出を可能とするなど、手続き方法の見直しを行います。これにより、介護サービス事業者が介護サービスの質の向上に注力しやすい環境形成につなげることで、事業者が多様化する利用者のニーズに的確に対応できるように支援していきます。

(3) 生活支援員の養成

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス（生活援助訪問事業）において、軽度の支援を要する方に対し、掃除や買い物など日常生活で不自由になっている生活行為の支援を実施する「生活支援員」を引き続き養成することで、介護人材のすそ野の拡大を図るとともに、就業の促進を図ります。

(4) ボランティア活動

社会福祉協議会が設置する枚方市ボランティアセンターでは、ボランティア等に関する相談及び情報提供をはじめ、様々な活動のきっかけづくりや充実のための支援等を行っています。近年の自然災害や社会情勢を踏まえ、災害時におけるボランティア支援体制の構築を図るため、災害ボランティアセンターの整備を行います。

市は、ボランティア活動を受ける側、担う側を結びつけ、必要なときに必要な支援を市民相互に行うことができる環境づくりに努めます。

また、病気や孤独、不安など高齢者が抱えている思いを傾聴し、生きていく意欲が出るように高齢者等の話し相手となり、孤独感や不安感を解消する「傾聴ボランティア」の養成を社会福祉協議会（枚方市ボランティアセンター）と連携して引き続き実施します。

(5) NPOとの連携

より多くの市民に福祉・介護の担い手となっていただけるよう、特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センターにおいて、ボランティア講座の開催や情報誌での福祉・介護に関する情報発信などに取り組みます。

第6章 地域包括ケアシステムの構築

施策の基本方針

「地域包括ケアシステム」は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制です。

「地域包括ケアシステム」では、介護予防や健康寿命を延ばすための住民自らの「自助」の取り組み、家族や親戚、地域で暮らしを助け合う「互助」の取り組み、介護保険や医療保険サービスの利用による「共助」、そして生活困難者への対策として生活保護等による「公助」の取り組みのもと、高齢者自身も支え手となって、多様な主体が参画し、様々な形で高齢者の生活を支え合う地域づくりを進める必要があります。

また、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会、いわゆる地域共生社会の実現が求められます。

本市では、地域包括ケアシステムを基盤とした包括的な支援体制を整備し、複合的な課題への相談・支援対策を強化するため、令和2年度機構改革により、健康・福祉・子育て・介護・障害・生活困窮などに関する総合相談窓口を設置し、制度やサービスの紹介及び適切な部署や関係機関へつなぐなど、健康・福祉・高齢者施策の連携を図っています。

いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる2025年（令和7年）を目途に地域包括ケアシステムの実現を目指し、本人の希望に応じて住み慣れた地域にできるだけ長く住み続けることができるよう、医療機関・介護サービス事業者や地域の支援機関の連携強化に努めます。

また、認知症が疑われた場合、どこでどのような支援を受けることができるのかを示したガイドブックである「認知症ケアパス」の配布や、早期支援の動画等のホームページの掲載等による普及啓発に努めます。さらに、認知症サポーターの養成を引き続き行うとともに、地域における認知症サポーター及び認知症カフェの継続活動の支援や徘徊高齢者の早期発見に向けた体制の充実に向けて取り組んでいきます。また、成年後見制度の円滑な利用促進などを通じ、認知症になっても住み慣れた地域で日常生活を過ごせるよう、認知症の本人や家族の視点を取り入れながら、地域全体で認知症高齢者を支える体制づくりを支援していきます。

高齢者の自立を支援し、生活の多様なニーズに応じていくため、専門職による自立支援のみならず、多様なサービスを介護予防・日常生活支援総合事業の対象と位置づけ、地域での社会活動や助け合い活動を活性化し、高齢者自身の生きがいや介護予防につなげていきます。あわせて、介護予防は日々の生活の中での継続が重要であることから、そのためのツールとして、ご当地体操「ひらかた元気くらわんか体操」とノルディック・ウォーキングの普及を図ります。新たに制作したウォーキング・ポールを用いた運動プログラム「ひらかた夢かなえるエクササイズ」をあわせた3つのツールで、いつまでも歩ける・歩き続ける支援体制を構築します。

また、それぞれの地域性を活かした見守り体制や支え合い体制の構築に向け、小学校区を単位とした「元気づくり・地域づくりプロジェクト」の体制整備を行い、継続した介護予防の取組みの推進、地域の支え合いの体制の整備、高齢者自身の役割や生きがいの獲得につなげていきます。

1. 保健・医療・介護・福祉の連携強化

医療及び介護のニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、医療計画に基づく医療機能の分化と並行して、日常生活圏域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制の充実が必要です。

本市では、平成26年に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に基づき、市全域での取り組みと地域包括支援センターを中心とした地域での取り組みを並行して実施することで、保健・医療・介護・福祉等の連携強化を図り、高齢者が人生の最期を過ごす場を選択し、住み慣れた地域において継続して在宅生活を送ることができる環境の整備を目指します。また、地域住民に医療と介護サービスについての理解を深めてもらえるよう、情報提供を行うとともに、関係機関との連携強化に努めます。

(1) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で、自らが望む暮らしを続けることができるよう、在宅に関する医療機関と介護サービス事業者等関係者の連携強化を推進し、以下の(ア)から(ク)の事業を実施してきました。本市では、「地域ケア推進実務者連絡協議会」など既存の連携体制を活用しながら、医療・介護関係者を対象とした多職種連携の研修の継続・充実をはじめ、在宅医療・介護連携のための取り組みを拡充していきます。

(ア) 地域の医療・介護の資源の把握

地域包括支援センターが、地域の保健・医療・福祉・介護等の各関係機関や地域団体との連携により蓄積された情報を把握・整理し、インターネットを活用した情報発信を行っていきます。また、医師会や歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーション連絡会等の所在地等の情報を掲載した冊子を定期的に作成し、配布していきます。

(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

在宅における看取りや意思決定支援等の保健・医療・介護・福祉の各関係機関が抱える地域の様々な課題について、医師会との在宅医療・介護連携の事務局会議や、医療・介護の職能団体等で構成する「地域ケア推進実務者連絡協議会」で横断的に議論することで、ネットワーク機能の強化を図ります。また、認知症施策や多職種連携研修等の取り組みについて迅速かつ重点的な検討を行えるよう、「地域ケア推進実務者連絡協議会」に部会を設置し、柔軟な会議体の運営を行っていきます。

(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

関係部署による会議等において情報共有及び課題検討を行うとともに、在宅医療コーディネーターによる在宅医療と介護の提供体制の構築に向けた取組みを検討していきます。

(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

地域包括支援センターによる病院・病棟への出前講座や病院懇談会・待合室懇談会等において、医療と介護関係者の円滑な連携に向けた情報共有を引き続き行います。また、連携のためのガイドラインや、医療・介護関係者向けの資源集について、定期的な内容更新等を行い、有効な情報が共有できるように努めます。

(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

枚方市医師会の協力により推薦された各圏域の「地域包括支援センター協力医療機関」と地域包括支援センターの連携を継続していきます。また、介護保険サービスだけでなく、様々な地域資源の利用も踏まえた総合的なケアマネジメントを行う介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する在宅医療や訪問看護に関する相談や情報提供の支援強化として、医療・介護専門職向けの在宅医療・介護連携支援電話相談窓口の拡充を検討していきます。

(カ) 医療・介護関係者の研修

地域包括支援センターを事務局とした多職種連携研究会を圏域単位等で開催し、医療・介護関係者の「顔の見える関係」を構築するとともに、地域課題の抽出や検討を行います。また、看取りや認知症、在宅医療等における多職種連携をテーマにした医療・介護関係者の研修やリーフレットの作成・配布を庁内関連部署、関係機関と協働して実施し、在宅医療・介護関係者の円滑な連携に向けた取組みを行っていきます。

(キ) 地域住民への普及啓発

地域住民が自ら人生の最期を過ごす場を選択できるように、在宅における看取りや意思決定に関する講座を開催し、リーフレットによる普及啓発を行っていきます。

(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

近隣市町村との情報交換を密にし、連携を強化していきます。

■在宅医療・介護連携の推進にかかる取組み目標

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア推進議会実務者連絡協議会	開催回数	1	1	1
（部会）認知症初期集中支援チーム 検討部会	開催回数	1	1	1
（部会）多職種連携検討部会	開催回数	12	12	12
多職種連携研究会	開催回数	10	10	10

（2）自立支援の取組みの推進

高齢者の個々の課題解決に向けたケアマネジメントの質の向上や自立支援の体制づくりを図るため、医療や介護の多職種の専門職による「自立支援型地域ケア会議」を引き続き開催し、個別課題から地域課題の抽出や対応策の検討を行います。

■自立支援の推進にかかる取組み目標

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立支援型地域ケア会議	開催回数	65	65	65

2. 認知症支援策の推進

高齢化率の上昇とともに、認知症高齢者の人口増加が予測されています。認知症高齢者が地域の中で尊厳と希望をもち、認知症になっても可能な限り自立した生活を維持し、安心して暮らせるよう、新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略：平成27年1月策定）に基づき、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供が図れるよう、認知症についての理解を深めるための取組みや、認知症高齢者やその家族のニーズに沿った支援、地域の見守り体制の構築を行ってきました。

「高齢者の健康づくり等に関する実態調査」によると、「認知症の人が地域で暮らすためには、どのようなことが必要だと思いますか」という設問に対して、「認知症についての正しい知識を普及するための啓発活動」「認知症についての正しい知識を持った支援者の養成」と答えた方は合わせて80.3%でした。なお、「認知症について知っていることがありますか」という設問に対しては、「認知症になっても辛かったことや悲しかったことの感情は覚えている」と回答した方は21.6%と、他の回答と比較して認知度が低い項目がありました。また「普段の生活の中で、認知症に関して不安を感じたことはありますか」という設問に対して、「物忘れが増えたなどの不安があるものの、問題なく生活している」「医師の受診はしていないが、不安に思う症状があり、生活に支障がある」の合計は38.8%となっていました。

これを踏まえ、さらなる認知症施策の推進に向けて、認知症施策推進関係閣僚会議（令和元年6月18日策定）においてとりまとめられた「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症の人ができる限り自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の本人や家族の視点を取り入れながら、認知症に関する正しい知識の普及と予防を含めた認知症への「備え」や早期発見・早期支援の取組みを行っていきます。

（1）認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

① 認知症サポーターの養成

本市は、平成18年度からキャラバン・メイトの養成と認知症サポーター養成講座を開催しています。

今後も小・中学校や民間企業において講座を開催することで、認知症を理解し、認知症の人や家族を見守るサポーターの養成を推進します。

「高齢者の健康づくり等に関する実態調査」によると、「あなたができそうなこと」という設問で「近隣や地域での見守り」と答えた方は53%、「認知症の人・家族の話し相手になる」と答えた方は24.7%でした。これを踏まえ、認知症サポーターフ

オローアップ研修を行い、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向け、様々な場面でサポーターが活動できるよう支援していきます。

② 小・中学生に対する認知症の理解促進

地域全体で認知症の高齢者を支えるためには、小・中学生に対して、認知症についての理解を促進していくことも必要です。引き続き、認知症の人や家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」養成講座を小・中学校で開催していきます。

■認知症支援策の推進にかかる取組み目標

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター養成講座	養成数(人：累計)	26,500	28,000	29,500

(2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

① 認知症ケアパスの配布

認知症高齢者やその家族が安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいのか、認知症の状態に応じた適切な介護サービスや医療の提供の流れなどの情報提供に努めます。

② 認知症初期集中支援チーム

認知症の初期の段階で医療と介護との連携のもと、認知症の人や家族に対して個別の訪問を行い、その人らしい地域での暮らしが継続できるよう支援していきます。

③ 認知症地域支援推進員の配置

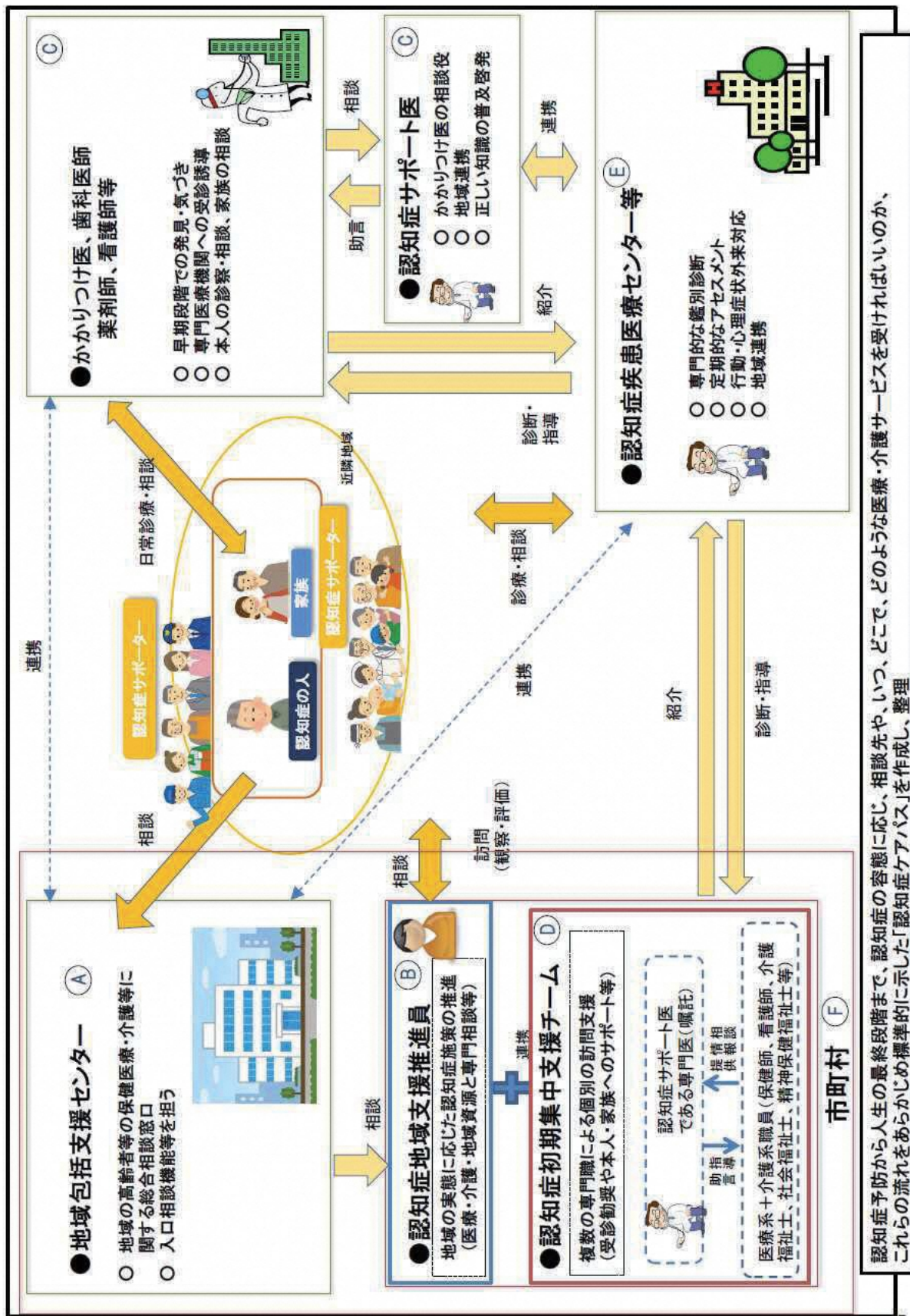
認知症に関する理解を深め、支援のネットワークを構築するとともに、各圏域において認知症の人やその家族を支援する相談業務を行うため、認知症地域支援推進員を配置し、認知症高齢者の支援体制の充実を図ります。

④ 良質な介護を担う人材の確保

大阪府などと連携を図りながら、介護保険事業者に対して、認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修などに関する情報提供を行っていきます。

在宅医療・介護連携推進事業における医療と介護の専門職を対象に、認知症や意思決定支援に関する研修を開催します。

【認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の連携 イメージ図】



認知症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示した「認知症ケアパス」を作成し、整理

※厚生労働省 社会保障審議会 介護保険部会（第78回）会議資料をもとに作成

(3) 認知症の人の介護者への支援

① 認知症カフェ

認知症カフェは、認知症本人と家族や支援者・地域住民が集い、認知症に関する地域拠点として情報共有や交流をする場であり、認知症本人にとっては持てる能力を発揮した役割がある場所になります。

認知症本人や家族からの発信支援につながる場所として、当事者のニーズ把握や発信を支援していきます。また、地域における認知症カフェの設立及び開催継続のための運営団体への支援を行うとともに、登録団体の情報を、市ホームページや地域包括支援センター等を通して、地域住民への提供に努めます。

② 家族介護支援事業

介護方法や要介護状態の悪化予防、介護者の健康づくり等についての知識及び技術を習得する場や、また、介護者同士の交流や情報交換を目的とした地域の介護保険事業所等による介護教室等の開催状況、認知症の人及びその介護者が集う認知症カフェ等の取組みを把握するとともに、情報発信のためのWebシステム（介護保険サービス情報のほか、医療機関や地域資源に関する情報を発信）や地域包括支援センター等の個別相談支援等にて情報提供を行っていきます。

③ 徘徊高齢者家族支援事業

認知症高齢者の介護は負担が大きく、徘徊への対応による精神的・身体的負担は大変なものがあります。市では、家族への支援として、位置探索システムを活用してきましたが、認知症高齢者が外出時に機器を持つこと自体が困難であるなどの課題により見直しを行い、平成31年よりステッカー記載のフリーダイヤルを通じて個人情報保護した状態で通話できる「みまもりあいステッカー」の利用申込にかかる事務手続きの代行及び入会金・初年度の年間利用料の補助を開始しました。

地域の見守り体制の構築とあわせ、今後は、認知症だけではなく、健康上の不安等がある市民が、簡易かつ効果的に利用でき、事前登録をした緊急連絡先へ迅速に連絡が行えるような支援方法を引き続き検討していきます。

(4) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

① 枚方市徘徊高齢者（行方不明者）SOSネットワーク事業

本市では、枚方市徘徊高齢者（行方不明者）SOSネットワークを整備することにより、認知症高齢者の行方がわからなくなったときに、ネットワーク協力事業所（枚方市内の介護保険事業所等）による早期発見・保護につなげ、事故などの危険を回避する取組みを行っています。今後も、関係機関との協力・連携を図りながら、事業の充実に努めます。また、ネットワークの拡大を視野に入れながら、運用方法

等を検討し、効果的にネットワークが活用できるよう努めます。

② ひらかた高齢者SOSキーホルダー事業

外出先での緊急時に、速やかな緊急連絡先への連絡を目的とした「高齢者SOSキーホルダー」の周知に努めるとともに、徘徊高齢者の早期発見に向けた効果的な支援方法を検討し、見守り110番協力店舗を増やすなど、地域における見守り体制の推進に向けた取組みを進めていきます。

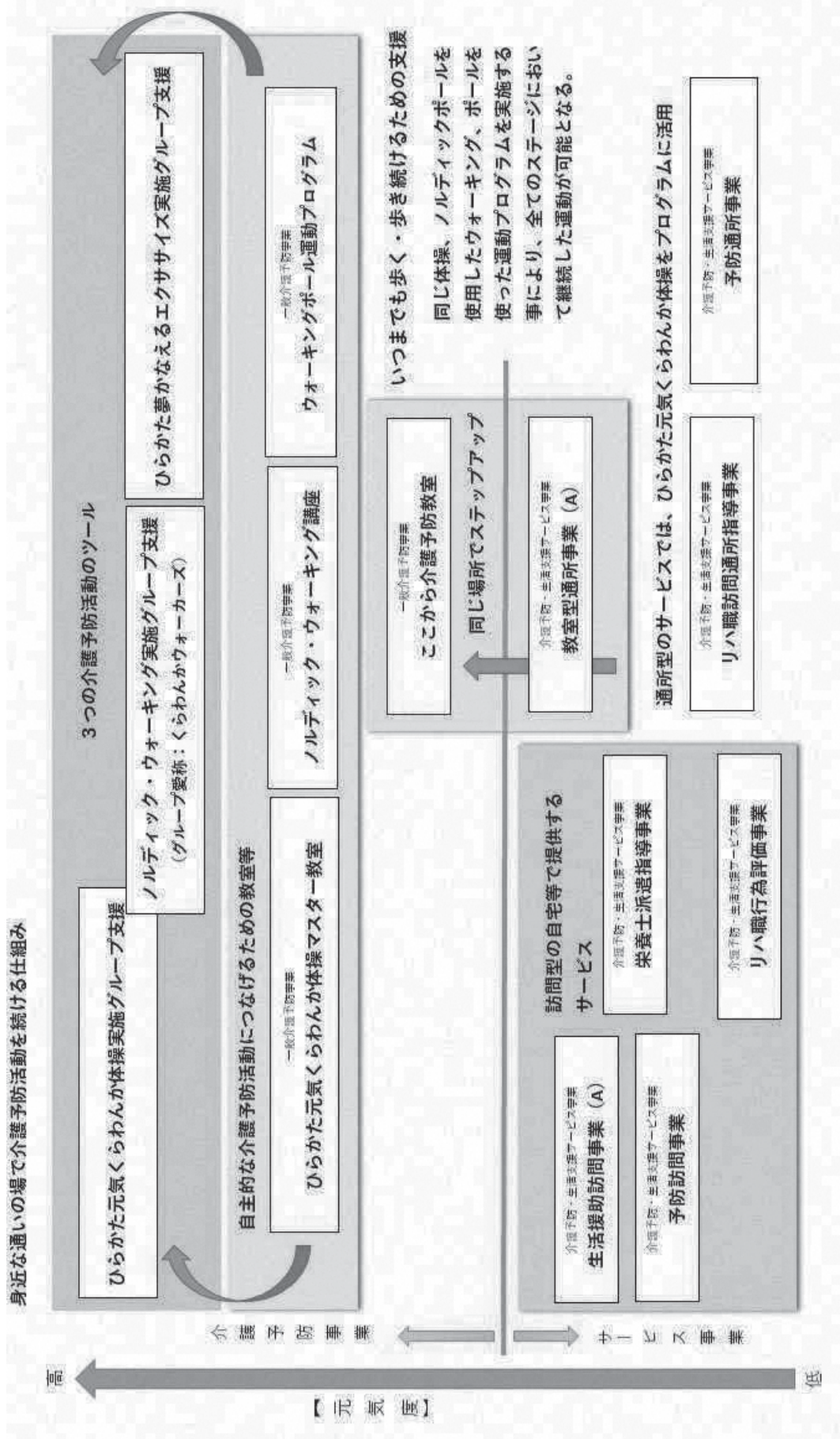
3. 介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進

本市の介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援認定者等を対象に、「高齢者の体力づくり・健康づくり」「高齢者が参加・活躍できるつどいの場」「くらしのサポート」の3つの要素で構成し、いくつになっても「生きがい・居場所・役割があるまち」を目指しています。

そのため、転倒や骨折による膝や腰の痛みなどから支援が必要な状態となった方に心身機能と意欲の向上を働きかけることで、再び元気を取り戻すことができるよう、本市独自のサービスを創設し、従来の訪問通所の予防給付に相当するサービスを、疾患の進行等による身体機能の低下を緩やかにするための専門職による効果的な支援として位置づけました。

今後も、定期的にサービスの提供状況やケアプランの分析及び評価を行い、事業内容の充実と見直しを図り、効率的かつ効果的な事業内容となるよう努めます。

【総合事業の事業全体の概要 イメージ図】



【本市の介護予防・日常生活支援総合事業（令和3年3月現在）】

介護予防・生活支援サービス事業	訪問型	予防訪問事業【指定】	介護予防訪問介護と同じ内容の現行相当サービス。専門職（訪問介護員等）による身体介護と生活支援サービス。
		生活援助訪問事業【指定】	市の養成研修を修了した生活支援員による生活支援サービス。
		活動移動支援事業【補助】	活動・参加場所までの徒歩（公共交通機関の利用を含む）での移動支援等サービス。
		通院等移動支援事業【補助】	専門職（訪問介護員等）による、通院等の屋内外における移動等の介助を行うサービス。
	通所型	予防通所事業【指定】	介護予防通所介護と同じ内容の現行相当サービス。通所介護施設に通い、日常生活の支援と機能訓練を行うサービス。
		教室型通所事業【委託】	スポーツ施設に通い、機能訓練に取り組むことで外出と身体を動かすことの習慣化を目的としたサービス。
	その他	リハ職訪問通所指導事業【委託】	商業施設等で集団での機能訓練を行い、買い物などの生活機能の向上も含めた通いのリハビリ教室と訪問指導を行うサービス。
		リハ職行為評価事業【委託】	リハビリテーション専門職が居宅等を訪問し、動作や行為の評価を行い、目標達成に向けた支援の方向性等の助言を行うサービス。
		栄養士派遣指導事業【委託】	栄養士が居宅等を訪問し、規則正しくバランス良く食事をとることや、食材や惣菜の選び方など食に関する支援を行うサービス。
	一般介護予防事業	介護予防把握事業	
介護予防普及啓発事業		介護予防や健康づくりに対する意識を高め、心身機能の維持・向上を目指すために、参加しやすい身近な場所で教室やひらかた元気くらわんか体操の出前講座等を行うなど普及啓発を行う事業。	
地域介護予防活動支援事業		地域において健康づくりや仲間づくりを推進し、ひらかた元気くらわんか体操やノルディック・ウォーキング等の自主的な活動の支援と、リーダーとなる人材の養成等を行う事業。	
一般介護予防事業評価事業		介護予防の目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から介護予防・日常生活支援総合事業全体を評価する事業。	
地域リハビリテーション活動支援事業		リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が行う地域ケア会議での助言や、ひらかた元気くらわんか体操やひらかた夢かなえるエクササイズの自主グループ等への介護予防の取組みを総合的に支援する事業。	

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の効果測定

利用者一人ひとりの将来像や状態像に基づき、それぞれが願う「自立」を目指す支援を行うため、従来の予防訪問介護と予防通所介護に加え、創設した本市独自のサービス事業については、効果を分析・検証しながら、適宜、事業内容の見直しを行っていきます。

■介護予防・生活支援サービス事業にかかる取組み目標

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
リハ職訪問通所指導事業利用者の状態改善率	90%	90%	90%

(2) 介護予防・生活支援サービスの基盤整備

支援が必要な状態になっても社会参加や社会的役割を担うことが生きがいつくりにつながるものであることから、自立を目指した支援を行うためのサービス事業を整備するとともに、自主的に継続できる介護予防の取組みなど、介護予防事業と一体的に提供できる体制の構築を進めます。

また、「元気づくり・地域づくりプロジェクト」の推進など、地域住民による支え合いや助け合いの地域づくりを支援していきます。

さらに、交通担当部門と連携しながら、誰もが移動しやすい環境を整えることで、外出の機会の増加による健康増進を図ります。

4. 介護予防と健康づくりの取組みの推進

介護予防事業は、「介護予防把握事業」「介護予防普及啓発事業」「地域介護予防活動支援事業」「一般介護予防事業評価事業」「地域リハビリテーション活動支援事業」の5つの事業を、人と人とのつながりで作る地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状態等によって分け隔てることなく、リハビリテーション専門職の関わりによる自立支援や住民主体の介護予防の取組みの支援に重点をおき、実施していきます。

また、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減のため、「心身機能」「活動」「参加」の3つの要素にバランスよく働きかけることが重要であることから、リハビリテーションサービス提供体制に留意しながら、地域や家庭の中で生きがいや役割を持って生活することができるよう支援していきます。

一人ひとりがいきいきと活動することが介護予防や健康づくりにつながります。「高齢者の健康づくり等に関する実態調査」の調査結果では、健康によりいいからという理由で働いている人が47.7%、生きがいや楽しみを感じることで、家族や友人と食事をとることが49.6%、仲間と行う趣味や娯楽の活動が39.2%と多く、今後やってみたいと思われる活動も、仲間と行う趣味や娯楽の活動が32.5%となっています。働きたい人には「就労等」、人とつながりたい人、話がしたい人には「参加できる場所」、仲間と一緒に活動したい人には「活動・仲間づくり」など、様々な仕組みをつくることで、生きがいや役割ができ、それぞれの願う人生につながっていきます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響も考慮しながら健康を維持していくことは大変重要であり、必要に応じてICTの活用なども図りながら介護予防の取組みを進めるとともに、介護予防事業のみならず、様々な事業を実施し、高齢者がいきいきと活動できる仕組みづくりに取り組みます。

(1) リハビリテーション専門職の関わりによる自立支援

リハビリテーション専門職の関与により、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減に引き続き取り組んでいきます。

また、「介護予防」のみならず、自立支援に向けたケアマネジメントを支援し、たとえ要介護状態になった場合でも、生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを引き続き推進していきます。

(2) 住民主体の介護予防の取組みの支援

健康づくり・介護予防の取組みは、日々の暮らしの中で身体を動かすこと、意識

的に運動量を増やし、続けることに意味があります。身近な地域の中で自主的な介護予防の取組みを継続することができる仕組みとして、枚方オリジナル体操である「ひらかた体操」と高齢者になじみのある「ラジオ体操第1」、転倒予防を目的に作成された「ロコモ体操」を組み合わせて、「ひらかた元気くらわんか体操」を制作しました。

平成27年度にモデル事業として住民グループによる自主的な取組みの支援を開始し、平成28年度からの「ひらかた元気くらわんか体操」の普及とあわせて、グループの拡充を目指し、継続支援の取組みの充実や体操普及員の養成など、様々なサポート体制を引き続き推進します。

令和2年度から、「くらわんかウォークス」と称する住民グループによる自主的なノルディック・ウォーキングの取組みに対する支援を開始しており、今後はグループの拡充を目指し、取組みにかかる継続的な支援の充実など、様々なサポート体制を引き続き推進します。

令和2年度に制作した「ひらかた夢かなえるエクササイズ」について、地域での普及展開を図り、住民グループによる自主的な取組みの支援を開始します。

地域の身近な場所に身体を動かす場所があり、人が集まることで閉じこもりを予防し、人とのつながりから自身の豊かな知識、経験、技能を活用した社会貢献活動への参加につなげていける、住民主体の介護予防の取組みをさらに支援していきます。

■介護予防と健康づくりの推進にかかる取組み目標

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ひらかた元気くらわんか体操	実施グループ数	300	310	320
ノルディック・ウォーキング	実施グループ数	50	100	150
ひらかた夢かなえるエクササイズ	実施グループ数	—	50	100

(3) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

関係者のネットワークなど地域の実情に応じて収集した情報、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施にかかる事業により収集した情報等を活用することで、閉じこもり等で何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防活動へつなげていきます。

② 介護予防普及啓発事業

介護予防や健康づくりに対する意識を高め、心身機能の維持・向上を目指すために、参加しやすい身近な場所で地域包括支援センターが企画する「元気はつらつ健

康づくり事業」など、様々な事業を引き続き実施します。

介護予防や健康づくりに関する基本的な知識を普及することで、市民自らがその重要性に気づき、積極的に学び、取り組むきっかけとなり、さらに主体的に継続した取り組みができるよう、「高齢者健康づくりプロジェクト」や健康講座、介護予防や健康づくりに無関心な高齢者への効果的なアプローチ「健活フェスタ」、健康相談、有識者による講演会を引き続き開催します。

また、介護予防・生活支援サービス事業の利用により状態が改善し、支援がなくなつた方の継続した介護予防や健康づくり、外出の習慣化を目的とする講座や教室を開催し、年齢や心身の状態等に関わらず、健康に対する意識の変化や行動変容につながる支援に引き続き取り組んでいきます。

③ 地域介護予防活動支援事業

地域において健康づくりや仲間づくりを推進し、自主的に活動を行うことができるよう、リーダーとなる人材を養成・支援するための講座等を継続して実施していきます。

ひらかた元気くらわんか体操の実施グループの活動スタート支援やノルディック・ウォーキングの実施グループ「くらわんかウォーカーズ」の活動支援など、自主的な活動のサポート体制の継続と、高齢者が研修を受講したのち、サポーター活動を実施することで、自身の介護予防に努める仕組みづくり、地域の介護力の向上や助け合いの体制づくりなど、心豊かな地域社会を目指し、引き続き支援を行っていきます。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、地域における住民主体の介護予防の活動を支援することで、「心身機能」「活動」「参加」それぞれの要素にバランスよくアプローチすることができ、要介護状態になつても参加し続けることのできる場とすることができるため、ひらかた元気くらわんか体操等の実施グループへの効果測定や体操指導等の継続支援、さらなる活動支援に向けた動機づけやグループ同士の交流や支え合い活動に発展するよう交流会等を今後も開催します。

(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

これまで生活習慣病対策・フレイル対策としての保健事業（医療保険）と介護予防（介護保険）が制度ごとに実施されていたものの、保険者としての機能をいかに発揮し、住み慣れた地域での活動や医療、介護等のサービスに高齢者を適切につなげるため、各々の制度における役割を明確にした仕組みにおいて、高齢者の特性を踏まえた健康支援に関する事業を実施していきます。

そのため、医療専門職が地域における事業全体のコーディネーターとして国保データベース（KDB）を活用したデータ分析を行い、高齢者の健康課題を把握すると同時に、地域ケア会議で把握した地域課題とあわせ、高齢者一人ひとりへのフレイル予防等の健康支援及び通いの場の地域のグループ活動の支援を実施することで、地域全体で高齢者を支える地域づくり・まちづくりに努めます。

（5）通いの場の活動支援

高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした暮らしを送ることができるよう、自由に集い、交流することを通じて閉じこもり等を防ぎ、高齢者の社会参加、生きがいづくり、介護予防の促進を図るため、高齢者居場所や街かどデイハウス等の通いの場の運営団体の支援を引き続き推進していきます。

また、国は通いの場に参加する高齢者の割合を2025年（令和7年）までに8%とすることを目指していますが、本市においてはすでに8%の参加率を達成しているため、高齢者人口が増加する中で8%の参加率の維持を目指します。

■取組み目標

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通いの場への参加率	8%	8%	8%

（6）有償ボランティアの活動支援

地域で暮らす高齢者の社会参加及び求められる援助や趣味・創作・交流活動を通じた役割を果たすボランティア活動を支援することで、自らの介護予防や健康維持を図ります。

市が実施する新任サポーター養成研修を受講してサポーター登録をした者が、市内の介護保険施設等において自発的なボランティア活動を行うことにより、活動に応じたポイントを受け取ることができる介護予防ポイント事業を実施することで、意欲ある高齢者を支援しています。

また、ボランティアの養成とあわせて、受入れ先となる介護保険施設等の活動の場の拡充や住民同士の助け合い活動等の体制構築を検討するなど、引き続き元気な高齢者の社会参加の支援に取り組みます。

5. 地域支え合い体制の整備

地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制を整備するため、地域住民が主体となって地域の課題を自分のこととして捉え、地域の中で受け止め、支援体制の構築に向け取り組むことが重要です。高齢者の課題解決のための協議やネットワーク化など、地域住民や関係者の持つ豊かな経験や知識を活かすことができるよう、小学校区を単位とする「元気づくり・地域づくりプロジェクト」（第2層生活支援コーディネーター・第2層協議体の取組み）を支援していきます。

また、地域の課題を市全体の見地から検討し、「元気づくり・地域づくりプロジェクト」の取組みを支援するため、第1層協議体の運営を行います。

第8期計画の策定にあたり、高齢者を対象に実施した実態調査で、高齢者相互の生活支援活動への参加意向の問いに対し、「してみたい」「必要があればしてみたい」「してみたいが、時間的制約等のためできない」との肯定的な意向や関心を示す回答が約68%と、第7期計画の実態調査より3ポイント上昇し、高齢者自身の支え合いについての意識が向上しています。今後も引き続き、市内45の小学校区ごとに生活支援体制の整備を図るとともに、高齢者がより身近な地域で支え合いや助け合いの活動を通じ、いきいきと生活できる体制を構築していきます。

（1）第1層協議体の運営

高齢者が就労を通じて社会貢献ができるよう、就労支援を目的とした生活援助訪問事業等の介護予防・生活支援サービス事業に対する意見交換や、高齢者が社会の重要な一員として過ごせる機会を確保し、介護予防事業の取組みを充実させるための検討を行うなど、「定期的な情報の共有・連携強化の場」「元気づくり・地域づくりプロジェクトの支援の場」として、第1層協議体を今後も適切に運営していきます。

■地域支え合い体制の整備にかかる取組み目標

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1層協議体による会議	開催回数	3	3	3

(2) 元気づくり・地域づくり会議、コーディネーター（第2層協議体、第2層生活支援コーディネーター）の活動支援の体制整備

高齢者がいきいきと安心して暮らすため、地域に必要な仕組み・場所・活動などを地域のニーズに基づいて創り出す仕組みとして、小学校区を単位とした主体的な取組みである元気づくり・地域づくり会議（第2層協議体）の設置運営、元気づくり・地域づくりコーディネーターによる課題を解決するための様々な企画・立案内容の検討など、住民主導のもとに取組みが推進できるよう、地域とともに考え、効果的に支援できる協働体制の充実強化に引き続き努めます。

■地域支え合い体制の整備にかかる取組み目標

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
元気づくり・地域づくりコーディネーター配置校区数	42	43	44

(3) 第3層生活支援コーディネーターの支援体制整備

介護が必要な高齢者の生活や環境など、その人が属する地域全体に着目し、介護保険サービスなどの公的サービスの調整等にとどまらず、安心して暮らし続けるため、地域住民とつながりを絶つことなく、地域の中での生きがいや役割を見つけ、「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」を確立するため、介護支援専門員を第3層生活支援コーディネーターとして位置づけ、地域包括支援センターが養成研修を実施します。

また、枚方市介護支援専門員連絡協議会と連携して地域の資源を把握し、地域の課題の抽出や意見交換など、様々な第3層生活支援コーディネーターの支援体制を引き続き整備していきます。

6. 高齢者の多様なニーズに対応する生活支援サービスの提供

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、多様なニーズに対応する生活支援サービスが不可欠です。介護保険の対象とならない生活支援サービスを引き続き提供することによって、高齢者の地域での生活を支援します。

(1) 緊急通報体制整備事業

ひとり暮らし高齢者の在宅生活の見守りのために、緊急通報装置を設置します。また、鍵を保管し、深夜帯等に急な手助けが必要になった際に、預かった鍵で開錠の上、支援を行うなど、ひとり暮らし高齢者等が自宅で安心して暮らし続けることのできる環境づくりを進めていきます。

(2) ひとり暮らしの方への定期連絡

ひとり暮らしの高齢者で、近所に身寄りの方がおられないなどの理由により安否確認が必要な方と定期的に連絡をとることにより、安否確認を行うだけでなく、生活上の様々な相談に応じていきます。

(3) 介護用品支給事業

紙おむつなどの介護用品を現物で支給（配達）することで、要介護高齢者や介護者の身体的・経済的負担の軽減を図り、在宅生活を支援していきます。

(4) 訪問理美容事業

理髪店や美容院に出向くことが困難な高齢者に対し、居宅で理美容サービスを受ける場合の訪問出張費を市が負担することにより、当該高齢者の保健衛生の向上を図ります。

(5) 高齢者福祉タクシー基本料金補助事業

寝たきり高齢者の外出にかかる経済的負担の軽減及び日常生活の利便等を図るため、福祉タクシーの基本料金を補助するための利用券を発行します。

第7章 地域包括支援センターの機能強化

施策の基本方針

「生活支援・福祉サービス」、「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・介護予防」を包括的かつ継続的に提供する地域包括ケアシステムを構築するためには、日常生活圏域ごとの課題やニーズを的確に把握し、各地域の地域資源の状況などを踏まえた上で、地域の特性に応じた基盤整備などを行っていくことが必要です。

これまで地域包括支援センターは、積極的に地域に出向くことにより、地域の関係機関や民生委員、自治会などとの連携強化に取り組み、地域包括ケアの基盤構築を進めてきました。

介護保険制度の改正により、平成27年度以降、順次、多様な主体による配食や見守り等の生活支援サービスの提供を推進することが規定されました。また、医療を必要とする高齢者が在宅生活を続けるために必要となる「在宅医療と介護の連携」や、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療機関や地域の介護サービス事業者と地域の支援機関をつなぐ連携支援、認知症高齢者とその家族を支援する相談業務等を行う「認知症施策の推進」、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進等が地域包括ケアシステムの中に盛り込まれました。

このように、高齢者の地域での在宅生活を支える体制の充実が求められる中、地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム構築に向けた中核的な機関として、その役割はより重要なものとなっています。

今後の高齢化の進展等に伴って増加するニーズに対応するため、多様化・複雑化する業務を適切に遂行し、総合的な相談・調整機能を果たすことができるよう、運営体制の強化や職員のスキルアップなど、機能強化に向けた取組みを行っていきます。

1. 「地域包括支援センター事業計画」の策定及び事業評価

各地域包括支援センターでは、地域包括支援センターの設置及び運営に関する目標や地域課題・地域住民に対する役割について、活動内容を記載した事業計画を策定し、計画的な運営による業務の効率化を行っています。

事業計画に基づき効果的なセンター運営を行いながら、継続的に安定した事業を実施していくため、地域包括支援センター自らがその取組みを振り返ることができるよう、自己評価の実施とともに、市が実地指導等を通して運営や活動に対する点検と評価を行っています。点検・評価の内容は、枚方市地域包括支援センター運営等審議会に報告し、地域包括支援センター運営の充実を図ります。

2. 地域包括支援センターの役割分担と機能強化

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターと市の連携強化と、役割分担を効果的に行っていきます。

市の役割は、地域包括支援センター間の総合調整や他機関との連携体制の調整、後方支援、全体のとりまとめを担うことであり、法令等に定められた事務を効果的に実施するため、迅速な情報の提供と共有に努めます。また、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談支援の整備とあり方について検討していきます。

13 の地域包括支援センターは、日常生活圏域における委託型センターとしての役割を担います。各センターは、高齢者を支援する中核機関として、担当する地域の特性を考慮し、柔軟かつ有効に地域包括ケアシステムを機能させるため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職がその知識や技能を活かしてチームで活動し、地域住民とともに地域のネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネートを引き続き行っていきます。

また、地域包括支援センターが課題の解決能力や資源開発能力を高められるよう、地域課題の明確化に努めるとともに、市と地域包括支援センター間や、地域包括支援センター同士の連携を強化し、地域ケア会議の効果的な活用を図ります。

3. 機能強化のための体制整備と資質の向上

多様化、複雑化する業務への適切な対応、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援体制整備」などの課題に取り組むため、地域包括支援センターの体制整備や職員のスキルアップに対する支援を行っていきます。また、安定的なセンター運営が図れるよう、引き続き複数年度の委託契約を行います。

(1) 3職種の専門性が十分発揮できる人員体制

地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がその専門性を十分に発揮できるよう、適正な人員配置に努めます。

また、認知症施策の推進に向けて、認知症地域支援推進員を各センターに引き続き配置し、市との連携強化を図ります。加えて、3職種以外に管理者や事務職の配置を行ってきましたが、地域づくりや地域課題の対応に向けて、効果的な専門職の配置や体制のあり方を検討していきます。

(2) 職員のスキルアップ

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、地域包括支援センターへの相談内容も多様化、複雑化していることから、地域包括支援センター職員のスキルアップや実践力の向上を図ることが重要です。そのため、自己研鑽はもとより、必要に応じて外部の研修などに参加する機会を公平に設け、それらの研修で得た知識や技術をチームで共有するなど、各地域包括支援センターとして人材育成のシステムを構築しています。

市においても、最新の情報の提供や包括的な支援体制によるバックアップの体制を強化しながら、地域包括支援センター職員のスキルアップを支援していきます。

4. ケアマネジメント力の向上

高齢者に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を目的とする地域ケア会議を定期的で開催し、「個別課題の解決」「地域支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策形成」の取組みを進めていきます。

また、地域ケア会議の開催及び地域課題の解決に向けた検討には医療関係者をはじめとする多職種による協議が不可欠であるため、医師会や歯科医師会、薬剤師会とのさらなる連携強化に努めます。

(1) 地域ケア会議の充実

地域のネットワークを構築するため、個別の課題解決や地域の課題把握、政策形成、地域資源開発等につなげる役割を持つ「地域ケア会議」は、市内13か所の地域包括支援センターが主体となって開催しています。

地域包括支援センターでは、それぞれの地域の特性や課題にきめ細かく対応するため、個別ケースの支援内容を検討し、その課題を解決する過程を通じて地域の課題を把握し、さらなる問題解決に向けた関係機関の連絡調整を図り、必要な地域づくり・資源開発・政策形成につなげていきます。そのため、地域包括支援センターでは、小学校区単位や担当地域（日常生活圏域）単位での地域ケア会議も引き続き開催していきます。

また、各圏域の地域ケア会議で把握した共通課題については、市全域を対象とした「地域ケア推進会議」として、第1層協議体や認知症初期集中支援チーム検討部会、多職種連携検討部会、多職種連携研究会等で議題とするなど、地域課題の解決に向け検討していくシステムの構築を図ります。

(2) 三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）との連携強化

枚方市医師会の協力により推薦された圏域ごとの「地域包括支援センター協力医療機関」を中心に、各医療機関との連携を強化することで、入退院時の速やかな支援や地域における円滑な医療・介護サービスの提供を目指します。また、医療コーディネーター（医師会委託）による在宅看取り等に関する講座や、地域包括支援センターによる多職種研修会の企画参入を通して連携を強化するとともに、「医療・介護の専門職への連携支援電話相談窓口」の設置を進めていきます。

さらに、高齢者の健康と生活の質を維持するために重要な歯・口腔の健康を守る取組みを行っている歯科医師会、在宅で医薬品を使用する際の服薬管理や服薬指導を行う薬剤師会との意見交換や情報交換を通じて、連携の強化を図ります。

5. 日常生活圏域における情報の収集と発信

住み慣れた地域で安心して健康に暮らし続けるためには、介護保険サービスのみならず、地域団体の活動や宅配サービスなど、民間事業者の活動をはじめとする地域資源の情報が適切に提供されなければなりません。

地域包括支援センターが、地域の保健・医療・福祉・介護等の各関係機関や地域団体との連携により蓄積された情報を整理し、健康と生きがいづくりのきっかけとなる情報や、高齢者が安心して地域で生活していくために必要となる情報の発信拠点として、情報提供を行います。また、インターネット等の媒体を活用して、積極的な情報発信に努めます。

6. 他の相談支援センターとの連携の強化

地域包括支援センターに寄せられる相談内容は、複雑かつ多様化する傾向にあります。これらの相談に、より適切な対応をするためには、市内各地域に設置されている他の相談支援センターとの連携が重要となります。いきいきネット相談支援センターや、障害者相談支援センターなどの機関と連携し、相談支援体制を強化していきます。また、地域課題の解決に向けた地域ケア会議での検討を通じ、多職種連動によるネットワーク構築や連携強化に引き続き取り組んでいきます。

さらに、必要な情報等の共有が図れるよう、地域包括支援センター間の横の連携も強化していきます。

第8章 健康でいきいきと安心して暮らせるまちづくりの推進

施策の基本方針

高齢者が培ってきた豊かな知識や経験は、ますます高齢化が進むこれからの地域社会にとって、大きな財産となるものです。その財産を活かし続けるには、高齢者が生きがいを持ちながら、長く健康で暮らし続けることができるまちづくりが必要です。

本市では、市民一人ひとりがいつまでも健康でいきいきと暮らすことができるまちの実現を目指し、第2次枚方市健康増進計画や枚方市歯科口腔保健計画、第3次枚方市食育推進計画に基づき、若年期から生活習慣病の予防や歯科口腔保健と食育の推進など、介護予防に関する意識を高める取組みを行っています。

また、高齢期を迎えても主体的に地域社会に出て活動する機会の創出や、自らの健康を考える動機づけとなる講座の開催などにも取り組んできました。今後も引き続きこれらの取組みを推進し、高齢者が趣味やスポーツ、就業などのほか、ボランティアや地域活動などを通じて、人と人とのつながりを広げ、地域での自分の役割を実感することで生きがいにつながる活動を進めます。

高齢者それぞれの立場や環境の違いによって生きがいは様々であることから、第7期計画に引き続き、第8期計画においても、高齢者の健康づくりや社会参加を促す多様な取組みを行うことで、一人ひとりが生きがいを感じることができるまちづくりに努めます。

1. 若年期からの健康の保持・増進

本市では、健康増進法に基づき平成17年3月に健康づくりを総合的かつ計画的に推進する指針として枚方市健康増進計画「ひらかた みんなで元気計画」（以下「第1次計画」）を策定しました。

現在、いつまでも健康でいきいきと暮らすことのできるまちの実現を目指して平成26年3月に第2次枚方市健康増進計画（以下「第2次計画」）を策定し、平成28年3月には子どもから高齢者までの歯科口腔保健の推進のため枚方市歯科口腔保健計画を、平成30年3月に子どもから大人まで市民一人ひとりが自ら「食」について考え行動することを目的に第3次枚方市食育推進計画を策定し、健康づくりの推進に取り組んでいます。

さらには、平成31年3月に第2次計画と枚方市歯科口腔保健計画の中間評価を実施し、新たな課題や今後の取組方向の確認を行いました。

今後は、中間評価の結果を踏まえ、計画の最終年度である令和5年度に向けて、ライフステージに合わせた「適正体重の維持」を優先課題とし、若年期から生活習慣病を予防するとともに、介護予防に関する意識を高められるよう、世代を問わず積極的に市民同士が交流し、地域のきずなが深められるように支援し、個人が地域活動等に関わっていただけるよう環境整備を進めていきます。

(1) 健康づくりの推進

第2次計画では、健康づくりの取り組むべき3つの基本方向として「健康づくりを支える環境整備」、「生活習慣病の発症及び重症化予防とこころの健康の推進」、「6つの分野（栄養・食生活、身体活動・運動、歯と口腔の健康、喫煙、飲酒、休養・こころの健康）に関する健康づくりの推進」を設定しています。

第2次計画をもとに個人を取り巻く社会環境の整備を行い、健康を支え守るために生活習慣病の発症予防を図り、個人の生活習慣や健康づくりを支援していきます。

将来にわたり健康状態を維持するためには、高齢者だけでなく、若年世代から生活習慣病の予防や食育の推進、要介護状態を招くおそれのある運動器や口腔機能等の低下を防ぐ介護予防に取り組み、市民自らが持つ健康への関心を高めていきます。

(2) こころの健康増進のためのネットワークづくりの推進

大阪精神医療センターなど、市内の精神科医療機関、医師会、保健所の連携を図り、精神疾患の初期段階から適切な相談、支援を行います。具体的には、健康医療都市ひらかたコンソーシアムの中に「こころの健康増進部会」を設置し、精神疾患の正しい知識の普及・啓発を行うとともに、医療機関や福祉関係機関を含めた包括的なネットワークづくりにより、要支援者の早期発見、支援体制の充実を目指します。

(3) 健康診査等（特定健康診査・住民健康診査・各種がん検診）

平成20年4月に「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、健診体制が変更されました。40歳から74歳の人については、医療保険者が加入者に特定健康診査を実施し、75歳以上の後期高齢者については、後期高齢者医療広域連合が健康診査を実施します。40歳未満で健診を受ける機会のない人や40歳以上で医療保険に加入していない人等については、保健センターが住民健康診査を実施します。

また、「枚方市国民健康保険特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健康診査の受診率向上等に向けて、様々な取組みを実施しています。

本市のがん検診や国民健康保険特定健康診査の受診率は全国平均より低い状況ですが、介護予防の観点からも、若年期からの健康づくりがよりよい高齢者の健康づくりへとつながるため、今後も住民健康診査、各種がん検診及び特定健康診査のさらなる受診率向上に向けて対策を検討し、実施していきます。

(4) 健康教育

市民への正しい健康知識の普及により、健康づくりを支援するとともに、疾病の早期発見・早期治療につながるよう、保健センターや各地域の会場で健康教育講座を実施します。また、高齢者の身体特性を考慮した健康教室等を設け、身体機能の改善を図ります。

(5) 健康相談・訪問指導

健康相談では、健康状態に不安を持っている人に対して、保健師、管理栄養士等が相談に応じます。

さらに、訪問指導では、健康づくりの支援や生活習慣病の予防のほか、外出が困難な高齢者を対象に、各地域の担当保健師、理学療法士、作業療法士等が自宅を訪問することで、閉じこもりがちな高齢者の心身の状態を把握するとともに、地域包括支援センターと連携しながら適切な支援を行います。加えて、在宅で介護を行っている家族介護者には、居宅介護のアドバイスや介護者の心のケアを行います。

また、特定健康診査の結果や医療機関の受診情報をもとに、保健師が対象者に電話や訪問による保健指導を実施するとともに、糖尿病性腎症の有病リスク者への生活改善プログラムの提供など、生活習慣病の重症化予防や適切な受診に向けて支援していきます。

2. 地域ぐるみでの健康づくりの推進

これまでも、校区福祉委員会でのいきいきサロンなど、地域の自主組織により様々な取組みがなされており、このような身近な地域で気軽に活動を行えることが継続的な健康づくりにつながります。そのために、世代を問わず積極的に市民同士が交流できる環境を整備することで、地域の仲間とともに活動することができ、さらには地域のきずなが深まることで、互いに健康状態の見守りも行えるようになり、早期にフレイル予防に取り組むことができます。

今後も、地域が主体となる健康づくり・介護予防活動のグループ等の育成・支援を積極的に行っていきます。

(1) いきいきサロン

市内の各小学校区には校区福祉委員会が設置され、校区ごとに取り組む校区福祉活動の中で、地域の高齢者が集う「いきいきサロン」が実施されています。保健センター、社会福祉協議会、校区福祉委員会が連携し、いきいきサロンで高齢者の健康づくり・介護予防の啓発や転倒予防体操、認知症予防プログラム等を実践できる「いきいきサロン健康づくりサポーター」を養成しています。

サポーター等が率先し、地域ぐるみで高齢者の健康の保持、増進に取り組めるよう、校区福祉委員会、社会福祉協議会とともに充実を図ります。

(2) 自主活動への支援

これまで、地域において健康づくりを推進していく健康づくりボランティア（ヘルスメイト・健康リーダー）を育成するとともに、健康づくりボランティア主催事業への支援を行ってきました。

今後も、健康づくりボランティアと協力しながら、市民の健康づくりに関する知識の普及啓発を行い、市民一人ひとりが、充実した、明るく活動的な生活が送れるよう、継続して支援していきます。

3. 高齢者の住まいの安定的な確保

地域包括ケアシステムの構築は、高齢者のニーズに応じた住まいが確保されることが前提となります。できる限り住み慣れた自宅で暮らし続けたいという高齢者の思いに応えるためには、介護保険の住宅改修等を利用した自宅のバリアフリー化や、高齢者にふさわしい構造とサービスが備わった「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」等の多様な住まいの提供も必要であり、大阪府等と連携しながら、住まいに関する情報提供などにより、高齢者が必要な住まいを確保できるよう支援していきます。

(1) 住宅改修制度の適切な運営

介護保険サービスの住宅改修では、介護認定を受けている在宅生活者が実際に居住する住宅について住宅改修（手すりの取り付けや段差解消など）を行ったときに改修費を支給しています。介護保険サービスの利用者負担を含め、費用の上限額は20万円です。

改修については必ず事前申請が必要で、改修業者をはじめ、介護支援専門員等との連携が重要となってきます。そのため、利用者はもとより、改修業者・介護支援専門員等への制度周知を徹底するとともに、住宅改修の効果的な利用のための取り組み（135頁参照）を進めることで、適切なサービス提供に努めます。

(2) サービス付き高齢者向け住宅の情報提供

高齢者が生活するにふさわしい設備やバリアフリー構造を備え、安否確認サービス、生活相談サービスが提供される「サービス付き高齢者向け住宅」について、住宅名や提供されるサービスの種類等の情報提供を引き続き行います。

(3) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質の確保

特定施設入居者生活介護の指定を受けていない令和2年8月時点の有料老人ホームの入居定員総数は1,916人で、サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数は1,148戸となっています。有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が高齢者の多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、適切にサービスが提供されるよう取り組みを進めていきます。

(4) シルバーハウジング生活援助員派遣事業

府営のシルバーハウジングに生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認等を行うことにより、高齢者のひとり暮らしや夫婦世帯などが安心して快適な生活ができるよう支援していきます。

4. 高齢者の人権を尊重する、多様な状況に配慮した支援（権利擁護）

権利擁護とは、適切なサービスや支援につながる方法が見つからないなど、困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活ができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者を支援していくことです。

手段が多様かつ巧妙になり、高齢者の生活を脅かす消費者被害、様々な要因が絡み合って発生する高齢者虐待、判断能力の低下で生活の維持が困難となる認知症高齢者など、自己責任だけでは尊厳ある暮らしを続けられなくなっていく方も増加していくと予測されます。このような中、高齢者の生活の安心と人権を守るため、「広報・普及啓発」「ネットワーク構築」「関係機関の連携」「相談・支援」などの体制整備が必要です。地域包括支援センターが中心となり、地域や関係機関と連携しながら、発生の予防・早期発見から必要な支援に結びつける体制を構築していきます。

（1）地域包括支援センターを核とした高齢者虐待等の通報体制の整備

高齢者虐待等に関する通報は、本市のほか、地域の高齢者総合相談窓口である地域包括支援センターでも受け付けています。

通報に迅速かつ適切に対応するため、地域包括支援センターを中心として地域の介護保険事業所等とのネットワークを構築し、連携を図るとともに、ホームページなどの周知により、通報しやすい体制づくりを強化していきます。

また、虐待を受けている高齢者自身は助けを求めにくい状況におかれていることも多く、高齢者虐待へ早期に対応するため、身近にいる地域住民へ高齢者虐待防止に関する啓発を行い、理解促進を図ることにより、虐待を発見する目を育てていきます。

（2）高齢者虐待防止ネットワークの構築

社会情勢の複雑化、生活様式の多様化等の要因により、高齢者虐待の態様も複雑・多様化しています。本市は、高齢者虐待防止法の対応責任主体として、介護保険法で高齢者虐待の相談・対応機関と位置づけられている地域包括支援センターと円滑な情報共有・協議を行い、かつ、警察署など他機関との連携を図りながら、高齢者虐待への迅速かつ適切な対応を行っていきます。

その一環として、本市では、地域包括支援センターと警察署、介護保険事業所等の関係機関による高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催しています。通報体系の整備やその手法について相互に役割の理解や連携を図るため、より効果的な会議となるよう内容を適宜見直しながら、高齢者虐待事案が通報された際、早期に適切な対応ができるよう、体制を整備していきます。

(3) 高齢者虐待防止の啓発活動

高齢者虐待は、家族の介護に関する悩みや、経済状況などに起因する生活不安などから、身近に起こりうる問題です。早期に適切な支援が行われることが重要である一方で、家庭内の問題であるとして相談などにつながらず、対応が遅れてしまう場合があります。本市では、地域包括支援センターが高齢者の生活に関する総合的な相談窓口となり、早期の相談につなげ、虐待への発展を防止する体制を整備します。

また、セミナーの開催やパンフレットの配布、地域での出前講座、広報ひらかたへの掲載等を通じて、高齢者虐待防止の啓発を推進します。

(4) 施設等における高齢者虐待防止の取組み

施設等の中で起こりうる高齢者虐待を防止するため、今後も介護保険事業者を対象とした集団指導において高齢者虐待防止と通報の義務について説明するなど、高齢者虐待の早期発見と通報先の周知に努めます。

また、地域密着型サービスの運営基準に定められている運営推進会議に地域包括支援センター職員が参加することにより、高齢者虐待や身体拘束の早期発見と、適切な支援ができる体制を構築しています。

地域密着型サービス以外の施設等においては、利用者と介護サービス事業者との「橋渡し役」である介護サービス相談員に対し権利擁護に関する研修を定期的を実施することで、高齢者虐待の早期発見に努めます。

(5) 施設等における身体拘束ゼロに向けた取組み

身体拘束は、介護保険施設等での介護において、要介護者の尊厳を侵害するだけでなく、身体機能の低下を招くおそれがあります。

本市では、施設等に対する集団指導において身体的拘束等の適正化に向けた周知を行い、個別に行う実地指導の際には施設等における取組状況の確認等を行い、利用者やその家族等から身体拘束の疑いに関する報告があった場合には、施設等に身体拘束の必要性を確認の上、対応しています。今後も身体拘束をなくすため、啓発等の取組みを引き続き推進していきます。

(6) 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力の不十分な方の権利を擁護することで、支援を必要とする方が本人らしい生活を送ることができるよう、法的に支援する制度です。

支援を必要とする高齢者は年々増加しており、制度の利用につなげることで安心した生活を送ることができるよう、枚方市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、

権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、支援の必要な人の発見・支援や早期の段階からの相談・対応体制の整備及び意思決定支援・身上保護を重視した支援体制の充実を図ります。

また、親族以外で後見活動を行う第三者後見人の新たな担い手として、一般市民の立場で後見活動を行う市民後見人の養成及び活動支援を行います。

今後、様々な広報・啓発活動を通して、市民や支援関係者等に成年後見制度のさらなる理解と周知を図ります。

(7) いきいきネット相談支援センター

市内4か所にいきいきネット相談支援センターを設置し、コミュニティソーシャルワーカー（地域相談員）による相談支援事業を実施しています。

地域の福祉に関する様々な相談に応じ、困っている人が支援をスムーズに受けられるよう地域の安心ネットワークを構築し、誰もが住みよいまちづくりにつなげるコミュニティソーシャルワーカーとの連携を図ります。

(8) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

大阪府社会福祉協議会では、判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、在宅での日常生活に支援が必要な方の権利擁護を目的として、福祉サービスに関する情報提供、手続きの援助（申込手続きの同伴・代行）、苦情解決制度の利用援助、日常的な金銭管理等のサービスを利用者との利用契約に基づいて実施しています。支援を必要とする高齢者は年々増加しており、本事業の利用を通じて多くの高齢者が地域で安心して生活できるよう、事業実施主体となる枚方市社会福祉協議会と連携し、支援していきます。

(9) 大阪府生活福祉資金・リバースモーゲージ

大阪府社会福祉協議会では、住み慣れた自宅で自立した生活を送れるよう、所有している土地・建物を担保とした生活資金の貸付（リバースモーゲージ）や、その他、低所得者や高齢者世帯等を対象とした福祉資金の貸付を行っています。今後も受付窓口となる枚方市社会福祉協議会と連携し、制度の周知に努めます。

5. 障害者施策との連携

介護保険の対象者については、障害福祉サービスより介護保険サービスの利用が優先されることとなっています。利用者のニーズに応じて適切にサービスが提供されるよう、市職員が制度を十分に理解して窓口対応の連携に努めるとともに、介護支援専門員が制度を十分に理解し、ケアプランを作成できるよう、今後も引き続き研修や情報提供等の支援を行います。

6. 高齢者の社会参加への支援

高齢者が積極的に外出し、地域の活動に参加することは、介護予防や生きがいづくりにもつながります。要支援・要介護認定を受けておられない方を対象として本計画策定にあたり実施した「高齢者の健康づくり等に関する実態調査」において、地域活動への参加状況を尋ねたところ、53.2%の方が何らかの行事や活動に「参加している」と回答している一方、40.4%の方が「参加したことはない」と回答しています。

高齢者の培った豊かな知識、経験、技能は本人にとっても社会にとっても財産であり、このような能力を活用した社会貢献活動は高齢者自身の生きがいにもつながることから、高齢者が一人でも多く社会参加できるよう、場の提供やきっかけづくりを行うことで、地域の活性化を図ります。

(1) 高齢者お出かけ推進事業

高齢者が外出する機会を増やすための後押しやきっかけとなる仕組みとして、令和元年度より高齢者お出かけ推進事業を実施しています。65歳以上の方を対象に「高齢者お出かけ推進手帳」を配付し、介護予防のイベントや各種講座等への参加に対してポイントを付与するもので、貯まったポイントは「ひらかたポイント」や「タクシークーポン」へ交換できます。この仕組みにより、自主的かつ継続的な外出をしていただくことで、介護予防の推進と健康寿命の延伸につなげることを目指します。

(2) ラポールひらかた

ラポールひらかた（総合福社会館）は、福祉活動の拠点として、福祉に関する相

談や情報の収集・提供を行っています。

地域づくり活動の担い手となる人材の育成に向けた講座を開催するなど、地域づくりの推進に向けた支援を行ってきます。

(3) 老人福祉センター（総合福祉センター、楽寿荘）

老人福祉センターは、体操教室など高齢者の健康増進や介護予防につながる活動に広く活用されています。

今後も、総合福祉センターや楽寿荘の利用を通じて、高齢者の自主的な活動を支援していくとともに、より多くの方にご利用いただけるよう、広報ひらかたやホームページを活用した情報発信を行うほか、生きがいづくりや健康づくり、介護予防などを目的とした教養講座等を開催していきます。

7. 老人クラブ活動等への支援

高齢化が進む中、地域の特性を活かしてニーズにあった活動を展開する老人クラブの活動は、生きがいや健康づくりの活動を行うことを通じて、同じ地域の高齢者がつながりを持ったり、声を掛け合ったりすることにより、高齢者の閉じこもりの防止や見守り、災害時の安否確認、避難支援等につながっています。安心して暮らし続けることができる地域づくりの重要な担い手である老人クラブの活動を、今後も引き続き支援していきます。

(1) 老人クラブへの支援

団塊の世代が高齢期を迎え、老人クラブ活動に対するニーズが多様化し、新しい取組みが求められる一方、老人クラブ加入率の低下、役員の高齢化や後継者不足といった問題も深刻になっており、新しい取組みと伝統的な活動をバランスよく取り入れ、様々な年代に魅力的な老人クラブを目指すことが重要になっています。

今後も、健康づくりや介護予防の取組みがより一層積極的に展開されるよう、こうした取組みの地域における重要な担い手として、老人クラブ活動が活性化するよう引き続き支援していきます。

(2) ひとり暮らし老人会活動

校区福祉委員会や民生委員の援助・協力のもと、各校区に「ひとり暮らし老人会」が結成されています。ひとり暮らし高齢者が地域で孤立することなく、地域住民とふれあいを持ちながら生活を送れるよう、引き続き支援していきます。

8. 高齢者の雇用・就業促進

団塊の世代が定年退職を迎えた今、就業を通じた社会参加、社会貢献に高い意欲を持つ高齢者が多くおられます。

そのような高齢者に対し、就業促進につながる講習会を開催し、就業機会を提供するなど、人生で長年培ってきた知識や技能を社会に還元できるよう、就業の場を通じた生きがいづくりを支援していきます。

(1) シルバー人材センター

シルバー人材センターは、臨時的かつ短期的な就業または軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して、就業の機会を提供することで、人生で長年培ってきた知識や技能を社会に還元できるよう、就業の場を通じた生きがいづくりを支援しています。本市は、シルバー人材センターが実施する事業に対する効果的な支援などを通じて、生きがいづくりの促進に努めます。

(2) 地域活性化支援センター

新たな事業の創出を支援するとともに、市内産業の育成と振興を図るため、事業を立ち上げる場合の創業・起業に関する相談や情報提供をはじめ、経営相談、経営支援セミナーなどを通じて、高齢者を含めた市内事業者を支援していきます。

(3) 地域就労支援センター

地域就労支援センターでは、働く意欲がありながら様々な理由で仕事に就くことができない方に対して、就労に関する相談対応や就労に関する講座、セミナーなどを行っており、引き続き働く意欲のある高齢者が仕事に就けるよう支援していきます。

9. 緊急時・災害時における高齢者への支援

近年、地震や台風、豪雨による災害が全国各地で頻発している状況であり、本市においても平成30年6月の大阪府北部地震や同年9月の台風21号により市民生活に甚大な被害をもたらしました。また、令和2年の新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済活動への影響など、いつ起こるかわからない災害等に備え、日ごろの心がけと災害等への備えの知識を持つておくことの重要性はますます高まっています。

感染症発生時において、介護を要する方へのサービスが継続的に提供されるなど、高齢者やその家族の安定的な暮らしを守るため、大阪府等と連携を図りながら、必要な物資の備蓄・調達体制の整備を進めていきます。

また、災害時における高齢者の安全・安心を確保するため、災害対策基本法に基づき、災害時に自力で避難することが困難な要介護3以上の認定を受けている高齢者等の避難行動要支援者の名簿を、本人の同意に基づき作成しています。また、災害時要援護者避難支援事業として、希望する高齢者の申請に基づき、緊急時の連絡先等の情報を登録する災害時要援護者避難支援対象者リストの作成も行っており、各名簿の情報を地域の校区コミュニティ協議会等の団体に提供しています。

今後は、要配慮者の避難支援体制を充実するため、介護保険事業者や地域の関係機関との連携のもと、高齢者の安否確認、避難誘導などが迅速かつ円滑に行えるよう、体制の強化を図ります。

(1) 災害や感染症対策にかかる体制整備

令和2年の大阪府の管理河川にかかる浸水想定区域の見直しに伴い、枚方市防災マップの改定を行い、令和3年度に市民や事業者に対して防災マップの全戸配布を行う予定としており、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を行っていただくなど、災害発生に対する備えの検討を促します。

また、大阪府及び府内市町村の備蓄方針における重要備蓄品に、感染症対策に関するものとして新たに追加されるパーティションやマスク等の品目についても順次配備を行い、介護を要する方へのサービスが継続的に提供されるなど、高齢者やその家族の安定的な暮らしを守るため、災害や感染症に対する必要な物資の備蓄・調達体制の整備を進めるとともに、高齢者福祉施設における感染症発生時には、大阪府や関係機関等と連携を図りながら、適切に対応していきます。

あわせて、校区自主防災組織や避難所派遣職員、施設管理者などの関係機関と連携し、感染症対策を前提とした避難所運営訓練を実施していきます。

(2) 要配慮者への支援

災害対策基本法に基づき、避難支援や安否確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、その基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しています。今後も引き続き、地域防災計画に基づき、平常時から名簿情報を避難支援等関係者（消防・警察・自主防災組織等）へ提供するため、避難行動要支援者本人の同意を得るよう努めます。

また、災害時の避難に支援が必要な方の登録を行うことにより、自力で避難することが困難な高齢者や障害者に対し、円滑に安否の確認や避難の支援が行えるよう、災害時要援護者避難支援対象者リストへの登録を常時受け付けており、今後も引き続き啓発活動に取り組んでいきます。

(3) 福祉避難所の円滑な運営

枚方市地域防災計画に基づき、枚方市立総合福祉会館（ラポールひらかた）及び枚方市総合福祉センター（老人福祉センター）を福祉避難所として指定しているほか、枚方市内の特別養護老人ホームとも福祉避難所の開設にかかる協定を締結しています。また、令和元年度には福祉用具等物資の供給及び要配慮者の福祉避難所への移送のため、民間企業者団体と災害協力協定を結びました。福祉避難所が有機的に機能し、避難の支援が必要な高齢者が必要な支援を受け、円滑に避難所生活を送ることができるよう、関係部署、各特別養護老人ホーム等との連携を強化していきます。

10. 在宅高齢者への支援

誰もが安心して住み続けることができる地域社会を実現するために、地域住民や民間事業者、行政など様々な主体が、それぞれ役割分担しながら連携することで、高齢者の異変への早期の気づきと専門機関への連絡につながります。

高齢者の日常生活でのささいな異変に気づくため、水道・電気・ガスの検針員、新聞配達員など様々な民間事業者と連携を図るとともに、気づきを相談につなげるため、相談機関の周知活動を行うなど、体制整備に努めます。

(1) 見守り体制の整備の取組み

ひとり暮らし高齢者の増加や、家族介護の困難性などから、地域で支援を必要とする高齢者は増大しています。支援を必要とする高齢者を早期に発見し、相談につなげるため、地域包括支援センターが中心となり、担当圏域内の様々な店舗に協力を呼びかけ、協力店舗として登録し、ネットワークを構築することで見守り体制を整備する「高齢者見守り 110 番」事業のさらなる充実を図り、孤立した生活による支援介入の遅れを防ぐための早期発見に取り組みます。

(2) 生活困窮高齢者の支援

生活困窮状態にある高齢者が経済的、社会的に自立して日常生活が送れるよう、自立相談支援センター等と連携した支援に取り組みます。

(3) ひらかた安心カプセル

地区の民生委員が日常の見守り活動の中で、高齢者や障害者等のうち希望する人に、持病やかかりつけ医、緊急連絡先など個人の救急医療情報をまとめて保管する「ひらかた安心カプセル」を配布していきます。

(4) ふれあいサポート収集事業

要介護認定等を受け訪問介護サービスを利用している人で、日常のごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者を対象に、市が一般ごみ・資源ごみなどを戸別に玄関先まで収集に伺うことにより、日常生活を支援します。

(5) 大型ごみ持出しサポート収集事業

世帯を構成する（同居者）すべての方が満 75 歳以上または要支援・要介護認定等を受け、屋内の大型ごみを出すことが困難な高齢者等の世帯を対象に、市がご自宅に伺い、屋内から大型ごみを持ち出して収集することにより、日常生活を支援します。

11. 小・中学生に対する高齢者への理解促進

今後も高齢化が進展する状況の中、地域全体で高齢者を支えるためには、小・中学生に対して、高齢者についての理解を促進していくことが必要です。認知症サポーター養成講座、高齢者疑似体験、介護施設の体験実習などのプログラムを小・中学校で実施し、様々な機会を通じて高齢者への理解促進を図ります。

資料編

1. 枚方市社会福祉審議会（本審）及び高齢者福祉専門分科会委員名簿

（順不同・敬称略）

氏名	職	社会福祉 審議会	高齢者福祉 専門分科会
明石 隆行	種智院大学 教授	委員	会長
安藤 和彦	ユマニテク短期大学 特別招聘教授、京都西山 短期大学 客員教授	委員	
石田 慎二	帝塚山大学 教授	委員	
上野谷 加代子	同志社大学 名誉教授	委員長	
大西 雅裕	神戸女子大学 教授	委員	
岡崎 成子	枚方市福祉団体連絡会 会長	委員	
河野 和永	枚方市障害福祉サービス事業者連絡会 役員	委員	
佐藤 嘉枝	枚方市介護支援専門員連絡協議会 副会長	委員	委員
武 正行	枚方市社会福祉協議会 会長	委員	
所 めぐみ	関西大学 教授	副委員長	
富岡 量秀	大谷大学 教授	委員	
長尾 祥司	枚方市自立支援協議会	委員	
橋本 有理子	関西福祉科学大学 教授	委員	
畑中 光昭	枚方地区人権擁護委員会 委員	委員	
原 啓一郎	弁護士	委員	
肥田 時子	枚方市民生委員児童委員協議会 会長	副委員長	
藤本 良知	枚方市医師会 名誉会長	委員	
三田 優子	大阪府立大学 准教授	委員	
三戸 隆	枚方市医師会 理事	委員	職務代理者
上羽 敏明	枚方市薬剤師会 副会長		委員
岸本 和代	枚方市民生委員児童委員協議会 副会長		委員
草川 重文	枚方市特別養護老人ホーム施設長会		委員
坂本 義次	枚方市老人クラブ連合会 会長		委員
玉井 佳次	枚方市歯科医師会 副会長		委員
平方 かおる	弁護士		委員
眞下 益	枚方市老人介護者（家族）の会 会長		委員
眞野 典子	神戸女子大学 准教授		委員

2. 枚方市社会福祉審議会（本審）及び枚方市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 開催経過

開催日	審議会名	案件
令和元年 11月8日	令和元年度第1回 社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ● ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第8期）の策定について ● ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第8期）の策定スケジュールについて ● 「高齢者の健康づくり等に関する実態調査」及び「介護保険サービス等に関する実態調査」の実施について
令和2年 5月15日 ～ 6月4日	令和2年度第1回 枚方市社会福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 委員長の選出について ● 専門分科会等の委員の選出について ● 専門分科会等の決議権限等の取扱いについて
6月15日 ～ 7月3日	令和2年度第1回 社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ● 会長の選出及び職務代理者の指名について ● ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第8期）の策定スケジュールについて ● 介護保険制度改正案及び基本指針について ● ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第7期）の進捗状況について ● 各種調査結果について 「高齢者の生活実態等に関する調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）」 「在宅介護実態調査」 「高齢者の健康づくり等に関する実態調査」 「介護保険サービス等に関する実態調査」
9月29日	令和2年度第2回 社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ● ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第8期）の試案について
12月4日	令和2年度第3回 社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ● ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第8期）素案（案）について
令和3年 1月25日 ～ 2月3日	令和2年度第4回 社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民意見聴取の結果について ● ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第8期）案について ● ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第8期）案の答申について

3. 枚方市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会からの報告

令和3年2月3日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市社会福祉審議会
委員長 上野谷 加代子
高齢者福祉専門分科会
会長 明石 隆行

「ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第8期）」の策定について（答申）

「ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第8期）」の策定について、これまでの本分科会での協議を踏まえ、下記のとおり意見を付して答申します。

記

ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第8期）案 別紙のとおり

ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第8期）に関する附帯意見

第8期計画の実施にあたっては、本計画で定めた内容を着実に推進していただきたい。その上で、以下の点に十分留意されたい。

1. 地域包括ケアシステムの構築について

地域包括ケアシステムの構築にあたり、在宅医療・介護連携、認知症支援、介護予防、生活支援、地域づくり等を進めていくうえで、本人と家族、医療機関や介護サービス事業者等の支援機関とのさらなる連携が重要となる。第8期においては、地域包括ケアシステムの構築に向けた様々な事業をより効果的に展開できるよう、きめ細かな検証を行いつつ、周知を図っていくことが求められる。

2. 介護保険料について

第8期計画期間においては、高齢者人口が増加する中、特に後期高齢者の占める割合が高くなることにより利用者数が増加し、介護給付費がさらに伸びる推計であることから、介護保険料は、第7期計画より増額となった。今後も引き続き、介護保険制度の持続可能性を確保するため、適切かつ効果的なサービス提供に努めるとともに、市民が負担する保険料額については、十分な説明を行い、理解を得る努力をすることが必要である。

以上

4. 用語解説

《あ行》

ICT

「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。

インフォーマルサービス

保健福祉サービスのうち、国や地方公共団体が直接か間接かは問わず、法律や制度に基づいて提供するサービス（フォーマル（公的）サービス）に対して、NPO法人等の民間団体やボランティア、家族、近隣、知人等がインフォーマル（非公的）に提供するサービスのこと。

NPO

「Non Profit Organization」の略で、非営利組織の意。医療、福祉、環境、文化、芸術、まちづくり、国際協力等の分野において、営利を目的とせず、社会的使命を意識して活動する民間の組織。特定非営利活動促進法（NPO法）による認証を受けた団体をNPO法人（特定非営利活動法人）と呼ぶ。

《か行》

介護給付

介護保険の保険給付のうち、「要介護1～5」に認定された被保険者への給付のこと。居宅での利用に対する給付、施設の利用に対する給付、地域密着型サービスの利用に対する給付に区分される。

介護給付費準備基金

3年を1期とする介護保険事業計画期間を通じて、保険料剰余金を管理し、財政の均衡を図るために市が設置する基金のこと。介護保険制度では、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、保険料は計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年を通じ財政の均衡を保つことができる金額を設定する。3年の計画期間中、保険料の剰余金が発生した場合は、基金に積み立て、介護給付費等が不足した場合は、基金を取り崩す。

また、次期計画においては基金残額を取り崩し、保険料負担の軽減に活用する。

介護サービス相談員

介護保険施設等に入所している人を訪問し、利用者や家族から介護サービスに関する疑問や不満等を聴くことにより、サービスの実態を把握し、サービスを提供している施設等との橋渡しの活動を行う人のこと。

介護報酬

介護サービス提供事業者を支払われる報酬のこと。提供されるサービスごとに、サービス提供者の種類及び要介護度ごとに細分化され、提供するサービスの内容・時間帯による加算等がある。

介護保険施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の4つの施設の総称。

介護予防

高齢者が要支援・要介護状態になることをできるかぎり防ぐこと、あるいは要支援・要介護状態であっても、状態がそれ以上悪化しないようにすること。

介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者や介護リスクのある虚弱高齢者（事業対象者）を対象に、多様な主体により訪問型・通所型などのサービス提供や介護予防に資する活動を行う事業。

介護療養型医療施設（療養病床等）

長期にわたって療養が必要な人に対して、医学的管理の下で、介護や機能訓練、医療を行う施設。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護を必要とし、自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の人に対して、介護を行う施設。

介護老人保健施設

症状が安定した状態にあり、リハビリテーションや介護が必要な人に対して、在宅生活への復帰を目指して、機能訓練や日常生活への支援を行う施設。

キャラバン・メイト

厚生労働省が提唱し、都道府県や市区町村、全国キャラバン・メイト連絡協議会が連携して、認知症の人と家族を支援する「認知症サポーター」を養成する講師役のこと。養成されたキャラバン・メイトは自治体事務局（枚方市では健康福祉総合相談担当）等と協働して「認知症サポーター養成講座」を開催している。

居宅介護支援

地域で暮らす要介護等の方々が居宅サービスや地域密着型サービス及び必要な保険医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、本人の心身の状況、置かれている環境、本人や家族の意向をとらえて居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、この計画の実施の為にサービス事業者等との連絡・調整を行うサービス。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の指導・助言などを行うサービス。

ケアプラン（介護予防ケアプラン）

要介護・要支援者の心身の状況や置かれている環境を把握し、抱えている問題の解決を図るとともに、その人の有する能力に応じて自立した生活が営めるよう、利用する介護サービスの種類や内容などを定めた計画のこと。

ケアマネジメント（介護予防ケアマネジメント）

利用者の選択に基づいたサービスを適切に利用できるよう、ケアプランを策定するとともに、サービスの提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整等を行い、さらに、サービス利用実績の把握等を行うこと。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

「介護保険法」に基づく資格で、要支援・要介護者からの介護サービス計画（ケアプラン）等の相談に応じ、利用者の状況、希望、心身の状態等を考慮し、適切なサービスを利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う専門職。医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、社会福祉士、介護福祉士等の保健・医療・福祉分野の専門知識を持った人の中から、研修を経て養成される。

健康寿命

平均寿命のうち、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。平均寿命から、衰弱・疾病・認知症などにより介護が必要とされる期間を差し引いた寿命を指す。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理として権利やニーズの獲得を行うこと。併せて、高齢者等の自己決定による選択を支援する観点からの情報提供等も含む。

後期高齢者

75歳以上の高齢者のこと。

高齢化率

総人口に占める65歳以上人口の比率のこと。

高齢者虐待

高齢者に対して、家族や施設の職員など、高齢者を養護する人から行われる虐待の行為。①身体的虐待、②介護、世話の放棄、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つに類型される。

コーホート変化率法

同じ年（または同じ期間）に出生した集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

コミュニティソーシャルワーカー

地域において様々な問題を抱え、支援を必要とする人に対して、地域とのつながりや人間関係など、本人を取り巻く環境を重視した相談援助を行う専門知識を要した援助者。

《さ行》

施設・居住系サービス

介護保険法に基づいて指定を受けた施設に入居している高齢者に提供する生活の援助等を含めたサービス。施設サービスとしては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の4種類があり、居住系サービスとしては、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や、有料老人ホーム等の特定施設入居者生活介護がある。

社会福祉協議会

社会福祉法第109条に基づき、地域福祉を推進することを目的として設置された営利を目的としない民間組織。各種の福祉サービスの提供や地域の福祉活動の支援などを行っている。

住宅改修

居宅要介護者等が手すりの取り付けや段差解消等、小規模な住宅改修を行った際の費用の一部を支給するサービス。

新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）

厚生労働省により平成27年1月に策定された計画。「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現する」ことを目的としている。

成年後見制度

認知症や知的障害その他の精神上の障害等により判断能力が不十分である人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選任することで、本人を法律的に支援する制度のこと。成年後見人等は親族に限らず、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職等、家庭裁判所が事情を考慮したうえで、選任される。また、専門職や親族以外の成年後見制度の担い手として、法人や市民後見人養成講座を修了した市民も成年後見人等になることができる。

《た行》**第1号被保険者**

介護保険制度の被保険者のうち、65歳以上の人。

第2号被保険者

介護保険制度の被保険者のうち、40歳以上64歳以下の人で、医療保険に加入している人。

短期入所生活介護

介護老人福祉施設等に短期間入所し、施設において、入浴、排泄、食事その他必要な日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス。

短期入所療養介護

介護老人保健施設等に短期間入所し、施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を行うサービス。

地域共生社会

高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会。

地域支援事業

要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要支援状態となった場合でも可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、平成18年度からの介護保険制度の改正に伴い導入された。

地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、住宅や福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供されるような地域の体制。

地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するために厚生労働省が運営する情報システム。

地域包括支援センター

介護予防のケアマネジメントを行う機関。高齢者に対する総合的な相談窓口としての機能も有している。保健師等、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種がそれぞれ配置されており、互いの専門性を生かして問題の解決にあたる。

地域密着型サービス

認知症やひとり暮らしの高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、平成18年4月に創設された予防給付及び介護給付サービスのこと。利用者は市民に限定される。

地域密着型サービスには、次のサービスがある。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と利用者からの通報による随時対応型訪問を組み合わせたサービス。

② 夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回による訪問介護サービスに加え、随時利用者の求めに応じて行う訪問介護サービス、利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスなどのサービス。

③ 地域密着型通所介護

定員18人以下のデイサービスセンターなどの施設に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで受けるサービス。

④ 認知症対応型通所介護

認知症の人を対象とした通所介護（デイサービス）。

単独型：認知症対応型通所介護施設を単独で運営。

⑤ 小規模多機能型居宅介護

利用者の住み慣れた地域で提供される通所を中心にしたサービス。様態や希望により、適宜、スタッフによる利用者宅の訪問や、短期間の宿泊によるサービスが提供される。

⑥ 認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者が家庭的な雰囲気の中、少人数で共同生活を送りながら、日常生活の介護を受けるサービス。

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模で運営される有料老人ホーム等で提供されるサービス。少人数の入居者に対し、特定施設入居者生活介護と同様のサービスが提供される。

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模で運営される介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で提供されるサービス。少人数の入居者に対し、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と同様な施設サービスが提供される。

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて、同一事業所により訪問看護を提供するサービス。

調整交付金（介護給付費財政調整交付金・総合事業調整交付金）

市町村間における介護保険財政の格差を調整するため国により交付される財政援助資金。交付総額は、総給付費及び総合事業費に対する国の負担する割合 25%のうち 5%分に相当するが、第 1 号被保険者の年齢階級別分布状況、所得分布状況等を考慮して配分されるため、5%を超えて交付される市町村と、5%を下回る市町村とがある。

調整済み認定率

認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第 1 号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率。

通所介護（デイサービス）

日帰り介護施設において入浴、食事等のサービスや機能訓練を行うサービス。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設、病院、診療所等において、理学療法士、作業療法士等によるリハビリテーションを行うサービス。

特定健康診査

平成 18 年の健康保険法の改正により、平成 20 年 4 月から 40～74 歳の保険加入者を対象として、全国の市町村で導入された健康診断のこと。特定健康診査は、糖尿病や高脂血症、高尿酸血症等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として実施される。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）に入所している要介護者等について介護サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービス。

特定福祉用具販売

居宅要介護者等が購入した、福祉用具等の購入費の一部を支給するサービス。

《な行》

日常生活圏域

介護施設等のサービス基盤の整備・充実を図ることを目的に、定める行政区域。圏域の設定にあたっては、保険者ごとに地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件等を総合的に勘案し定める。本市では小学校区を基本単位とした 13 の区域を日常生活圏域として定めている。

認知症ケアパス

認知症を発症したときから、生活をする上で様々な支障が出てくる中で、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるかを示すガイドブックのこと。

認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を暖かく見守り、支援する人のこと。

認知症施策推進大綱

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現をめざし、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことが重要としている。「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「遅らせる」「進行をゆるやかにする」という意味。（令和元年6月17日策定）

認定調査

要介護・要支援認定を行うために必要な調査のこと。要介護・要支援認定の申請があったときに、市町村職員または市町村から委託を受けた介護保険施設及び指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員等が調査員として対象者を訪問し、本人と家族への面接によって聞き取り調査を行う。

《は行》

徘徊高齢者（行方不明者）SOSネットワーク

認知症高齢者が徘徊して行方不明になった場合に、家族から警察署への捜索願とともに、市でも連絡を受け、公共交通機関や小売店などに情報を公開することにより、早期発見につなげる仕組み。

福祉用具

高齢者や障害者の自立に役立ち、介護する人の負担を軽減するための用具。具体的には、特殊寝台、車イス、褥瘡（じょくそう）予防用具、歩行器など。

福祉用具貸与

車椅子や特殊ベッド等定められた福祉用具の貸与を行うサービス。

フレイル

高齢者が筋力や活動性、認知機能、精神活動の低下などの健康障害を起し、要介護状態に至る前段階な状態（虚弱）を日本老年医学会は「フレイル（Frailty）」と提唱。このフレイルの概念には、しかるべき介入により再び健康な状態（元の生活）に戻るといふ可逆性が含まれている。

訪問介護

要介護者等の自宅を訪問介護員が訪問して、身体の介護や生活の援助を行うサービス。

訪問入浴介護

寝たきり等で家庭の浴槽を使っての入浴が困難な方の為に、簡易浴槽等の機材を自宅に持ち込み必要な入浴介護を行うサービス。

訪問看護

主治医の指示のもとで、看護師等が家庭を訪問し、療養上の看護などを行うサービス。

訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士が家庭を訪問し、リハビリテーションを行うサービス。

保険者機能強化推進交付金

自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組みの達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組みを推進するために、平成30年度から国において創設された交付金。

《や行》

有料老人ホーム

高齢者に対し、食事や介護の提供その他日常生活上必要なサービスを提供する民間の有料施設。

要介護認定

介護が必要な状態であるかどうか、どの程度介護を必要とするかどうかを、市町村等が介護認定審査会で客観的に評価するもの。要介護認定は、要支援1～2、要介護1～5、非該当のいずれかに分類される。

予防給付

介護保険の保険給付のうち、「要支援1～2」に認定された被保険者への給付のこと。居宅での利用に対する給付、地域密着型サービスの利用に対する給付に区分される。

《ら行》

レスパイトケア

日常的に介護をしている家族等の介護者が一時的に介護から解放され、ゆっくり休息を取れるように支援することをいう。

ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第 8 期）

発行：枚方市

編集：地域健康福祉室 長寿・介護保険担当

〒573-8666

枚方市大垣内町 2 丁目 1 - 2 0

電 話：0 7 2 - 8 4 1 - 1 4 6 1

F A X：0 7 2 - 8 4 4 - 0 3 1 5

ひらかた高齢者
保健福祉計画21
(第8期)